



(号外) 独立行政法人国立印刷局

〔省 令〕

日 次

- 国家公務員宿舎法施行規則の一部を改正する省令（財務省）

〔告 示〕

- 放送法施行規則第一百六十一條第五項において準用する同条第一項の規定により指定再放送事業者の指定の変更を行つた件（総務省）

官 壩
裁判所
破産、免責、再生関係
公認会計士等の登録及び登録抹消関係
特殊法人等
地 方 公 共 团 体
解 散 命 令 関 係
会 社 そ の 他
会 社 決 算 公 告

- 放送法施行規則第一百六十五条第三項の規定により指定再放送事業者が指定の効力を失つた件（同八〇）
- 放送法施行規則第一百六十五条第三項の規定により指定再放送事業者が改正する告示（厚生労働省）
- 使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件（同五九）
- 療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める告示（同六〇）

〔公 告〕

- 船舶気象通報規程等の一部を改正する告示（海上保安庁）

- 厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示（同六一）

- 船舶気象通報規程等の一部を改正する告示（海上保安庁）
- 財務省令第八号
国家公務員宿舎法（昭和二十四年法律第百十七号）第二十二条並びに国家公務員宿舎法施行令（昭和三十三年政令第三百四十一号）第六条第四項及び第十三条第二項の規定に基づき、国家公務員宿舎法施行規則の一部を改正する。

- 財務省令第八号
国家公務員宿舎法施行規則（昭和三十四年大蔵省令第十号。以下「規則」という。）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改める。

改 正 後	改 正 前
（宿舎の構造及び規格）	（宿舎の構造及び規格）
第六条 【略】	第六条 【同上】

2 宿舎の規格は、次の表のとおりとする。
ただし、国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号。以下この項及び第一号様式において「寒冷地手当法」という。）第一条第一号に規定する地域及び同条第二号に規定する内閣総理大臣が定める官署、同法第五条において読み替えて準用する同法第一条第二号に規定する防衛大臣が定める官署又は裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）において読み替えて準用する寒冷地手当法第一条第二号に規定する最高裁判所が定める官署からおおむね一キロメートル以内の区域（当該区域の全部又は一部が含まれる市町村内の町若しくは字の区域又はこれに相当する区域を含む。）における宿舎については、次の表の上欄に掲げる延べ面積（令第十三条第一項に規定する延べ面積をいう。以下同じ。）に七平方メートルを加算するものとする。

3 「表 略」

第1号様式（表紙）

第一号様式を次のように改める。

令和 年度
<u>宿 舎 設 置 要 求 書</u>
省 庁 名

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

調製要領

この要求書は、法第4条第1項の規定により設置すべき宿舎について、建設又は購入の方法により設置すべき宿舎及び借受の方法により設置すべき宿舎を区分して作成する。

第1号様式（建設及び購入）

宿舎の種類名

所轄財務局 又は 財務支局	官 署	緊急 順位	設 置 地	貸 し よ う と す る 職 員 の 官 職 (職務 の 級) 等	建 物					土 地			附 帯 施 設 等			備 考
					設置の 方 法	構 造 規 格	戸 数	平 方 メ ー ト ル	金 額	敷地確 保の有 無	設置の 方 法	平 方 メ ー ト ル	金 額	施設等 の内 容	設置の 方 法	数 量

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

記載要領

- 建設又は購入の方法により設置すべき宿舎について記入し、宿舎の種類別に別葉とする。
- 所轄財務局又は財務支局欄には、官署の所在地を管轄する財務局（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合には、財務支局）名を記入する（以下各葉の所轄財務局又は財務支局欄の記入について同じ。）。
- 官署欄には、地方支分部局、附属機関等の最小単位である官署名を記入する（以下各葉の官署欄の記入について同じ。）。
- 緊急順位欄には、官署の別にかかわらず要求項目の全部について緊急度の高いものの順に付した一連番号を記入する。
- 設置地欄には、設置すべき都道府県及び市町村（特別区の存する区域にあつては、都とする。）名を記入する（以下各葉の設置地欄の記入について同じ。）。
- 設置の方法欄には、法第9条に規定する設置の方法（建設にあつては、第5条第1項に規定するその細分）を記入する（以下各葉の設置の方法欄の記入について同じ。）。
- 構造規格欄には、第6条に規定する宿舎の構造及び規格を記入する（以下各葉の構造規格欄の記入について同じ。）。
- 建物及び土地の金額欄には、改築、移築及び模様替並びに購入の方法による設置の場合にその所要金額を記入する。
- 敷地確保の有無欄には、省庁別宿舎の設置を要求する場合に、その敷地の確保の有無を記入し、当該敷地が民有のものである場合にはその旨を記入する（以下各葉の敷地確保の有無欄について同じ。）。
- 施設等の内容欄には、設置すべき附帯施設等の内容を具体的に記入する（以下各葉の施設等の内容欄の記入について同じ。）。
- 附帯施設等の金額欄には、その設置のための所要金額を記入する。
- 合同宿舎の設置を要求する場合には、備考欄に（合同）と記入する。
- 宿舎の設置地が寒冷地手当法第1条第1号に規定する地域に該当する場合は同法第2条第1項に規定する地域の区分を、同法第1条第2号に規定する内閣総理大臣が定める官署、同法第5条において読み替えて準用する同法第1条第2号に規定する防衛大臣が定める官署又は裁判所職員臨時措置法において読み替えて準用する寒冷地手当法第1条第2号に規定する最高裁判所が定める官署からおおむね1キロメートル以内の区域（当該区域の全部又は一部が含まれる市町村内の町若しくは字の区域又はこれに相当する区域を含む。）に該当する場合は4級地と備考欄に記入する（第2号様式について同じ。）。
- 設置すべき宿舎が、既設宿舎の建替である場合は、備考欄に（建替）と記入する（第2号様式について同じ。）。

第1号様式(借受)

宿舎の種類名

所轄財務局 又は 財務支局	官 署	設 置 地	貸与しよう とする職員 の官職(職 務の級)等	建 物				土 地				備 考
				戸 数	平方メートル	月 額	年 額	相手方	平方メートル	月 額	年 額	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4列4とする。

記載要領

1 借受の方法により設置すべき宿舎について記入し、宿舎の種類別に別葉とする。

2 月額欄には、月額借料を記入する。

3 年額欄には、当該年度の年額借料を記入する。

4 相手方欄には、借受契約の相手方の氏名を記入する。

建物及び土地を一括して借り受ける場合には、建物の月額欄、年額欄及び相手方欄に一括して記入し、土地の当該欄には、記入を要しない。

2 1 附則
この省令は、令和七年四月一日(次項において「施行日」という。)から施行する。
施行日の前日においてこの省令による改正前の規則第六条第二項ただし書の規定の適用を受け、かつ、施行日以後この省令による改正後の規則(以下この項において「新規則」という。)第六条第二項ただし書の規定の適用を受けない宿舎のうち、施行日の前日において職員に貸与されており、かつ、施行日以後引き続き当該職員に貸与されるものについては、施行日から令和九年三月三十一日までの間、国家公務員宿舎法施行令(以下この項において「令」という。)第十三条第二項の規定に基づき当該宿舎の基準使用料の額(同条第一項に規定する一平方メートル当たりの基準使用料の額をいう。以下この項において同じ。)を新規則第十三条から第十九条まで(第十六条及び第十七条を除く。)の規定により調整した金額(以下この項において「調整後基準使用料の額」という。)が、当該宿舎を新規則第六条第二項ただし書の規定の適用を受ける宿舎とみなして令第十三条第二項の規定に基づき当該宿舎の基準使用料の額を新規則第十三条から第十九条まで(第十六条及び第十七条を除く。)の規定により調整した金額を超える場合には、同項の規定により、調整後の基準使用料の額から次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる控除額を控除して当該調整後の基準使用料の額に調整を加えるものとする。この場合において、新規則第二十条の規定の適用については、同条中「調整した金額」とあるのは、「調整した金額から国家公務員宿舎法施行規則の一部を改正する省令(令和七年財務省令第八号)」附則第二項に規定する控除額を控除した金額」とする。

社光ネット株式会社	放送事業者の氏名又は名称を変更するもの	施行日から令和八年三月三十一日まで	当該超える額の三分の一に相当する額	告 示	
				期 間	控 除 額
光ケーブルテレビ	放送事業者の氏名又は名称を変更するもの	令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで	当該超える額の三分の一に相当する額		
0182号	第KT0033	44第47号	第TK0000	指 定 番 号	指 定 番 号
二令和六年十一月	日 令和六年七月一	月 指 定 の 変 更 の 年	当該超える額の三分の一に相当する額		
太群馬市(旧生市)(旧桐生市)、	屋島岩名田中区愛知県、市町村倉東区、北区、市区、中昭名古屋市、春清天川和古屋市、日須白区、西日井町、(旧西南区)北山北市、(旧名古屋市)古柏	勘定に係る放送法第百四十二条第一項の規定に基づき、定められた区域を	勘定に係る放送法第百四十二条第一項の規定に基づき、定められた区域を	総務大臣	村上誠一郎

○総務省告示第七十九号
放送法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十号)第百六十一条第五項において準用する同条第一項の規定により指定再放送事業者の指定の変更を行つたので、同規則第百六十二条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年三月十八日

二 指定に係る放送法第百四十一条第一項の市町村の区域を勘案して定める区域を変更するもの

大阪府	唐津市	神奈川湘南ジ・エ株式会社	
22第 11K 号 00 00	22第 34K 号 00 00	66第 89K 号 00 11	
日六令 月和 十六 七年	日五令 月和 三六 十年	七五令 日月和 二六 十年	
関西1新3大阪 の丁家丁阪府 各横目中目、大 一枕、町、御、5阪 部、御、5阪市 本厨新丁阪市 庄東家自東成 1東の成 本丁町各中 中、長部、道 本厨、東丁 庄南長目、 東1田阪、 丁内市2 中目介小丁 野、荒御2 菱本厨丁目、 江北、御、 中横厨 新丁家、 新中	波佐 多賀 町、唐 津市、 旧肥 前町、 旧嚴 木町、 旧浜 玉町、 旧七 山村、 旧相 知町、 旧呼 子町、 旧北	愛浦伊茅中区南東 川郡勢ヶ央、区京 町葉原崎区青、都 山市市、葉磯町 町、海逗区、区市、 高老子、川、 座名市、横崎金稻 郡市、須市沢城 寒、三賀多区、 川座浦市摩 町間市、戸神 市、鍛、足、 秦倉市生、 上足市、 郡柄、開市、 市厚沢相区、 成町、綾市、 瀬大田市、 愛市、和原市、 甲郡三	市熊熊町有里雄賀大木郡巻須糸古市市早福戸市町木市松藍川町芸府区中浅南町都南 本木、田町市県任町桂町恵島賀、良岡畑、田、市住市郡中、区口区、郡市、 豊市市長町、佐町、川、町市市筑柳区市区伊仲郡東町、徳府市佐市、西か 見北中崎、三鹿賀、八町岡、紫川、東、予多三か丸、阿島中、伯東、倉妻つ橋 城区央県杵養島市赤女垣新那福野市大区小郡度木が亀板波県町、三区区都敷郡ら本 市、区長島基市、村郡朝町宮珂津市、牟、倉砥郡町わ市野市市、篠、次、 沖、崎郡郡、唐、広倉、町川市、筑田博北部琴、市、町、島海市、吳南郡、浜町、 中繩熊市大基小津福川郡遠、市、春後市多区町平香、坂、名市市、市区、島野、有田 頭県本、山城市智町筑賀久、宮日市、町川三出上西、町東、 郡那市西町町、前町山糟若市、久、小福、郡豊市郡板郡鳴、広竹西町市、郡市、 中霸東彼、鳥、田町、町屋市、大留中倉岡多直市、町石門熊島原区、 城市区杵江上、轟柄京川、鞍、郡、大川米央南南島度島、善、并市野市市、小井郡湯御 村、郡北峰野市都郡三手粕宇嘉野市市、区北北津町小通美町、町、安田原岡浅坊 宜熊長町市、郡香井郡屋美麻城、九町、豆司馬、小、廿三佐郡市山町市、 野本与、多莉春郡小町市市行直南八州、綾郡市郡板松坂日原南矢、市 湾市町白み崎市町、大竹、刀町遠篠朝宗市市、東門愛媛郡庄觀る郡市、市、町社区川辺 市西、石や町市町、糸洗、賀栗倉像、西区司豊宇町音ぎ松、豊、尾安、市、 区時町き、神伊みみ田町市市中飯区、区松多寺町茂阿田江道佐広、中 浦、津、藤、瑞万里町、三、手芦、間塚、八、山津小市、香北、郡田市北島瀬区日岩 添本、津、西郡市町、町、免ま府、若市町市、市大島郡区県戸、高出 市、郡熊郡松吉町市、崎郡嘉町、市市市郡川 糸満、日本太浦郡ケ武佐、大穂水、東綾町、ぬ県町吉上、温川、高、郡安島市区、 南区、県良郡ヶ武佐、

ル京公
ビ阪益
ジ神財
ヨケ団
ント法
ブ人

3 4 第
9 3 K
号 | K
0 0
0 0

七八令
日月和
二六
十年

東目3丁天目中1幣丁目2丁本日日区目小島夕港城丁丁海目3丁目一丁大森島新山佐当島薪大槻島町町治南修修勤寺大宅弓山京町町ノ松京粉の丁目王宮丁島目、丁目橋本本下、宮1風晴、目自岸、丁目、部目阪中、道北古坊正城住島町十落市大寺修修小宅閑田科南、京下都浜一目、寺41目5、大目、西橋橋寺松町丁15港、通市目、3、市内野裏代内、蓮之時町幡、合旗日平東寺松細生町区円西西西町府1部の2町丁丁、丁佃和、敷1東31ヶ、自丁丁晴三41岡の境丁西玉福、村、屋市寺内子門賈、島、田金泉原田町、小町ノノ円、京丁、各丁南自目3目2田3津丁1丁丁鼻鳥の目自2先丁丁1各川自区川島森外西佐敷田、林口、横横町勤町ケ玉町町、大野、京京町聚都目住一目、丁1丁1丁西目丁目目町ケ各、丁1目、目丁一1、阿1区南野一山、新相薪、の横島島一修、崎町、大宅石西南上、染市、吉部、丁三5自姬自丁目1、自、の、辻2南自丁、自部丁九波丁海大、口新佐珠島西大各島町町寺勤町、勤大宅石ケノ両平西廻中3区、文自明丁、島、自の丁2の4一上1部丁市の目波2、目条座自老内野西開古城村山住一町十北田南修、勤修宅鳥郡瀬京町町ノ南京、丁帝松の、町目大13、各自丁1丁部汐丁、自岡一除丁3港、11江、村池地北、内、野部吹八内、大寺勤修寺早井町町南、京町区目塚崎里31の宮丁丁31、目部目、5目天の3部21目丁区2丁丁47森村、ノ市、薪上、前、横日福修寺下稻脇、大西西丁、大西西丁の山町2丁丁各5目自丁部2の、の下丁、王各丁丁、自石丁自丁丁村東西佐下田市畠、京、横横島島岡寺仁ノノ町大小炊ノノ町聚樂各西4丁目、目一丁、自、丁各日各寺目2寺一目港目目田、田目、目目東、一山、鈴田の大田横島島町、町東王茶内、宅野御京京、樂廻、丁1目、部自4出、西自全本2、丁区部、晴の、中市3、2立、森口双佐間北各住辻島町町蘭勤、北堂屋町大神河門伯左西廻西部丁目、阪2、太丁来5淀、域橋部丁六目上、八3各31岡丁新丁亮吉8森大古置古、浦一平市町十郡場修勤出町町、宅納原原町樂馬ノ中町、自の4南丁阿子島丁川敷、東日、自万、本大幡丁一丁丁元目町自堀野丁森内城、外市、部谷大南六、寺修町、勤烏町町、町寮京町、東、金丁町目倍、橋の1目区津惠2本、休堂町正屋目部、目目町、1、11目東、佐屋田市、住落、横横南寺、勤勤修田、ノ西、町上、聚住2域自1、野1各丁、歌東美丁橋3町ケ8区14、1磯丁九丁丁の森東山敷珠田久大小合横島島谷本勤修修寺町大小京ノ西、合西聚吉丁、松丁昭区丁1目、自島1須目、5芝丁泉丁、港弁3丁路目条目目大各川一西、城五世住林、島町町堂修寺寺北、宅野両ノ西町ノ廻区目桃、松自和阿自、里1丁東、自各1目尾自、晴天丁目1南、開一端口ノ佐、ノ郡丸、横町五大の山寺西瀬大宅ノ甲高町ノ、京東北、ケ町、町倍、21丁目13丁の一丁、45の丁田2北41部、口古市坪久山大島中才川各町繩北戸日中ノ芝、町中ノ坂、田長池2美1野3章丁筋、丁丁目、丁丁の各部自北丁3、3目2丁堀丁丁、森東、田田、御、住町川田原一、手出河町、小辻町、各、御京町聚辺峡町1丁園目2自生、2波、全域浪2町、目全の、港目3丁、1の、阪丁口一、気田町谷屋川、横横修、町勤町、一西門春、聚丁、丁、1、丁、江御2丁中3日、域、速丁、千、全31、丁、3丁各2府、東口佐、齊相、谷、横横島宇寺勤勤修、大野、ノ西日西廻

町陽出出町三丁丁東清神海大丁丁戎各南目2難道目部丁手郎央5堂町56目3平目丁1粉南目丁開天天3丁222丁目湯辺西目目各5目、2町島島1宝、2水南山浜の、島一本、丁波修、目通町区丁島、丁丁、丁野、目丁浜開、目1下下丁目丁丁目、里1今、全丁、1浜町丁町栄5丁町辺町南全2町部町備目千町2千、31安目浜营目5喜目区4、目11南、丁茶茶目、目目自の岸1丁川6鷹城目2、丁通1、1橋丁、1町1町域丁2、1後、日1丁日3丁丁土、1原、丁連、瓜丁3、丁丁津花目屋屋、2、各里丁目2丁合、丁松、の丁宿丁町、北丁1丁3、丁堀丁町博前丁目前丁目自目町南丁町68目1瓜破目自3目自守園、東1鶴丁橋千山全1目、丁目2駒駒目、屋並全、屋、1九波、丁、丁大、市目1勞、目、1目、1扇目、丁丁、丁破1、自丁、1北31丁見目3本王域丁、矢目、丁川川、大松域5町2丁間止北、2の浜浜5堺、丁町西、宗丁、内北丁町、天目自流自南丁御、自322丁2丁丁自橋、丁中1、目4田、照目414和町、丁東丁、町庄北丁全西中丁区南目1心道右目北平浜目、同神、町、1目崎浜、丁丁自丁目、2玉目2丁北、丁24ケ、丁丁川、出、3、2東、町瓦、城町、綾船、丁斎頓衛の久野東、南心西平長12丁、1口西自、目、3丁出、丁目津3目丁丁丘4目自通錦島出丁9丁3北1町7、1戎之場本目橋堀門全宝町、淡森2町野吉丁目4丁西住、の3、萩2丁目東玉目、守丁の目、矢丁、の、1綾西島、丁、丁半丁、1丁翁大丁之町1町、11町域寺3東路町丁、本長目自、丁目1之粉各丁花之丁目、1出、31目各6丁町海神、桜、町、丁、橋浜、町東丁1東丁丁、町丁高町、天町原、加目、丁江浜一目園茶目、3丁中千丁丁の-4針1、丁一丁、1、岸明塩之櫛西北、甲町南2東2目丁心目自高千1目麗1丁、神2東2喜美、3目1西、南屋、天丁目1本目自各部丁中丁田自部目、3丁中通町浜町屋、旅2斐1町丁3丁、目、1目、1丁、1丁連南6丁、丁2、412長下目、丁南、1、1目、1目、1住駒桑丁、瓦1東町西町楠籠丁町丁1の丁、松、橋2難2前目瓦、目、天3目丁目西2丁自3目自丁住丁丁丁橋茶出、2目2聖4部西、1、1住駒桑、錦町丁3、3東町町、東、丁各、之町久丁目1丁北1淡今丁1目各、長丁目、5目4、江、丁北1、2目、2自岸区丁目自丁目矢224之1、丁七丁、4西北4遠、5町、久丁目1丁北1淡今丁1目各、長丁目、5目4、江、丁北1、1里旭目、1目、田丁丁、丁町丁4、道桜、丁丁3向丁里2部丁、東、宝目、丁高、目浜丁路橋目丁、1-3吉目、瓜丁、丁3区623目1丁、1、1里旭目、1目、東、丁砂東、丁陽、柏、小丁、松寺、木目、麗、島丁、3丁各、満、目戸背丁西の加、目立、目、目、3目、1目守、子目、1丁坂野、1丁、中、中、緑22の道町、町熊、町木野の大丁、屋町平橋、橋之目瓦丁目、33北、3戸目1各賀浜、1、丁23出丁千丁目、丁1玉1、1丁目、1目、1丁、町丁丁各町、東町町旅丁、41一中北6住丁丁丁内、の屋目、部丁丁区平丁口、丁一屋口住丁7松梅目、丁丁目自西目本目、33東、43目、1丁松中部丁吉2東東籠、4丁部町町吉目1各町、久、目、未野目15目部1東之目、目、3南、3戸目自西目本目、33東、43目、1、1住22、橋、44町北、31丁、の、丁、丁1大太中

品名	規格単位	薬価
<u>(せ)</u> ゼボジアカプセル0.92mg	<u>0.92mg 1カプセル</u>	<u>4,792.80</u>
<u>ゼボジアカプセルスター・パック</u>	<u>1シート</u>	<u>12,313.30</u>
<u>(ふ)</u> ブルキンザカプセル80mg	<u>80mg 1カプセル</u>	<u>6,636.10</u>
注射薬		
<u>(く)</u> クアルソディ髓注100mg	<u>100mg15mL 1瓶</u>	<u>2,788,883</u>
<u>(せ)</u> ゼップバウンド皮下注2.5mgアテオス	<u>2.5mg0.5mL 1キット</u>	<u>3,067</u>
ゼップバウンド皮下注5mgアテオス	<u>5mg0.5mL 1キット</u>	<u>5,797</u>
ゼップバウンド皮下注7.5mgアテオス	<u>7.5mg0.5mL 1キット</u>	<u>7,721</u>
ゼップバウンド皮下注10mgアテオス	<u>10mg0.5mL 1キット</u>	<u>8,999</u>
ゼップバウンド皮下注12.5mgアテオス	<u>12.5mg0.5mL 1キット</u>	<u>10,180</u>
ゼップバウンド皮下注15mgアテオス	<u>15mg0.5mL 1キット</u>	<u>11,242</u>
<u>(た)</u> ダトロウェイ点滴静注用100mg	<u>100mg 1瓶</u>	<u>311,990</u>
<u>(て)</u> テクベイリ皮下注30mg	<u>30mg 3mL 1瓶</u>	<u>216,930</u>
テクベイリ皮下注153mg	<u>153mg1.7mL 1瓶</u>	<u>1,081,023</u>
<u>(ひ)</u> ヒムペブジ皮下注150mgペン	<u>150mg 1mL 1キット</u>	<u>883,108</u>
<u>(ふ)</u> ファセンラ皮下注30mgペン	<u>30mg 1mL 1キット</u>	<u>351,731</u>
ブリビアクト静注25mg	<u>25mg2.5mL 1瓶</u>	<u>2,450</u>
<u>(る)</u> ルンスミオ点滴静注1mg	<u>1mg 1mL 1瓶</u>	<u>83,717</u>
ルンスミオ点滴静注30mg	<u>30mg30mL 1瓶</u>	<u>2,393,055</u>

(特掲診療料の施設基準等の一部改正)

第二条 特掲診療料の施設基準等(平成二十年厚生労働省告示第六十三号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<u>別表第九 在宅自己注射指導管理料、間歇注入シリコンポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬</u> (略) メコバラミン製剤 ベンラリズマブ製剤 マルスタンマブ製剤 ロザノリキシズマブ製剤	<u>別表第九 在宅自己注射指導管理料、間歇注入シリコンポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬</u> (略) メコバラミン製剤 新設 新設 (新設)
<u>別表第九の一の三 注入器加算に規定する注射薬</u> 別表第九に規定する注射薬のうち、P日4処理酸性人免疫グロブリン(皮下注射)製剤、ベクセタコフラン製剤及びロザノリキシズマブ製剤以外のもの	<u>別表第九に規定する注射薬のうち、P日4処理酸性人免疫グロブリン(皮下注射)製剤及びベクセタコフラン製剤以外のもの</u>

別表第九の一の五 注入ポンプ加算に規定する注射薬
PH4処理酸性人免疫グロブリン(皮下注射) 製剤
ベグセタコプラン製剤
ロザノリキシマブ製剤

別表第九の一の五 注入ポンプ加算に規定する注射薬
PH4処理酸性人免疫グロブリン(皮下注射) 製剤
ベグセタコプラン製剤
(新設)

附 則

この告示は、令和七年三月十九日から適用する。

○厚生労働省告示第五十九号

診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第五十九号)の規定に基づき、使用薬剤の薬価(薬価基準)(平成二十年厚生労働省告示第六十号)の一部を次の表のよう改正し、令和七年四月一日から適用する。ただし、同告示別表第一部の改正規定については、同年六月一日から適用する。

令和七年三月十八日

厚生労働大臣 福岡 資博

(傍線部分は改正部分)

改 正 後						改 正 前													
別表 注1～3 (略)		第1部		内用規格		薬単位		薬価		別表 注1～3 (略)		第1部		内用規格		薬単位		薬価	
品		名		規	格	單	位	円		品		名		規	格	單	位	円	
(あ)～(ら)	(略)								(あ)～(ら)	(略)									
(り)									(り)										
(略)									(略)										
リットフーロカプセル50mg				50mg	1カプセル			5,584.30	リットフーロカプセル50mg				50mg	1カプセル			5,802.40		
(略)									(略)										
(る)～(わ)	(略)								(る)～(わ)	(略)									
第2部～第4部	(略)								第2部～第4部	(略)									
		第5部	追	補	(1)														
		内用	規格	單位															
品		名		規	格	單	位	円											
(う)									(う)										
ウプトラビズ錠小児用0.05mg				0.05mg	1錠			443.50	ウプトラビズ錠小児用0.05mg				0.05mg	1錠			443.50		
(せ)									(せ)										
ゼボジアカプセル0.92mg				0.92mg	1カプセル			4,792.80	ゼボジアカプセル0.92mg				0.92mg	1カプセル			4,792.80		
ゼボジアカプセルスターターパック						1シート		12,313.30	ゼボジアカプセルスターターパック				1シート				12,313.30		
(ふ)									(ふ)										
ブルキンザカプセル80mg				80mg	1カプセル			6,636.10	ブルキンザカプセル80mg				80mg	1カプセル			6,636.10		
		注	射	薬															
品		名		規	格	單	位	円											
(く)									(く)										
クアルソディ髓注100mg				100mg	15mL	1瓶		2,788,883	クアルソディ髓注100mg				100mg	15mL	1瓶		2,788,883		

○厚生労働省告示第六十号
保険医療機関及び保険医療養担当規則(昭和三十二年厚生省令第十五号)第二十条第一号ト及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準(昭和五十八年厚生省告示第十四号)第二十条第三号トの規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等(平成十八年厚生労働省告示第百七号)の一部を次の表のよう改正し、令和七年三月十九日から適用する。

令和七年三月十八日

第一 厚生労働大臣が定める注射薬等 一 療担規則第二十条第二号ト及び療担基準第二十条第三号トの厚生労働大臣が定める保険医 が投与することができる注射薬	第二 厚生労働大臣が定める注射薬等 一 療担規則第二十条第二号ト及び療担基準第二十条第三号トの厚生労働大臣が定める保険医 が投与することができる注射薬		
インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第V因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第X因子加活性化第V因子製剤、乾燥人血液凝固第V因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第V因子製剤、乾燥人血液凝固第V因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第IX因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体、巡回活性複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチナアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液(在宅血液透析を行つている患者(以下「在宅血液透析患者」という。)に対して使用する場合に限る)、血液凝固阻止剤(在宅血液透析患者に対して使用する場合に限る)、生理食塩水(在宅血液透析患者に対して使用する場合及び本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釀に用いる場合に限る)、プロスタグランジンI ₂ 製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、エタネルセプト製剤、注射用水(本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釀に用いる場合に限る)、ペグビソマント製剤、スマトリップタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン	第一 厚生労働大臣が定める注射薬等 一 療担規則第二十条第二号ト及び療担基準第二十条第三号トの厚生労働大臣が定める保険医 が投与することができる注射薬	第二 厚生労働大臣が定める注射薬等 一 療担規則第二十条第二号ト及び療担基準第二十条第三号トの厚生労働大臣が定める保険医 が投与することができる注射薬	
ヒムベブジ皮下注150mgペン (ア) ファセンラ皮下注30mgペン ブリビアクト静注25mg (ル) ルンスミオ点滴静注1mg ルンスミオ点滴静注30mg	ヒムベブジ皮下注30mg (ア) ファセンラ皮下注153mg ブリビアクト静注25mg (ル) ルンスミオ点滴静注1mg ルンスミオ点滴静注30mg	100mg 1瓶 30mg 3 mL 1瓶 153mg 7 mL 1瓶 30mg 1 mL 1 キット 25mg 2.5 mL 1瓶 1 mg 1 mL 1瓶 30mg 30mL 1瓶	311.990 216.930 1,081.023 883.108 351.731 2.450 83.717 2,393.055

厚生労働大臣 福岡 資磨
(傍線部分は改正部分)

○厚生労働省告示第六十一号
厚生労働大臣が指定する病
廻置等及び定義副傷病名及び
める。

令和七年三月十八日

ウム製剤、ベタメタゾンリシン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリシン酸エステルナトリウム製剤、ヒプロフェンアンキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコボラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・レシスティン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロボエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行つてゐる患者のうち腎性貧血状態にあるものに対する場合に限る）、ダルベボエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行つてゐる患者のうち腎性貧血状態にあるものに対する場合に限る）、ダリバラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、アボモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレブチン製剤、アバタセブト製剤、pH4処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤（筋萎縮性側索硬化症患者に対して使用する場合に限る）、アスホターゼアルファ製剤、グラチラマーゼ酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、プロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イキセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デユビルマブ製剤、ヒドロモルフォン塩酸塩製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒトvon Willebrand因子製剤、プロスマブ製剤、アガルシダーゼアルファ製剤、アガルシダーゼベータ製剤、アルゲルコシダーゼアルファ製剤、イデユルスルファーゼ製剤、イミグルセラーゼ製剤、エロスルファーゼアルファ製剤、セラーゼアルファ製剤、ガルカルネズマブ製剤、オファツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレヌマブゼ製剤、アバロバラチド酢酸塩製剤、カブラシズマブ製剤（季節性アレルギー性鼻炎の治療のために使用する場合を除く）、テデユグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ビルトラルゼン製剤、レムデシビル製剤、ガルカネズマブ製剤、オファツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレヌマブゼ製剤、アバロバラチド酢酸塩製剤、乾燥濃縮人C1-インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤（四週間に一回投与する場合に限る）、メトトレキサート製剤、チルゼバチド製剤、ジルコプランナトリウム製剤、コンシズマブ製剤、テゼペルマブ製剤、オゾラリズマブ製剤、トロロキヌマブ製剤、エフガルチモドアルファ・ボルヒアルロニダーゼアルファ配合剤、ドブタミン塩酸塩製剤、ドバミン塩酸塩製剤、ノルアドレナリン製剤、ベドリズマブ製剤、ミリキズマブ製剤、乾燥濃縮人プロテインC製剤、メコバラミン製剤、ベンラリズマブ製剤（四週間を超える間隔で投与する場合を除く）、マルスタシマブ製剤及びロザノリキシズマブ製剤

製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、コボラミン臭化物製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、 H_2 遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロラミド製剤、プロクロロペラジン製剤、ブチルスコボラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システィン塩酸塩配合剤アダリムマブ製剤、エリスロボエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行つている患者のうち腎性貧血状態にあるものに對して使用する場合に限る）、ダルベボエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行つている患者のうち腎性貧血状態にあるものに對して使用する場合に限る）、テリバラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマップゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレープチン製剤、アバタセプト製剤、pH4処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤（筋萎縮性側索硬化症患者に對して使用する場合に限る）、アスピターゼアルファ製剤、グラチラマーゼ酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、プロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イキセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュビルマブ製剤、ヒドロモルフオン塩酸塩製剤、インスリン・グルカゴン様ペチド-1受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒトvon Willebrand因子製剤、プロスマブ製剤、アガルシダーゼアルファ製剤、アガルシダーゼベータ製剤、アルグルコシダーゼアルファ製剤、イデュルスルファーゼ製剤、イミグルセラーゼ製剤、エロスルファーゼアルファ製剤、セベリバーゼアルファ製剤、ベラゲルセラーゼアルファ製剤、ラロニダーゼ製剤、メボリズマブ製剤、オマリズマブ製剤（季節性アレルギー性鼻炎の治療のために使用する場合を除く）、デデュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ビルトラルセン製剤、レムデシビル製剤、ガルカネズマブ製剤、オファツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エヌスマブ製剤、アバロバチド酢酸塩製剤、カブランシズマブ製剤、乾燥濃縮人C1-1-インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤（四週間に一回投与する場合に限る）、メトトレキサート製剤、チルゼバチド製剤、ビメキズマブ製剤（四週間を超える間隔で投与する場合を除く）、ホスレボドパ・ホスカルビド水和物配合剤、ペグバリアーゼ製剤、バビナフスアルファ製剤、アバグルグルコシダーゼアルファ製剤、ラナデルマブ製剤、ネモリズマブ製剤、ペグセタコブラン製剤、シルコブランナトリウム製剤、コンシズマブ製剤（デゼベルマブ製剤、オゾラリズマブ製剤、トラロキヌマブ製剤、エフガルチギモドアルファ・ボルヒアルロビダーゼアルファ配合剤、ドブタミン塩酸塩製剤、ドバミン塩酸塩製剤、ノルアドレナリン製剤、ベドリズマブ製剤、ミリキズマブ製剤、乾燥濃縮人ブロteinC製剤及びメコバラミン製剤）

二
(略)

厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示

（厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名の一部改正）

第一条 厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名（平成二十年厚生労働省告示第九十五号）の一部を次の表のように改正する。

第一条 厚生労働大臣が定める傷病名 手術 処置等及び定義副傷病名の一部改正 (厚生労働大臣が定める傷病名 手術 処置等及び定義副傷病名の一部改正)

二十年厚生労働省告示第九十五号) の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

第二条 厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者（平成二十四年厚生労働省告示第百四十号）の一部を次表のように改正する。

次の表のよう改める。

改

正

後

改

正

前

(傍線部分は改正部分)

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号に規定する厚生労働大臣が別に定める者は、次に掲げる患者とする。

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用規定する厚生労働大臣が別に定める者は、次に掲げる患者とする。

二 別表1の薬剤の欄に掲げる薬剤(当該薬剤ごとに同表の番号の欄に掲げる番号(厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法別表19の診断群分類点数表の番号の欄に掲げる番号をいう。以下同じ。)に係るものに限る。)を投与される患者又は別表2

の検査の欄に掲げる診療報酬の算定方法別表第一（医科診療報酬点数表に規定する検査（同表の番号の欄に掲げる番号に係るものに限る））を受ける患者

三
（略）

三
(略)

別表1

	薬 剤	番 号
(略)		
13	オラパリブ (当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量(令和5年8月23日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された用法又は用量の変更について承認されたものに限る。)に係るものに限る。)	1736、1738及び1744
	オラパリブ (当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量(令和6年11月22日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。)に係るものに限る。)	1856から1859まで、 1863から1865まで及び1870
(略)		
78	デュルバルマブ (遺伝子組換え) (当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量(令和6年11月22日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。)に係るものに限る。)	1856から1859まで、 1863から1865まで及び1870
79	エフガルチギモド アルファ (遺伝子組換え)／ボルヒアルロニダーゼ アルファ (遺伝子組換え) (当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量(令和6年12月27日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。)に係るものに限る。)	245から248まで
80	モノエタノールアミンオレイン酸塩 (当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量(令和6年12月27日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。)に係るものに限る。)	1483及び1484

別表

	薬 剤	番 号
(略)		
13	オラパリブ (当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量(令和5年8月23日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された用法又は用量の変更について承認されたものに限る。)に係るものに限る。)	1736、1738及び1744
(略)		
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)

81	ベンラリズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和6年12月27日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1465から1468まで及び1471	(新設)	(新設)	(新設)
	ベンラリズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和6年12月27日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1465から1468まで及び1471			
82	トフェルセン（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和6年12月27日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	260から265まで	(新設)	(新設)	(新設)
83	テクリスタマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和6年12月27日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2034、2035、2040及び2041	(新設)	(新設)	(新設)
84	モスネツズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和6年12月27日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2002、2003、2016及び2017	(新設)	(新設)	(新設)

別表1の次に次の1表を加える。

別表2

	検査	番号
1	D006-19 がんゲノムプロファイリング検査	1972から1993まで、2000から2060まで、2065から2072まで及び2092から2095まで

附則

この告示は、令和7年11月十九日から適用する。

○海上保安庁告示第七号

船舶気象通報規程等の一部を改正する告示を次のとおりに定める。

令和7年3月18日

船舶気象通報規程等の一部を改正する告示

(船舶気象通報規程の一部改正)

第一条 船舶気象通報規程（昭和二十九年海上保安庁告示第1号）の一部を次のとおりに改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のとおりに改める。

海上保安庁長官 濑口 良夫

改 正 後		改 正 前	
別表 (第二条、第三条関係)			
気象観測を行う航路標識の名称及び観測種目		気象通報に使用する電話番号及びインターネット・ホームページアドレス	
(略)		(略)	
犬吠埼灯台 (風向、風速、 <u>気圧</u>)		0479-20-0177 (銚子海上保安部) 029-264-0177 (茨城海上保安部) https://www6.kaiho.mlit.go.jp/03kanku/choshi/inubosaki_lt/kisyou/index.html	
(略)		(略)	
尻屋崎灯台 (風向、 <u>風速</u>)		0178-32-2177 (八戸海上保安部) 017-721-1846 (青森海上保安部) 017-731-2177 (青森海上保安部) 0138-44-1177 (函館海上保安部) 0143-25-5177 (室蘭海上保安部) https://www6.kaiho.mlit.go.jp/02kanku/hachinohe/shiriyasaki_lt/kisyou/index.html	
(略)		(略)	
若宮灯台 (風向、風速、 <u>気圧</u>)		0837-26-5177 (仙崎海上保安部) 0920-52-8177 (対馬海上保安部) https://www6.kaiho.mlit.go.jp/07kanku/karatsu/wakamiya_lt/kisyou/index.html	
(略)		(略)	
備考 (略)		備考 (略)	

(小樽船舶運航信号所に関する告示の一部改正)

第一条 小樽船舶運航信号所に関する告示(平成17年海上保安庁告示第百七十七号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよつに改める。

改 正 後		改 正 前	
通 報 事 項 一・11 (略)			
三 櫻藻岬及び神威岬における風向、風速、 <u>気圧</u> 及び波高、釧路崎、納沙布岬、大間崎、恵山岬、松前、青苗岬、焼尻島及び金田ノ岬における風向、風速及び <u>気圧</u> 、龍飛崎における風向、風速及び波高並びに尻屋崎、 <u>若小牧</u> 、十勝大津、能取岬、釧作崎、松前小島、弁慶岬及び天禿島における風向及び風速		三 櫻藻岬及び神威岬における風向、風速、 <u>気圧</u> 及び波高、釧路崎、納沙布岬、金田ノ岬、青苗岬、松前、大間崎、恵山岬及び焼尻島における風向、風速及び <u>気圧</u> 、龍飛崎及び尻屋崎における風向、風速及び波高並びに <u>若小牧</u> 、十勝大津、能取岬、釧作崎、松前小島、弁慶岬及び天禿島における風向及び風速	
四・六 (略)		四・六 (略)	

第三条 塩釜船舶通航信号所に関する告示（平成

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付す。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう^に改める。

通 報 事 項 一・二 (略)		改 正 後	
(関門海峡海上交通センターが運用する門司船舶通航信号所及び同センターが行う情報の提供等の方法に関する告示の一部改正)		三 塩屋埼、鯛ヶ埼、鮫角、彈埼、飛島、入道埼及び大間埼における風向、風速及び気圧、龍飛埼における風向、風速及び波高並びに磯埼、金華山、久慈牛島、尻屋埼及び艤作埼における風向及び風速	
第四条 関門海峡海上交通センターが運用する門司船舶通航信号所及び同センターが行う情報の提供等の方法に関する告示(平成二十二年海上保安庁告示第百七十号)の一部を次のように改正する。		四・六 (略)	
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改める。		四・六 (略)	
(情報の提供)		改 正 後	
第四条 (略)		改 正 後	
一 内容		二 内容	
イ・ロ (略)		イ・ロ (略)	
ハ 船舶自動識別装置による場合		ハ 船舶自動識別装置による場合	
(1)・(2) (略)		(1)・(2) (略)	
(3) 三島及び見島北における風向、風速、気圧及び波高、女島及び若宮における風向、風速及び気圧並びに台場鼻、周防野島、八島、三井染長崎鼻、対馬瀬鼻、豆駿埼、筑前相島及び出雲日御崎における風向及び風速		(3) 三島、若宮及び見島北における風向、風速、気圧及び波高、女島における風向、風速及び気圧並びに台場鼻、周防野島、八島、三井染長崎鼻、対馬瀬鼻、豆駿埼、筑前相島及び出雲日御崎における風向及び風速	
三 (略)		三 (略)	
2・3 (略)		2・3 (略)	
(情報の提供)		改 正 前	
第四条 (略)		改 正 前	
一 内容		二 内容	
イ・ロ (略)		イ・ロ (略)	
ハ 船舶自動識別装置による場合		ハ 船舶自動識別装置による場合	
(1)・(2) (略)		(1)・(2) (略)	
(3) 石廊埼、観音埼、野島崎、犬吠埼及び塩屋埼における風向、風速及び気圧並びに伊良湖岬、舞阪、御前崎、八丈島、風早埼(伊豆大島)、鋸崎、本牧、東京十号地、洲崎、勝浦及び磯埼における風向及び風速		(3) 犬吠埼における風向、風速、気圧及び波高、石廊埼、観音埼、野島崎及び塩屋埼における風向、風速及び気圧並びに伊良湖岬、舞阪、御前崎、八丈島、風早埼(伊豆大島)、鋸崎、本牧、東京十号地、洲崎、勝浦及び磯埼における風向及び風速	
三 (略)		三 (略)	
2・3 (略)		2・3 (略)	

たばこ

詔 布 項

製造たばこ小売定価公告

たばこ事業法第33条第1項の規定により製造たばこの小売定価を令和7年2月5日付で認可したので、同法第35条の規定により当該小売定価を次のとおり公告する。

令和7年3月18日

財務大臣 加藤 勝信

製造たばこの品目			製造国(地)	小売定価
製造たばこの区分	名称	製品の区分		
葉巻たばこ	SOBREMESA BRULEE "WAGASHI"	153mm 1本	ニカラグア	3,900円
葉巻たばこ	Casa de Suenos Angelito Gordito	101.6mm 1本	ドミニカ共和国	3,900円
葉巻たばこ	Casa de Suenos Angelito Churchill	177.8mm 1本	ドミニカ共和国	4,500円
葉巻たばこ	Casa de Suenos Fantasia Short Belicoso	127mm 1本	ドミニカ共和国	4,300円
葉巻たばこ	Casa de Suenos Fantasia Toro Gordo	165.1mm 1本	ドミニカ共和国	4,500円
葉巻たばこ	Casa de Suenos Sonador Robusto	127mm 1本	ドミニカ共和国	4,300円
葉巻たばこ	Casa de Suenos Sonador Maximo	177.8mm 1本	ドミニカ共和国	4,500円
葉巻たばこ	Casa de Suenos Sonador Salomon	177.8mm 1本	ドミニカ共和国	8,400円

たばこ事業法第33条第1項の規定により製造たばこの小売定価を令和7年2月12日付で認可したので、同法第35条の規定により当該小売定価を次のとおり公告する。

令和7年3月18日

財務大臣 加藤 勝信

製造たばこの品目			製造国(地)	小売定価
製造たばこの区分	名称	製品の区分		
かぎたばこ	ペロ・アイシー・ベリーズ・ミディアム	15個 缶	パキスタン	320円
かぎたばこ	ペロ・グルービー・グレープ・ミディアム	15個 缶	パキスタン	320円

たばこ事業法第33条第2項の規定により製造たばこの小売定価を令和7年2月28日付で認可したので、同法第35条の規定により当該小売定価を次のとおり公告する。

令和7年3月18日

財務大臣 加藤 勝信

製造たばこの品目	製造国(地)	現行小売定価	変更小売定価	変更実施年月日
製造たばこの区分	名 称	製品の区分		
紙巻たばこ	FK 20本 ハードパック	日本	430円	450円 7. 5. 1
紙巻たばこ	FK 20本 ハードパック	日本	430円	450円 7. 5. 1
紙巻たばこ	F SK 20本 ハードパック	日本	430円	450円 7. 5. 1
紙巻たばこ	FK 20本 ハードパック	日本	430円	450円 7. 5. 1
紙巻たばこ	FK 20本 ハードパック	日本	430円	450円 7. 5. 1
紙巻たばこ	FK 20本 ハードパック	日本	430円	450円 7. 5. 1
紙巻たばこ	FK 20本 ハードパック	日本	430円	450円 7. 5. 1
紙巻たばこ	F SK 20本 ハードパック	日本	430円	450円 7. 5. 1
紙巻たばこ	FK 20本 ハードパック	日本	430円	450円 7. 5. 1
紙巻たばこ	FK 20本 ハードパック	日本	430円	450円 7. 5. 1
紙巻たばこ	F SK 20本 ハードパック	日本	430円	450円 7. 5. 1
紙巻たばこ	FK 20本 ハードパック	日本	430円	450円 7. 5. 1
紙巻たばこ	FK 20本 ハードパック	日本	430円	450円 7. 5. 1

紙巻たばこ	キャメル・クラフト・メンソール・ベリーカプセル・1・100's・スリム	F SK 20本 ハードパック	日本	430円	450円	7. 5. 1
紙巻たばこ	キャメル・クラフト・14・ポックス	FK 20本 ハードパック	日本	430円	450円	7. 5. 1
紙巻たばこ	キャメル・クラフト・10・ポックス	FK 20本 ハードパック	日本	430円	450円	7. 5. 1
紙巻たばこ	キャメル・クラフト・3・ポックス	FK 20本 ハードパック	日本	430円	450円	7. 5. 1
紙巻たばこ	キャメル・クラフト・メンソール・1・100's・スリム	F SK 20本 ハードパック	日本	430円	450円	7. 5. 1
紙巻たばこ	キャメル・クラフト・メンソール・ベリーカプセル・5・100's・スリム	F SK 20本 ハードパック	日本	430円	450円	7. 5. 1
紙巻たばこ	キャメル・クラフト・メンソール・ベアーカプセル・8・ポックス	FK 20本 ハードパック	日本	430円	450円	7. 5. 1
紙巻たばこ	キャメル・クラフト・メンソール・ベアーカプセル・5・ポックス	FK 20本 ハードパック	日本	430円	450円	7. 5. 1
加熱式たばこ	メビウス・ゴールド・レッド・ミント・ウィズ用	2.6g 5本	日本	580円	600円	7. 5. 1
加熱式たばこ	メビウス・プレミアムゴールド・レギュラー・ウィズ用	2.6g 5本	日本	580円	600円	7. 5. 1
加熱式たばこ	メビウス・プレミアムゴールド・メンソール・ウィズ用	2.6g 5本	日本	580円	600円	7. 5. 1

加熱式たばこ	メビウス・プレミアムゴールド・フローズン・ウィズ用	2.6g 5本	日本	580円	600円	7. 5. 1
加熱式たばこ	メビウス・プレミアムゴールド・シルク・レギュラー・ウィズ用	3.0g 5本	日本	580円	600円	7. 5. 1
加熱式たばこ	メビウス・ゴールド・パープル・ミント・ウィズ用	2.6g 5本	日本	580円	600円	7. 5. 1

たばこ事業法第33条第1項の規定により製造たばこの小売定価を令和7年3月3日付で認可したので、同法第35条の規定により当該小売定価を次のとおり公告する。

令和7年3月18日

財務大臣 加藤 勝信

製造たばこの区分	製造たばこの品目		製造国(地)	小売定価
	名 称	製品の区分		
加熱式たばこ	ネオ・クラシック・タバコ・hyper用	フィルター付 20本 ハードパック	大韓民国	500円
加熱式たばこ	ネオ・チルド・メンソール・hyper用	フィルター付 20本 ハードパック	大韓民国	500円
加熱式たばこ	ネオ・アイスド・メンソール・hyper用	フィルター付 20本 ハードパック	大韓民国	500円
加熱式たばこ	ネオ・アークティック・メンソール・hyper用	フィルター付 20本 ハードパック	大韓民国	500円
加熱式たばこ	ネオ・ブリリアント・ベリー・hyper用	フィルター付 20本 ハードパック	大韓民国	500円
加熱式たばこ	ネオ・ブリリアント・レッドフルーツ・hyper用	フィルター付 20本 ハードパック	大韓民国	500円
加熱式たばこ	ネオ・ブリリアント・トロピカル・hyper用	フィルター付 20本 ハードパック	大韓民国	500円

たばこ事業法第33条第2項の規定により製造たばこの小売定価を令和7年3月4日付で認可したので、同法第35条の規定により当該小売定価を次のとおり公告する。

令和7年3月18日

財務大臣 加藤 勝信

製造たばこの品目			製造国 (地)	現行 小売定価	変更 小売定価	変更実施 年月日
製造たばこの区分	名称	製品の区分				
葉巻たばこ	ダビドフ スペシャル<<T>>	152mm 1本	ドミニカ共和国	5,200円	5,500円	7. 4. 1
葉巻たばこ	ダビドフ スペシャル<<R>>	124mm 1本	ドミニカ共和国	4,700円	5,000円	7. 4. 1
葉巻たばこ	ダビドフ スペシャル<<R>> チュボス	124mm 1本	ドミニカ共和国	4,800円	5,100円	7. 4. 1
葉巻たばこ	ダビドフ ショートパー フェクト	124mm 1本	ドミニカ共和国	4,100円	4,400円	7. 4. 1
葉巻たばこ	ダビドフ エン トレアクト	89mm 1本	ドミニカ共和国	2,600円	2,800円	7. 4. 1
葉巻たばこ	ダビドフ アニ ベルサリオ NO.3 チュボ ス	152mm 1本	ドミニカ共和国	6,600円	6,900円	7. 4. 1
葉巻たばこ	ダビドフ グラ ンクリュ NO. 2	142mm 1本	ドミニカ共和国	4,100円	4,400円	7. 4. 1
葉巻たばこ	ダビドフ グラ ンクリュ NO. 3	129mm 1本	ドミニカ共和国	3,700円	3,900円	7. 4. 1
葉巻たばこ	ダビドフ グラ ンクリュ NO. 5	102mm 1本	ドミニカ共和国	2,900円	3,100円	7. 4. 1
葉巻たばこ	ダビドフ グラ ンクリュ ロブ スト	133mm 1本	ドミニカ共和国	4,700円	5,000円	7. 4. 1
葉巻たばこ	ダビドフ グラ ンクリュ トロ	152mm 1本	ドミニカ共和国	5,300円	5,600円	7. 4. 1
葉巻たばこ	ダビドフ ロブ スト ミレニアム ブレンド	133mm 1本	ドミニカ共和国	4,900円	5,200円	7. 4. 1
葉巻たばこ	ダビドフ ロブ スト チュボス ミレニアムブ レンド	133mm 1本	ドミニカ共和国	5,000円	5,300円	7. 4. 1
葉巻たばこ	ダビドフ ベ ティコロナ ミ レニアムブレン ド	114mm 1本	ドミニカ共和国	3,300円	3,500円	7. 4. 1

葉巻たばこ	ダビドフ ピラ ミデミレニアム ブレンド	156mm	1本	ドミニカ共和 国	5,600円	5,900円	7. 4. 1
葉巻たばこ	ダビドフ ショートロブ スト ミレニアム ブレンド	108mm	1本	ドミニカ共和 国	4,000円	4,200円	7. 4. 1
葉巻たばこ	ダビドフ トロ ミレニアムブ レンド	152mm	1本	ドミニカ共和 国	5,900円	6,200円	7. 4. 1
葉巻たばこ	ダビドフ ニカ ラグア ロブス ト ポックスプレ レス	127mm	1本	ドミニカ共和 国	4,000円	4,200円	7. 4. 1
葉巻たばこ	ダビドフ ニカ ラグア トロ ポックスプレス	154mm	1本	ドミニカ共和 国	4,900円	5,200円	7. 4. 1
葉巻たばこ	ダビドフ ニカ ラグア ディア デマ	165mm	1本	ドミニカ共和 国	6,000円	6,300円	7. 4. 1
葉巻たばこ	ダビドフ ニカ ラグア ロブス ト	127mm	1本	ドミニカ共和 国	4,100円	4,400円	7. 4. 1
葉巻たばこ	ダビドフ ニカ ラグア ロブス ト チュボス	127mm	1本	ドミニカ共和 国	4,200円	4,500円	7. 4. 1
葉巻たばこ	ダビドフ ニカ ラグア ショー トコロナ	95mm	1本	ドミニカ共和 国	2,800円	3,000円	7. 4. 1
葉巻たばこ	ダビドフ ニカ ラグア トロ	140mm	1本	ドミニカ共和 国	5,100円	5,400円	7. 4. 1
葉巻たばこ	ダビドフ ロイ ヤル リリース ロブスト	140mm	1本	ドミニカ共和 国	18,400円	19,400円	7. 4. 1
葉巻たばこ	ダビドフ ロイ ヤル リリース サロモネス	210mm	1本	ドミニカ共和 国	22,100円	23,300円	7. 4. 1
葉巻たばこ	ダビドフ エク スクイジットス	95mm	1本	ドミニカ共和 国	700円	800円	7. 4. 1
葉巻たばこ	ダビドフ NO. 2	152mm	1本	ドミニカ共和 国	4,200円	4,500円	7. 4. 1
葉巻たばこ	ダビドフ NO. 2 チュボス	152mm	1本	ドミニカ共和 国	4,300円	4,600円	7. 4. 1
葉巻たばこ	ダビドフ 1000	117mm	1本	ドミニカ共和 国	2,500円	2,700円	7. 4. 1

葉巻たばこ	ダビドフ 2000	129mm 1本	ドミニカ共和国	3,600円	3,800円	7. 4. 1
葉巻たばこ	ダビドフ 2000 チュボス	129mm 1本	ドミニカ共和国	3,700円	3,900円	7. 4. 1
葉巻たばこ	ダビドフ 6000	127mm 1本	ドミニカ共和国	4,300円	4,600円	7. 4. 1
葉巻たばこ	ダビドフ シグネットロ	152mm 1本	ドミニカ共和国	5,000円	5,300円	7. 4. 1
葉巻たばこ	ダビドフ シグネットチャーベティコロナ	114mm 1本	ドミニカ共和国	2,800円	3,000円	7. 4. 1
葉巻たばこ	ダビドフ ウィンストンチャーチル アリス	175mm 1本	ドミニカ共和国	6,300円	6,700円	7. 4. 1
葉巻たばこ	ダビドフ ウィンストンチャーチル アーティストコロナ	114mm 1本	ドミニカ共和国	3,200円	3,400円	7. 4. 1
葉巻たばこ	ダビドフ ウィンストンチャーチル スティーヴマン	133mm 1本	ドミニカ共和国	5,600円	5,900円	7. 4. 1
葉巻たばこ	ダビドフ ウィンストンチャーチル コマンダー	152mm 1本	ドミニカ共和国	6,600円	7,000円	7. 4. 1
葉巻たばこ	ダビドフ ウィンストンチャーチル レイトイワ	125mm 1本	ドミニカ共和国	6,200円	6,600円	7. 4. 1
葉巻たばこ	ダビドフ ウィンストンチャーチル レイトイワ チャーチル	178mm 1本	ドミニカ共和国	6,900円	7,300円	7. 4. 1
葉巻たばこ	ダビドフ ウィンストンチャーチル レイトイワ トロ	152mm 1本	ドミニカ共和国	7,200円	7,600円	7. 4. 1
葉巻たばこ	ダビドフ ウィンストンチャーチル レイトイワ トロ ベリコソ	115mm 1本	ドミニカ共和国	2,700円	2,900円	7. 4. 1

葉巻たばこ	ダビドフ ウィンストンチャーチル ラコントゥール ベティバナテラ	102mm 1本	ドミニカ共和国	2,200円	2,400円	7. 4. 1
葉巻たばこ	ダビドフ ヤマサ ベティ チャーチル	102mm 1本	ドミニカ共和国	3,300円	3,500円	7. 4. 1
葉巻たばこ	ダビドフ ヤマサ ピラミデ	156mm 1本	ドミニカ共和国	6,700円	7,100円	7. 4. 1
葉巻たばこ	ダビドフ ヤマサ ロブスト	127mm 1本	ドミニカ共和国	5,800円	6,100円	7. 4. 1
葉巻たばこ	ダビドフ ヤマサ ロブスト チュボス	127mm 1本	ドミニカ共和国	5,900円	6,200円	7. 4. 1
葉巻たばこ	ダビドフ ヤマサ トロ	152mm 1本	ドミニカ共和国	6,800円	7,200円	7. 4. 1
葉巻たばこ	ダビドフ エスクリオ グラン パーフェクト	127mm 1本	ドミニカ共和国	5,300円	5,600円	7. 4. 1
葉巻たばこ	ダビドフ エスクリオ グラン トロ	140mm 1本	ドミニカ共和国	5,600円	5,900円	7. 4. 1
葉巻たばこ	ダビドフ エスクリオ ベティ ロブスト	83mm 1本	ドミニカ共和国	3,000円	3,200円	7. 4. 1
葉巻たばこ	ダビドフ エスクリオ ロブスト	114mm 1本	ドミニカ共和国	4,600円	4,800円	7. 4. 1
葉巻たばこ	ダビドフ エスクリオ ロブスト チュボス	114mm 1本	ドミニカ共和国	4,700円	4,900円	7. 4. 1
葉巻たばこ	プリメロス バイ ダビドフ ドミニカン	104mm 1本	ドミニカ共和国	1,230円	1,300円	7. 4. 1
葉巻たばこ	プリメロス バイ ダビドフ ドミニカン マデューロ	104mm 1本	ドミニカ共和国	1,230円	1,300円	7. 4. 1
葉巻たばこ	プリメロス バイ ダビドフ エスクリオ	105mm 1本	ドミニカ共和国	1,230円	1,300円	7. 4. 1
葉巻たばこ	プリメロス バイ ダビドフ ニカラグア	105mm 1本	ドミニカ共和国	1,230円	1,300円	7. 4. 1
葉巻たばこ	プリメロス バイ ダビドフ ニカラグア マデューロ	105mm 1本	ドミニカ共和国	1,230円	1,300円	7. 4. 1

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年(フ)第1号

岩手県北上市大堤南1丁目3番3号

債務者 寄松 瞳

1 決定年月日時 令和7年3月5日午後1時30分

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 前田 穀

4 破産債権の届出期間 令和7年4月23日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年5月23日午前10時45分

6 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで

盛岡地方裁判所花巻支部

令和7年(フ)第199号

横浜市鶴見区下野谷町4丁目166番地5 グライユール横浜404号

債務者 関口 大樹

1 決定年月日時 令和7年3月5日午前11時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 米村 俊彦

4 破産債権の届出期間 令和7年4月7日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年5月13日午前11時30分

6 免責意見申述期間 令和7年5月12日まで

横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第295号

横浜市緑区中山4丁目24番5-301号

債務者 羽田 純二

1 決定年月日時 令和7年3月4日午後4時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 天野 正男

4 破産債権の届出期間 令和7年4月7日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年5月15日午前11時30分

6 免責意見申述期間 令和7年5月14日まで

横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第63号

相模原市緑区若柳569番地8

債務者 根岸 久方

1 決定年月日時 令和7年3月3日午後4時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 白澤 章子

4 破産債権の届出期間 令和7年3月31日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年5月14日午後2時30分

6 免責意見申述期間 令和7年5月14日まで

横浜地方裁判所相模原支部

令和7年(フ)第70号

相模原市緑区橋本3丁目19番9-1202号

債務者 煙山 孝幸

1 決定年月日時 令和7年2月28日午後4時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 中山 峻介

4 破産債権の届出期間 令和7年3月28日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年5月14日午後1時45分

6 免責意見申述期間 令和7年5月14日まで

横浜地方裁判所相模原支部

令和6年(フ)第868号

川崎市川崎区小田2丁目16番12号 有明興業寮 307

債務者 川崎 博

1 決定年月日時 令和7年3月5日午後4時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 鈴木 志帆

4 破産債権の届出期間 令和7年4月7日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年5月20日午後1時30分

6 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで

横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(フ)第115号

東京都羽村市羽中2丁目19番20号ドゥエル羽村110

債務者 竹林 紀義

1 決定年月日時 令和7年3月4日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 中村 敦

4 破産債権の届出期間 令和7年4月7日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年5月20日午前10時45分

6 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第37号

静岡県浜松市中央区早出町410番地

債務者 鈴木 俊次

1 決定年月日時 令和7年3月5日午前10時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 江間 吉洋

4 破産債権の届出期間 令和7年4月9日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年5月20日午後4時

6 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和6年(フ)第2053号

横浜市旭区左近山448番地3 左近山団地9街区7棟405号

債務者 花岡 正恵

1 決定年月日時 令和7年3月5日午前10時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 櫻庭 史子

4 破産債権の届出期間 令和7年4月7日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年5月22日午前10時

6 免責意見申述期間 令和7年5月21日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第6号

北海道帯広市西17条北1丁目18番18号

債務者 溝部 雅也

1 決定年月日時 令和7年3月5日午後1時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 木野村英明

4 破産債権の届出期間 令和7年5月8日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月5日午前10時30分

6 免責意見申述期間 令和7年5月22日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

令和7年(フ)第185号

東京都町田市金森東3丁目7番2-401号

債務者 山田 知美

1 決定年月日時 令和7年3月4日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 石原 重仁

4 破産債権の届出期間 令和7年4月7日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年5月22日午前11時15分

6 免責意見申述期間 令和7年5月22日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第194号

東京都昭島市田中町3丁目5番13-203号

債務者 丸山 英樹

1 決定年月日時 令和7年3月4日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 河野真一郎

4 破産債権の届出期間 令和7年4月7日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年5月22日午前11時

6 免責意見申述期間 令和7年5月22日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第79号

東京都八王子市南大沢5丁目1番地 3-303

債務者 上村 公一

1 決定年月日時 令和7年3月3日午後4時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 雪田 直輝

4 破産債権の届出期間 令和7年3月31日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年5月27日午後3時30分

6 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和7年(フ)第7号

相模原市緑区根小屋1230番地2

債務者 小松 英雄

1 決定年月日時 令和7年3月3日午後3時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 谷 樹人

4 破産債権の届出期間 令和7年3月31日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年5月28日午後1時30分

6 免責意見申述期間 令和7年5月28日まで
横浜地方裁判所相模原支部

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月5日前10時30分

6 免責意見申述期間 令和7年6月4日まで 富山地方裁判所高岡支部

令和7年(フ)第32号 富山県高岡市勝木原586番地、住民票上の住所富山県高岡市月野谷368番地 債務者 高森 正城

1 決定年月日時 令和7年3月5日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 白木 謙一 4 破産債権の届出期間 令和7年4月16日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月5日前10時40分 6 免責意見申述期間 令和7年6月4日まで 富山地方裁判所高岡支部

令和7年(フ)第33号 富山県高岡市勝木原586番地、住民票上の住所富山県高岡市月野谷368番地 債務者 高森 希城

1 決定年月日時 令和7年3月5日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 白木 謙一 4 破産債権の届出期間 令和7年4月16日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月5日前10時45分 6 免責意見申述期間 令和7年6月4日まで 富山地方裁判所高岡支部

令和7年(フ)第23号 静岡県富士宮市大岩489番地の25 債務者 一瀬 一安

1 決定年月日時 令和7年3月4日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 石野 弘 4 破産債権の届出期間 令和7年4月15日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月12日前11時 6 免責意見申述期間 令和7年6月11日まで 静岡地方裁判所富士支部

令和7年(フ)第135号 川崎市多摩区登戸新町402番地

債務者 碓井 利子

1 決定年月日時 令和7年3月5日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 坂本 佳隆 4 破産債権の届出期間 令和7年4月7日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月17日前1時30分 6 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和6年(フ)第2129号 東京都八王子市寺田町432番地グリーンビル寺田138-102

債務者 中野 知明

1 決定年月日時 令和7年3月4日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 福田 大助 4 破産債権の届出期間 令和7年4月15日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月17日前11時 6 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和6年(フ)第1622号 北海道江別市大麻園町34番地 大麻園町団地17号棟406号室

債務者 海江田紘幸

1 決定年月日時 令和7年3月4日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大川 拓也 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月22日前11時30分 5 免責意見申述期間 令和7年5月8日まで 札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第171号 札幌市北区北28条西10丁目1番13号 マクセル北28条B102号

債務者 下内 貴弘

1 決定年月日時 令和7年3月4日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 久保 晋介

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月22日前10時45分 5 免責意見申述期間 令和7年5月8日まで 札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第526号 大阪府豊中市三和町4丁目5番6号

債務者 K2電設こと 濱田 聖治

1 決定年月日時 令和7年3月4日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 森崎 勇季 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月22日前2時20分 5 免責意見申述期間 令和7年5月8日まで 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第35号 南国市廿枝1776番地1

債務者 上岡 智佐

1 決定年月日時 令和7年3月5日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小松 雄二 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月30日前1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年5月9日まで 高知地方裁判所破産係

令和7年(フ)第17号 栃木県下野市上古山1502番地29 グランティ202

債務者 中島 啓

1 決定年月日時 令和7年3月5日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小野民樹子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月13日前2時15分 5 免責意見申述期間 令和7年5月12日まで 宇都宮地方裁判所栃木支部

令和6年(フ)第3724号 大阪府三島郡島本町東大寺2丁目21番8号

債務者 太城規美子

1 決定年月日時 令和7年3月4日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 末永 貴寛 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月26日前1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年5月12日まで 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第16号

大阪市浪速区桜川4丁目6番1号 タウンコート桜川 408号、前住所大阪市東住吉区鷹合2丁目1番25-515号

債務者 ワールドワンこと 藤井 康志

- 1 決定年月日時 令和7年3月4日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 密 克行
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月27日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月13日まで

大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年(フ)第255号

札幌市南区南沢3条2丁目2番1号

債務者 堀川 徹

- 1 決定年月日時 令和7年3月4日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 井川 寿幸
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月28日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月14日まで

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第126号

京都市南区久世久上久世町361番地 ルミノーヴ上久世107

債務者 高田 隆史

- 1 決定年月日時 令和7年3月4日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 池戸 建騎
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月28日午前10時15分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月14日まで

京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年(フ)第558号

大阪府八尾市東山本新町7丁目1番24-203号

債務者 岡野 行秀

- 1 決定年月日時 令和7年3月4日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小林 美紀
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月29日午後1時40分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月15日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第362号

和歌山県紀の川市貴志川町長山277番地807、前住所大阪府泉大津市虫取町1丁目5番2-1107号

債務者 梶坂 和英

- 1 決定年月日時 令和7年3月4日午後1時30分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 三浦 孝司
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月29日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月15日まで

和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和7年(フ)第16号

山口県防府市大字伊佐江225番地の90

債務者 渡辺 幸一

- 1 決定年月日時 令和7年3月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 砥上 幸裕
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月16日午前10時45分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月15日まで

山口地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第1号

山口県長門市三隅下2047番地1 殿村新開D-203

債務者 中條 誠

- 1 決定年月日時 令和7年3月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 長谷 義明
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月23日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月16日まで

山口地方裁判所萩支部

令和6年(フ)第223号

長崎県東彼杵郡川棚町小串郷2236番地6

ファーストイントインコーポアイ201号

債務者 吉田 賢

- 1 決定年月日時 令和7年2月28日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 末竹彦司郎
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月30日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月16日まで

長崎地方裁判所佐世保支部破産係

令和6年(フ)第224号

長崎県東彼杵郡川棚町小串郷2063番地1

債務者 吉田 政子

- 1 決定年月日時 令和7年2月28日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 末竹彦司郎
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月30日午前10時45分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月16日まで

長崎地方裁判所佐世保支部破産係

令和7年(フ)第16号

長崎県佐世保市梅田町11番53号

債務者 川崎大志郎

- 1 決定年月日時 令和7年2月27日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 吉田 英樹
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月30日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月16日まで

長崎地方裁判所佐世保支部破産係

令和7年(フ)第19号

長崎県佐世保市白岳町153番地2

債務者 梅崎 聖

- 1 決定年月日時 令和7年2月28日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 馬渡 圭一
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月30日午後1時45分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月16日まで

長崎地方裁判所佐世保支部破産係

令和6年(フ)第5918号

大阪市旭区赤川2丁目14番20号 ファースト赤川 103号

債務者 安東 弘見(旧姓脇)

- 1 決定年月日時 令和7年3月4日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大森 裕子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月2日午後2時
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第6217号

大阪市東成区大今里2丁目9番5-309号

債務者 早久間もも

- 1 決定年月日時 令和7年3月4日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 横山 竜一

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月2日午後1時30分

5 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第603号

大阪府池田市渋谷1丁目13番14号

債務者 Advance Musicこと 中村 靖信

- 1 決定年月日時 令和7年3月4日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 吉倉 邦樹

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月2日午後2時

5 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第25号

大分県豊後大野市大野町矢田9番地

債務者 渡邊 義博

- 1 決定年月日時 令和7年3月4日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 田中 利武

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月10日午後2時30分

5 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで
大分地方裁判所竹田支部破産再生係

令和7年(フ)第5号

大分県竹田市久住町大字栢木5801番地15

債務者 福永 正幸

- 1 決定年月日時 令和7年3月4日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 利光 宏司

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月10日午後1時30分

5 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで
大分地方裁判所竹田支部破産再生係

令和7年(フ)第6号

大分県豊後大野市三重町内田2605番地3

債務者 富高あずさ

- 1 決定年月日時 令和7年3月4日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 田中 利武

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月10日午後2時

5 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで
大分地方裁判所竹田支部破産再生係

令和7年(フ)第37号

盛岡市西仙北1丁目32番6号

債務者 小笠原 学

- 1 決定年月日時 令和7年3月5日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 太田 秀栄
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月27日午後2時
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで

盛岡地方裁判所第2民事部

令和6年(フ)第1240号

愛知県春日井市如意申町4丁目31番地12

ヴィラ プリュネA102号

債務者 柏倉 和

- 1 決定年月日時 令和7年3月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 上禰 幹也
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月3日午前10時50分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第170号

愛知県愛知郡東郷町大字諸輪字北木戸西108
和合病院、住民票上の住所名古屋市中村区千成通6丁目4番地 ユニオンハイツ202号

債務者 赤城 光浩

- 1 決定年月日時 令和7年3月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 金原 一樹
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月4日午後2時40分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月21日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第48号

佐賀市高木瀬東3丁目10番9号 コーポハガクレ201

債務者 米倉亜由美

- 1 決定年月日時 令和7年3月5日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 福島 和代
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月22日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月21日まで

佐賀地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第16号

北海道河東郡音更町木野大通西2丁目3番地17 ハイツKIHIRU2-D

債務者 磯部 好孝

- 1 決定年月日時 令和7年3月5日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 石王 大樹
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月5日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月22日まで

釧路地方裁判所帶広支部破産係

令和7年(フ)第320号

愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字大門70番地2 ピーチハウス103

債務者 住田 晃一

- 1 決定年月日時 令和7年3月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山本 将貴
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月5日午後2時20分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月22日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第105号

大阪市港区弁天3丁目7番8号、前住所大阪市浪速区敷津東2丁目1番24-2706号

債務者 池田 光住

- 1 決定年月日時 令和7年3月4日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 白井 一成
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月5日午後1時40分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月22日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第9号

岐阜県大垣市笠縫町438番地1

債務者 林 洋一

- 1 決定年月日時 令和7年3月5日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 練喜 秀光
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月2日午後2時
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで

岐阜地方裁判所大垣支部破産係

令和7年(フ)第7号

岐阜県下呂市森122番地1、前住所岐阜県高山市山田町781番地68 緑ヶ丘ハイツ203

債務者 森本 竜二

- 1 決定年月日時 令和7年3月5日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中屋 利洋
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月26日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで

岐阜地方裁判所高山支部破産係

令和7年(フ)第101号

大阪市西成区津守1丁目13番31号

債務者 中安 純

- 1 決定年月日時 令和7年3月4日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 谷川 直人
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月9日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第479号

兵庫県西宮市苦楽園三番町3番7号

債務者 高橋 寛

- 1 決定年月日時 令和7年3月4日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 阿部 宗成
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月9日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第15号

山口県岩国市楠町1丁目9番5号

債務者 木村 秀政

- 1 決定年月日時 令和7年3月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山近 繁之
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月28日午前11時15分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで

山口地方裁判所岩国支部

令和7年(フ)第200号

札幌市南区簾舞1条4丁目4番8号

債務者 白戸 和充

- 1 決定年月日時 令和7年3月4日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 日和 優人
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月11日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月28日まで

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第11号

福岡県京都郡みやこ町犀川帆柱1459番地(住民票上の住所福岡県京都郡みやこ町犀川下伊良原1883番地31 伊良原住宅6号)

債務者 高瀬 享一

- 1 決定年月日時 令和7年3月5日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 油布 剛
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月12日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月29日まで

福岡地方裁判所行橋支部破産係

令和7年(フ)第210号

名古屋市中村区烏森町8丁目902番地

債務者 金原 晶代

- 1 決定年月日時 令和7年3月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山本 晋也
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月17日午前10時10分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第15号

広島県三原市中之町9丁目14番10号フレグラ
ンス田中B-201号、前住所広島県三原市中之町7丁目14番22号

債務者 佐竹 修

- 1 決定年月日時 令和7年3月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 松島 功治
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月13日午後2時
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月6日まで

広島地方裁判所尾道支部

令和7年(フ)第13号

島根県安来市広瀬町広瀬1088番地
債務者 三島 操

- 1 決定年月日時 令和7年3月5日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 松村健太郎
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月10日午後2時
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで
松江地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止
及び免責許可申立てに関する
意見申述期間

令和7年(フ)第4号

岩手県遠野市六日町9番6号
債務者 高橋 瑠美

- 1 決定年月日時 令和7年3月4日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

令和7年(フ)第14号

宮城県刈田郡蔵王町宮字井戸井沖65番地5
県営蔵王井戸井住宅1-305号室
債務者 小熊 沙希(旧姓寺島)

- 1 決定年月日時 令和7年3月4日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで
仙台地方裁判所大河原支部

令和7年(フ)第15号

宮城県刈田郡蔵王町宮字井戸井沖65番地5
県営蔵王井戸井住宅1-305号室
債務者 小熊 慎也

- 1 決定年月日時 令和7年3月4日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで
仙台地方裁判所大河原支部

令和7年(フ)第20号

宮城県大崎市古川鶴ヶ塙字新江北121番地1
パディーコートA棟101号

- 債務者 高橋 鷹
- 1 決定年月日時 令和7年3月3日午後4時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
 - 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 - 4 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

令和7年(フ)第7号

代替住所A(旧住所 秋田県大館市雪沢字雪沢70番地1)

- 債務者 小笠原葉月
- 1 決定年月日時 令和7年3月3日午後2時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
 - 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 - 4 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで
秋田地方裁判所能代支部

令和7年(フ)第46号

福島県郡山市開成6丁目352番地 開成ビルズ605号

- 債務者 山田 理絵
- 1 決定年月日時 令和7年3月4日午前10時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
 - 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 - 4 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和6年(フ)第506号

新潟市西区浦山2丁目1番66号 サンシャイン青山A908

- 債務者 桑原智恵子
- 1 決定年月日時 令和7年3月4日午前10時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
 - 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 - 4 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで
新潟地方裁判所民事部

令和7年(フ)第24号

富山県高岡市二塚843番地
債務者 沙魚川 隼

- 1 決定年月日時 令和7年3月4日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで
富山地方裁判所高岡支部

令和7年(フ)第6号

石川県野々市市菅原町23番12号 県営11-5
債務者 勢藤 久和

- 1 決定年月日時 令和7年3月4日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで
金沢地方裁判所民事部

令和7年(フ)第8号

金沢市三馬1丁目146番地 フレグランスマーブル105号

- 債務者 本田 篤史
- 1 決定年月日時 令和7年3月4日午後3時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
 - 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 - 4 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで
金沢地方裁判所民事部

令和7年(フ)第45号

兵庫県尼崎市次屋4丁目3番26号ハナミズキ
俱楽部尼崎

- 債務者 松永安正こと 金 安正
- 1 決定年月日時 令和7年3月3日午後1時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
 - 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 - 4 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和7年(フ)第53号

兵庫県西宮市二見町3番20-305号
債務者 宮本 幸太

- 1 決定年月日時 令和7年3月3日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで
神戸地方裁判所尼崎支部

令和7年(フ)第26号

鳥取県鳥取市今町2丁目286番地 モータウンマンション201号、旧住所鳥取県東伯郡琴浦町大字徳万117番地19

- 債務者 池田 知絵(旧姓松浦)
- 1 決定年月日時 令和7年3月4日午前10時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
 - 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 - 4 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで
鳥取地方裁判所民事部

令和7年(フ)第27号

鳥取県鳥取市丸山町200番地28、旧住所鳥取県鳥取市府町町屋385番地1カルチャータウン万葉101号

- 債務者 飯山 知奈
- 1 決定年月日時 令和7年3月4日午前10時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
 - 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 - 4 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで
鳥取地方裁判所民事部

令和7年(フ)第11号

島根県出雲市斐川町福富168番地1 市営久木西住宅10

- 債務者 黒田 和雄
- 1 決定年月日時 令和7年3月4日午前11時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
 - 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 - 4 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで
松江地方裁判所出雲支部

<p>令和7年(フ)第1号 熊本市北区武蔵ヶ丘1丁目15-8 たかは ビル3-B、住民票上の住所熊本県菊池郡菊 陽町武蔵ヶ丘北1丁目14番1-101号 セ ジユール武蔵ヶ丘A 債務者 梅田 真琴 1 決定年月日時 令和7年3月3日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用 を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月8日まで 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係 令和7年(フ)第40号 静岡県浜松市中央区野口町310番地 メゾン 野口町106号 債務者 小島 隆広 1 決定年月日時 令和7年3月4日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用 を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月9日まで 静岡地方裁判所浜松支部破産係 令和7年(フ)第63号 静岡県浜松市中央区入野町16105番地の21 トレビアン南平202号室 債務者 三原亜香根 1 決定年月日時 令和7年3月4日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用 を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月9日まで 静岡地方裁判所浜松支部破産係 令和7年(フ)第72号 神奈川県厚木市戸室4丁目15番25号 カーサ 厚木戸室II 債務者 千葉 豊 1 決定年月日時 令和7年3月3日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用 を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月12日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部</p>	<p>令和7年(フ)第25号 青森県弘前市大字駒越町71番地 プリメゾン グランデュールI-201号、旧住所青森県八 戸市大字豊崎町字中村24番地1 債務者 三上 遥(旧姓中野) 1 決定年月日時 令和7年3月4日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用 を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月13日まで 青森地方裁判所弘前支部</p> <p>令和7年(フ)第71号 神奈川県厚木市戸室4丁目18番3号 債務者 涌井 光男 1 決定年月日時 令和7年3月4日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用 を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月13日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部</p> <p>令和7年(フ)第12号 松江市浜乃木6-11-15、住民票上の住所奈 良市北之庄町53番地の2 若草マンション 402号 債務者 佐藤 賴弘 1 決定年月日時 令和7年3月4日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用 を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月13日まで 松江地方裁判所民事部</p>	<p>令和6年(フ)第1256号 広島市安佐南区山本1丁目7番18-603号 債務者 難波 康治 1 決定年月日時 令和7年3月3日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用 を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで 広島地方裁判所民事第4部</p> <p>令和7年(フ)第15号 北海道小樽市豊川町3番7号 債務者 棚内 悠斗 1 決定年月日時 令和7年3月5日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用 を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで 札幌地方裁判所小樽支部</p> <p>令和7年(フ)第141号 仙台市宮城野区東仙台2丁目3番7号 リー ベンス東仙台303 債務者 山田 智也 1 決定年月日時 令和7年3月4日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用 を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係</p>	<p>令和7年(フ)第22号 秋田県南秋田郡五城目町馬場目字帝釈寺25番 地 債務者 草皆 典子 1 決定年月日時 令和7年3月4日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用 を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで 秋田地方裁判所民事第2部</p> <p>令和7年(フ)第41号 福島県郡山市安積町日出山字一本松1番地の 2 ジェネスルミナス102号 債務者 佐藤 弘幸 1 決定年月日時 令和7年3月5日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用 を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで 福島地方裁判所郡山支部破産係</p> <p>令和7年(フ)第4号 千葉県鴨川市八色65番地2 債務者 藤浪沙友里(旧姓前村) 1 決定年月日時 令和7年3月4日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用 を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで 千葉地方裁判所館山支部破産係</p> <p>令和6年(フ)第780号 川崎市多摩区菅1丁目2番21号 米山ビル 201 債務者 平川 直美 1 決定年月日時 令和7年3月5日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用 を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係</p>
---	---	--	--

令和6年(フ)第855号 川崎市川崎区浅田4丁目14番4号 債務者 片桐 一 1 決定年月日時 令和7年3月5日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係	1 決定年月日時 令和7年3月5日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで 新潟地方裁判所民事部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで 金沢地方裁判所民事部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで 岐阜地方裁判所大垣支部破産係
令和6年(フ)第874号 川崎市多摩区宿河原6丁目5番40-1号 債務者 久保田みく 1 決定年月日時 令和7年3月5日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係	1 決定年月日時 令和7年3月5日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで 新潟地方裁判所民事部	1 決定年月日時 令和7年3月5日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで 金沢地方裁判所民事部	1 決定年月日時 令和7年3月5日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで 静岡地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第117号 川崎市高津区下作延2丁目7番21号 翠ハイツ202 債務者 谷内 昭彦 1 決定年月日時 令和7年3月5日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係	1 決定年月日時 令和7年3月5日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで 新潟地方裁判所民事部	1 決定年月日時 令和7年3月3日午後4時45分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで 甲府地方裁判所民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年3月4日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで 静岡地方裁判所富士支部
令和6年(フ)第450号 新潟市西区真砂3丁目8番32号 債務者 橋口 高司 1 決定年月日時 令和7年3月5日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係	1 決定年月日時 令和7年3月4日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで 富山地方裁判所民事部	1 決定年月日時 令和7年3月4日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで 長野地方裁判所上田支部	1 決定年月日時 令和7年3月5日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで 津地方裁判所四日市支部破産係
令和6年(フ)第451号 新潟市西区真砂3丁目8番32号 債務者 橋口 真弓	1 決定年月日時 令和7年3月5日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	1 決定年月日時 令和7年3月4日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	1 決定年月日時 令和7年3月5日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで 岐阜地方裁判所四日市支部破産係
令和7年(フ)第25号 金沢市中村町5番15号 山栄ハウス 10号、 従前の住所金沢市小坂町北3番地6 債務者 北川 園江 1 決定年月日時 令和7年3月5日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで 新潟地方裁判所民事部	令和7年(フ)第9号 新潟市東区松島1丁目1番7号 債務者 武藤美砂子 1 決定年月日時 令和7年3月5日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで 新潟地方裁判所民事部	令和7年(フ)第22号 山梨県甲府市大里町1677番地3 カーサ・オ カD 債務者 鷹野 司 1 決定年月日時 令和7年3月3日午後4時45分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで 金沢地方裁判所民事部	令和7年(フ)第36号 静岡県島田市中央町21番16号 債務者 森下 千春 1 決定年月日時 令和7年3月5日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで 岐阜地方裁判所大垣支部破産係
令和7年(フ)第53号 新潟市西区五十嵐3の町中6番17号 ハイツ 日本海106号 債務者 古俣 寛行 1 決定年月日時 令和7年3月5日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで 新潟地方裁判所民事部	令和7年(フ)第14号 富山市田畠12番地1 債務者 山下和樺巴 1 決定年月日時 令和7年3月4日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで 甲府地方裁判所民事部破産係	令和7年(フ)第13号 長野県上田市上原831番地9 債務者 西澤 浩 1 決定年月日時 令和7年3月4日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで 長野地方裁判所上田支部	令和7年(フ)第28号 三重県四日市市小杉町1487番地56 債務者 三島 智子 1 決定年月日時 令和7年3月5日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで 津地方裁判所四日市支部破産係
令和7年(フ)第19号 金沢市額新保3丁目202番地 グリシーナ 105号、従前の住所金沢市泉野町4丁目13番 40号 債務者 敷村 晴代 1 決定年月日時 令和7年3月5日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	令和7年(フ)第1号 富山市田畠12番地1 債務者 山下和樺巴 1 決定年月日時 令和7年3月4日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで 富山地方裁判所民事部	令和7年(フ)第11号 岐阜県大垣市墨俣町墨俣255番地1 住宅型 有料老人ホームあっぱれ 102号室、前住所 岐阜県大垣市本町1丁目81番地 債務者 大橋八寿子 1 決定年月日時 令和7年3月4日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	令和7年(フ)第42号 三重県桑名市筒尾8丁目7番地10 債務者 工藤 麗子 1 決定年月日時 令和7年3月5日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで 津地方裁判所四日市支部破産係

令和7年(フ)第45号

三重県四日市市羽津町23番20号 カルム・ラ・フォーレB-203
債務者 久川 力
1 決定年月日時 令和7年3月5日午前11時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで

津地方裁判所四日市支部破産係

令和6年(フ)第672号

兵庫県加古川市尾上町養田198番地の1
ヒューゲルヴェストB-205号
債務者 伊藤 雅人
1 決定年月日時 令和7年3月5日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで

神戸地方裁判所姫路支部

令和7年(フ)第12号

兵庫県揖保郡太子町矢田部387番地1
債務者 山本 良平
1 決定年月日時 令和7年3月5日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで

神戸地方裁判所龍野支部

令和6年(フ)第352号

奈良県生駒市さつき台1丁目515番地2 ベルコート C-101
債務者 寺西 雅樹
1 決定年月日時 令和7年3月4日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで

奈良地方裁判所破産係

令和6年(フ)第437号

奈良県山辺郡山添村大字北野1228番地の1
債務者 誠興業こと 井倉 誠
1 決定年月日時 令和7年3月3日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで
奈良地方裁判所破産係

令和6年(フ)第443号

奈良市桂木町18番209号
債務者 山野司眞子
1 決定年月日時 令和7年3月4日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで
奈良地方裁判所破産係

令和6年(フ)第295号

奈良県北葛城郡広陵町大字南郷974番地10、
前住所和歌山県橋本市あやの台1丁目33番地
の4
債務者 泉平 康王
1 決定年月日時 令和7年3月3日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで

奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和7年(フ)第13号

奈良県大和高田市田井新町4番5-205号
甲第ハイツ西本
債務者 吉井 和人
1 決定年月日時 令和7年3月3日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和7年(フ)第16号

奈良県宇陀市榛原天満台西3丁目37番の8
債務者 上西 育隆
1 決定年月日時 令和7年3月3日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和6年(フ)第98号

島根県出雲市東福町409番地1
債務者 金屋美花
1 決定年月日時 令和7年3月5日午前11時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで
松江地方裁判所出雲支部

令和7年(フ)第2号

島根県出雲市平野町539番地1 ルポゼB-1
202、前住所広島県東広島市寺家駅前20番20
号イーストヒルズD102号
債務者 本田 真依
1 決定年月日時 令和7年3月5日午前11時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで
松江地方裁判所出雲支部

令和7年(フ)第10号

島根県出雲市大津町463番地1、前住所島根
県出雲市湖陵町大池2036番地1
債務者 平野 哲也
1 決定年月日時 令和7年3月5日午前11時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで
松江地方裁判所出雲支部

令和7年(フ)第2号

島根県鹿足郡吉賀町白谷612番地
債務者 斎藤 清香
1 決定年月日時 令和7年3月4日午前11時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで
松江地方裁判所益田支部

令和7年(フ)第8号

岡山市南区小串3695番地4
債務者 同前 克己
1 決定年月日時 令和7年3月4日午前11時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで
岡山地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第81号

岡山市南区福吉町19番29号 アルファ福吉
401
債務者 松井 春治
1 決定年月日時 令和7年3月4日午前11時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで
岡山地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第96号

岡山市北区野田4丁目18番1号 北長瀬みづ
は住座803号
債務者 長田 肥佐
1 決定年月日時 令和7年3月4日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで
岡山地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第14号 広島県三原市青葉台17番4号 債務者 守下 真歩
1 決定年月日時 令和7年3月4日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで 広島地方裁判所尾道支部
令和6年(フ)第278号 広島県福山市山手町6丁目25番13-402号 債務者 藤井 彩香
1 決定年月日時 令和7年3月5日午前9時50分
2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで 広島地方裁判所福山支部再生・破産係
令和7年(フ)第24号 広島県福山市高西町南84番地 A102、旧住所広島県尾道市久保町1733番地 債務者 重藤 麻菜
1 決定年月日時 令和7年3月5日午前11時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで 広島地方裁判所福山支部再生・破産係
令和7年(フ)第7号 山口県熊毛郡布施町大字下田布施676番地12大下アパート202号 債務者 井上 勝利
1 決定年月日時 令和7年3月4日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで 山口地方裁判所岩国支部
令和6年(フ)第345号 徳島県板野郡藍住町住吉字藤ノ木79番地11 レインボーハイツ 201号 債務者 宮川 哲

1 決定年月日時 令和7年3月5日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで 徳島地方裁判所美馬支部
令和6年(フ)第62号 福岡県大川市大字一木948番地1 Easteria 1106号、前住所福岡県大川市大字大野島2256番地 債務者 本田 初美
1 決定年月日時 令和7年3月5日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで 徳島地方裁判所民事部
令和7年(フ)第22号 徳島県吉野川市川島町川島210番地 債務者 金崎 博
1 決定年月日時 令和7年3月5日午後2時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで 徳島地方裁判所民事部
令和7年(フ)第23号 徳島県板野郡松茂町 笹木野字八上63番地 工スチュアリー64 402号室 債務者 河野 直之
1 決定年月日時 令和7年3月5日午後2時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで 徳島地方裁判所民事部
令和7年(フ)第8号 徳島県美馬市脇町大字猪尻字西分139番地4 債務者 國見 純香
1 決定年月日時 令和7年3月4日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで 徳島地方裁判所美馬支部
令和7年(フ)第9号 徳島県三好市山城町大月47番地 債務者 宮川 賀敬
1 決定年月日時 令和7年3月4日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで 徳島地方裁判所美馬支部
令和7年(フ)第9号 宮崎県串間市大字大納3100番地 債務者 肥田 稔
1 決定年月日時 令和7年3月5日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで 宮崎地方裁判所日南支部
令和7年(フ)第9号 宮崎県都城市大王町63号5番地2 債務者 下京 明美
1 決定年月日時 令和7年3月5日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで 宮崎地方裁判所都城支部
令和7年(フ)第29号 宮崎県日向市曾根町3丁目129番地 きりもどき 債務者 川村 真
1 決定年月日時 令和7年3月5日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで 宮崎地方裁判所延岡支部
令和7年(フ)第3号 鹿児島県奄美市名瀬久里町4番12号、前住所鹿児島県奄美市名瀬伊津町7番4号 債務者 朝 智仁
1 決定年月日時 令和7年3月4日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで 鹿児島地方裁判所名瀬支部2係
令和7年(フ)第181号 東京都武蔵野市境1丁目18番21号 債務者 前川 光
1 決定年月日時 令和7年3月4日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年5月8日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第221号 東京都青梅市友田町2丁目765番地リバーメール舟場201 債務者 神田 秀夫 1 決定年月日時 令和7年3月4日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月8日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部	令和7年(フ)第94号 神戸市垂水区舞子坂1丁目14番10-501号 債務者 中多 浩之 1 決定年月日時 令和7年3月4日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月9日まで 神戸地方裁判所第3民事部	1 決定年月日時 令和7年3月4日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで 広島地方裁判所民事第4部	1 決定年月日 令和7年3月3日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 水戸地方裁判所日立支部
令和7年(フ)第42号 静岡県浜松市中央区萩丘2丁目31番17号 債務者 森川あかね 1 決定年月日時 令和7年3月5日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月9日まで 静岡地方裁判所浜松支部破産係	令和7年(フ)第95号 神戸市垂水区舞子坂1丁目14番10-501号 債務者 中多 寿子 1 決定年月日時 令和7年3月4日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月9日まで 神戸地方裁判所第3民事部	令和6年(フ)第197号 長崎県東彼杵郡川棚町小串郷1429-6、住民票上の住所鹿児島県鹿児島市紫原6丁目14番34-23号 破産者 上栗 大希 1 決定年月日 令和7年2月28日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月9日まで 長崎地方裁判所佐世保支部破産係	令和6年(フ)第1211号 埼玉県和光市本町23番60号 第6橋ハイツ301 破産者 濱野 順三 1 決定年月日 令和7年3月3日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和6年(フ)第1093号 神戸市東灘区住吉宮町7丁目6番8号 スカイパレス住吉302号、従前の住所神戸市須磨区養老町2丁目1番17-106号 債務者 豊山 恵美 1 決定年月日時 令和7年3月3日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月9日まで 神戸地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第17号 福岡県京都郡苅田町若久町3丁目6番地15(県営住宅向山団地2棟203号) 債務者 香本 雪絵 1 決定年月日時 令和7年3月4日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月13日まで 福岡地方裁判所行橋支部破産係	令和6年(フ)第210号 長崎県佐世保市御本町1番22号 トゥルース205、前住所長崎県大村市沖田町574番地1メゾン沖田1 破産者 松崎 雄 1 決定年月日 令和7年2月28日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月13日まで 長崎地方裁判所佐世保支部破産係	令和6年(フ)第1336号 埼玉県上尾市大字原市192番地47 破産者 望橋 竹矢(旧姓齋藤) 1 決定年月日 令和7年3月3日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第79号 神戸市東灘区御影塚町2丁目4番5号 レオネクストプリマヴェーラ御影 102号、従前の住所東京都世田谷区南烏山2丁目25番16号ガーデン・トキワⅡ106 債務者 中原 節雄 1 決定年月日時 令和7年3月3日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月9日まで 神戸地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第81号 神奈川県愛甲郡愛川町中津728番地の7 栄マンション101 債務者 木庭 陽子(旧姓三瓶・塙) 1 決定年月日時 令和7年3月5日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月14日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部	令和6年(フ)第96号 茨城県日立市諫訪町3丁目8番23-201号 破産者 富田 杏菜(旧姓野口) 1 決定年月日 令和7年3月3日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月14日まで 水戸地方裁判所日立支部	令和6年(フ)第1608号 埼玉県蓮田市藤ノ木2丁目20番地 サンピュアーA-103号 破産者 尾頭 健実 1 決定年月日 令和7年3月3日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月14日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第706号 神戸市東灘区御影塚町2丁目4番5号 レオネクストプリマヴェーラ御影 102号、従前の住所東京都世田谷区南烏山2丁目25番16号ガーデン・トキワⅡ106 債務者 中原 節雄 1 決定年月日時 令和7年3月3日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月9日まで 神戸地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第77号 広島市安佐北区亀山南2丁目68番4号 債務者 飛谷 将義	令和6年(フ)第1706号 茨城県日立市久慈町6丁目17番14-203号 破産者 江原光太朗	令和6年(フ)第1706号 埼玉県久喜市桜田2丁目2番5-905 破産者 佐瀬 俊 1 決定年月日 令和7年3月3日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月14日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和6年(フ)第1741号	埼玉県蕨市北町5丁目6番12号 Dande Lion II-303号 破産者 松本 哲学 1 決定年月日 令和7年3月3日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和6年(フ)第1754号	埼玉県上尾市大字小敷谷986番地15 破産者 繪鳩 一哉 1 決定年月日 令和7年3月3日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和6年(フ)第1769号	埼玉県川口市中青木3丁目16番14号 EXCEL第11 208号 破産者 本間 真二 1 決定年月日 令和7年3月3日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和6年(フ)第1787号	さいたま市浦和区北浦和1丁目12番4-106号 破産者 末吉 敬人 1 決定年月日 令和7年3月3日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和6年(フ)第1787号	さいたま市浦和区北浦和1丁目12番4-106号 破産者 末吉 敬人 1 決定年月日 令和7年3月3日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和6年(フ)第1844号	埼玉県川口市川口2丁目4番5号 デンス テージ301号 破産者 田中 快明

1 決定年月日 令和7年3月3日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係	令和6年(フ)第1919号	さいたま市桜区大字下大久保705番地10 破産者 山口 展弘 1 決定年月日 令和7年3月3日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所岸和田支部破産係
令和6年(フ)第1853号	さいたま市見沼区大字東門前165番地7 七里ガーデン103号 破産者 伊藤謙太朗 1 決定年月日 令和7年3月3日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係	令和6年(フ)第104号	大阪府岸和田市磯上町5丁目26番4号、事業所所在地大阪府岸和田市包近町158-1 (事業所所在地) 大阪府岸和田市摩湯町331-1 破産者 ミニストップ岸和田包近町店ことミニストップ岸和田摩湯町店こと 中田淳司郎 1 決定年月日 令和7年3月3日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所岸和田支部破産係
令和6年(フ)第1871号	埼玉県川口市川口5丁目9番11号 モンターリーブル302号 破産者 米田 保葉 1 決定年月日 令和7年3月3日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係	令和6年(フ)第353号	大阪府貝塚市澤171-3 パレス二色浜B棟304号 (事業所所在地) 神奈川県鎌倉市大船1745、住民票上の住所神奈川県鎌倉市岩瀬615番地1 メゾンワキタB-1 破産者 ファミリーマート大船谷之前店こと 東 賢一 1 決定年月日 令和7年3月3日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所岸和田支部破産係
令和6年(フ)第1873号	埼玉県北本市石戸7丁目95番地 スカイハイツ105 破産者 小西 洋平 1 決定年月日 令和7年3月3日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係	令和6年(フ)第402号	代替住所A (旧住所) 奈良県大和郡山市番条町616番地2 破産者 梅屋 知佳 1 決定年月日 令和7年3月3日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所岸和田支部破産係
令和6年(フ)第1880号	埼玉県上尾市谷津2丁目1番1号 B-1103 破産者 伊藤 誠二 1 決定年月日 令和7年3月3日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係	令和6年(フ)第192号	奈良市南京終町3-397-13、住民票上の住所奈良県桜井市大字出雲1661番地 破産者 平野 智弘 1 決定年月日 令和7年3月3日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 奈良地方裁判所破産係
令和6年(フ)第1880号	埼玉県上尾市谷津2丁目1番1号 B-1103 破産者 伊藤 誠二 1 決定年月日 令和7年3月3日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係	令和6年(フ)第241号	福岡県久留米市青峰3丁目8番1324号 破産者 富松 淳基 1 決定年月日 令和7年3月3日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所久留米支部
令和6年(フ)第1844号	埼玉県川口市川口2丁目4番5号 デンス テージ301号 破産者 田中 快明	令和6年(フ)第440号	大阪府岸和田市池尻町46番地の1 エイチ・ツーオー岸和田412号、前住所大阪府岸和田市下池田町2丁目8番9号 破産者 岩佐 州展 1 決定年月日 令和7年3月3日 2 主文 本件破産手続を廃止する。

令和6年(フ)第439号 大分市金池町3丁目3番9-904号 グリーゼンヒル金池町 破産者 小野 仁美 1 決定年月日 令和7年3月3日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大分地方裁判所民事第1部破産再生係	1 決定年月日 令和7年3月4日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 仙台地方裁判所第4民事部破産係	令和6年(フ)第34号 宮城県登米市石越町南郷字高森82番地4 破産者 千葉 彩加 1 決定年月日 令和7年3月4日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 仙台地方裁判所登米支部	令和6年(フ)第60号 群馬県太田市新田木崎町103番地1 破産者 村岡 圭 1 決定年月日 令和7年3月4日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 前橋地方裁判所太田支部
令和6年(フ)第1083号 札幌市南区真駒内本町6丁目10番5号 ノースランド真駒内306号 破産者 木村 保 1 決定年月日 令和7年3月4日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部	1 決定年月日 令和7年3月4日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 仙台地方裁判所第4民事部破産係	令和6年(フ)第35号 宮城県登米市中田町石森字茶畑33番地2 エスボワール石森B103号室 破産者 佐々木朱菜(旧姓佐藤) 1 決定年月日 令和7年3月4日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 仙台地方裁判所登米支部	令和6年(フ)第178号 埼玉県熊谷市石原1185番地3 アルファ20—D5 破産者 齊藤 靖博 1 決定年月日 令和7年3月4日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所熊谷支部
令和6年(フ)第1461号 札幌市中央区南23条西8丁目1番30-203号、 開始決定時の住所札幌市中央区南10条西7丁目6番3号 コーポ花月303号 破産者 藤長 知世(旧姓田中) 1 決定年月日 令和7年3月4日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部	1 決定年月日 令和7年3月4日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 仙台地方裁判所第4民事部破産係	令和6年(フ)第36号 宮城県登米市豊里町新田町37番地1 破産者 小室 雅裕 1 決定年月日 令和7年3月4日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 仙台地方裁判所登米支部	令和6年(フ)第243号 埼玉県熊谷市佐谷田3767番地1 破産者 東野 孝道 1 決定年月日 令和7年3月4日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所熊谷支部
令和6年(フ)第1181号 仙台市宮城野区萩野町4丁目1番59号 L a・パラドール308 破産者 岸 竜一 1 決定年月日 令和7年3月4日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 仙台地方裁判所第4民事部破産係	令和6年(フ)第1187号 仙台市青葉区八幡1丁目3番21-102号 破産者 佐久間 駿 1 決定年月日 令和7年3月4日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 仙台地方裁判所第4民事部破産係	令和6年(フ)第99号 栃木県栃木市大平町上高島254番地2 破産者 長 美江 1 決定年月日 令和7年3月4日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 宇都宮地方裁判所栃木支部	令和6年(フ)第248号 埼玉県熊谷市月見町1丁目104番地 破産者 齊藤 衛 1 決定年月日 令和7年3月4日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所熊谷支部
令和6年(フ)第1860号 札幌市豊平区月寒中央通8丁目3番16-1005号 破産者 北谷 優(旧姓佐々木) 1 決定年月日 令和7年3月4日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部	令和6年(フ)第1180号 仙台市青葉区八幡1丁目3番21-102号 破産者 佐久間 駿 1 決定年月日 令和7年3月4日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 仙台地方裁判所第4民事部破産係	令和6年(フ)第221号 群馬県前橋市下大島町1055番地134 破産者 高木 真澄 1 決定年月日 令和7年3月4日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 前橋地方裁判所民事部破産再生係	令和6年(フ)第272号 埼玉県熊谷市平戸2012番地1 マンションタカノ202号室 破産者 富士 賢人 1 決定年月日 令和7年3月4日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所熊谷支部
令和6年(フ)第1145号 仙台市青葉区木町通1丁目6番32-912号 破産者 市村 祐	令和6年(フ)第1145号 仙台市青葉区木町通1丁目6番32-912号 破産者 市村 祐		

令和6年(フ)第327号
埼玉県深谷市栄町7番49号 シティパレス深谷6C-206号
破産者 飯野 哲也
1 決定年月日 令和7年3月4日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
　　さいたま地方裁判所熊谷支部

令和6年(フ)第371号
埼玉県深谷市上野台3178番地4 メゾンあずさA-202号
破産者 横村 宗繼
1 決定年月日 令和7年3月4日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
　　さいたま地方裁判所熊谷支部

令和6年(フ)第382号
埼玉県熊谷市箱田4丁目1番12号 ラセーヌ106
破産者 城所 高志
1 決定年月日 令和7年3月4日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
　　さいたま地方裁判所熊谷支部

令和6年(フ)第761号
横浜市保土ヶ谷区権太坂2丁目18番13号 高橋マンション201号
破産者 小嶋 康弘
1 決定年月日 令和7年3月4日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
　　横浜地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第1149号
横浜市都筑区南山田1丁目3番13-207号、
開始決定時の住所横浜市港南区芹が谷5丁目32番28号
破産者 永野みゆき

1 決定年月日 令和7年3月4日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
　　横浜地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第2458号
神奈川県茅ヶ崎市中海岸4丁目2番4号 ヒルズ中海岸B 102
破産者 北川 宣行
1 決定年月日 令和7年3月4日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
　　横浜地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第103号
新潟市中央区山二ツ4丁目12番5号 クレール21 102号
破産者 志田 智
1 決定年月日 令和7年3月4日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
　　新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和6年(フ)第161号
長野市大字栗田2172番地長野東口Sビル3-B、旧住所長野市大字安茂里3781番地1
203
破産者 吉崎 雄貴
1 決定年月日 令和7年3月4日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
　　長野地方裁判所民事部破産係

令和6年(フ)第225号
長野市中御所4丁目11番4号 ハイツバンボ205、旧住所長野市丹波島3丁目762番地2
破産者 竹内 要
1 決定年月日 令和7年3月4日
2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
　　長野地方裁判所民事部破産係

令和6年(フ)第232号
静岡県焼津市東小川3丁目15番23号
破産者 青木 海人
1 決定年月日 令和7年3月4日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
　　静岡地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第668号
静岡県裾野市佐野1132番地の7 レインボー21-201、開始決定時の住所静岡県藤枝市小石川町4丁目16番37号 メゾンシャルム21-301号
破産者 大下 健史
1 決定年月日 令和7年3月4日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
　　静岡地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第1947号
名古屋市千種区揚羽町2丁目23番地 ガーデンヒルズ揚羽町G101号
破産者 熊崎 益義
1 決定年月日 令和7年3月4日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
　　名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第2481号
滋賀県長浜市列見町177番地4
破産者 足田 匡
1 決定年月日 令和7年3月4日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
　　名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第2542号
愛知県小牧市大字二重堀687番地 ロイヤルレインボーカーⅡ505号、従前の住所愛知県犬山市大字羽黒字小安43番地4
破産者 佐藤 弘紀
1 決定年月日 令和7年3月4日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
　　名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第2563号
愛知県半田市住吉町3丁目117番地の1 メゾンさかき102号
破産者 新美 伸幸
1 決定年月日 令和7年3月4日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
　　名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第2564号
名古屋市守山区桔梗平2丁目1701番地 C1 a s s e e d 21 102号
破産者 舟戸 陽子
1 決定年月日 令和7年3月4日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
　　名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第2629号
愛知県東海市富木島町伏見4丁目4番地の13
破産者 小濱 浩一
1 決定年月日 令和7年3月4日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
　　名古屋地方裁判所民事第2部

<p>令和5年(フ)第5654号 大阪府東大阪市俊徳町2丁目6番17号、前住所大阪市東成区大今里南1丁目2番9-7A号 破産者 川口 和廣 1 決定年月日 令和7年3月4日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部</p>	<p>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部</p>	<p>1 決定年月日 令和7年3月4日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所第3民事部</p>	<p>令和6年(フ)第373号 広島市西区己斐大迫1丁目1番13号 破産者 平田 龍太 1 決定年月日 令和7年3月4日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部</p>
<p>令和6年(フ)第2009号 大阪市城東区今福西3丁目13番5号 ユーベ今福 101 破産者 坂本喜代香 1 決定年月日 令和7年3月4日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部</p>	<p>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部</p>	<p>1 決定年月日 令和7年3月4日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 松江地方裁判所民事部</p>	<p>令和6年(フ)第950号 広島市西区田方3丁目909番地1 205 破産者 丸山 孝俊 1 決定年月日 令和7年3月4日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部</p>
<p>令和6年(フ)第3153号 大阪府吹田市春日3丁目19番20号(403) 破産者 一森 重人 1 決定年月日 令和7年3月4日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部</p>	<p>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部</p>	<p>1 決定年月日 令和7年3月4日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 松江地方裁判所民事部</p>	<p>令和6年(フ)第1087号 広島県東広島市西条町寺家5611番地11 リードフェリス市寺Ⅱ 202 破産者 古山 順子(旧姓東尾) 1 決定年月日 令和7年3月4日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部</p>
<p>令和6年(フ)第3281号 大阪府寝屋川市高柳1丁目3番4号(201号) 破産者 玉置 政仁 1 決定年月日 令和7年3月4日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部</p>	<p>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所堺支部破産係</p>	<p>1 決定年月日 令和7年3月4日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 松江地方裁判所民事部</p>	<p>令和6年(フ)第61号 北海道美唄市字美唄1377番地41(進徳町3区) 破産者 森山 章子(旧姓山田) 1 決定年月日 令和7年3月5日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所岩見沢支部</p>
<p>令和6年(フ)第3354号 大阪府交野市倉治3丁目24番25-31号 破産者 徳谷 晃努 1 決定年月日 令和7年3月4日 2 主文 本件破産手続を廃止する。</p>	<p>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部</p>	<p>1 決定年月日 令和7年3月4日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 岡山地方裁判所第3民事部</p>	<p>令和6年(フ)第149号 北海道釧路郡釧路町東陽西2丁目10番地8 破産者 川野 龍弥 1 決定年月日 令和7年3月5日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 釧路地方裁判所民事部</p>

令和6年(フ)第217号 北海道川上郡標茶町字オソツベツ154番地5 破産者 中村 倉三 1 決定年月日 令和7年3月5日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 釧路地方裁判所民事部	令和6年(フ)第233号 福島市桜木町6番10号カーサヴェルデ桜木町301 破産者 渡邊 優妃 1 決定年月日 令和7年3月5日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福島地方裁判所	1 決定年月日 令和7年3月5日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所川崎支部破産係
令和6年(フ)第218号 釧路市新栄町19番5号 リーベ201 破産者 大西かおり 1 決定年月日 令和7年3月5日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 釧路地方裁判所民事部	令和6年(フ)第240号 福島市南矢野目字荒屋敷55番地の1セントラルパーク208 破産者 関田 彰一 1 決定年月日 令和7年3月5日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福島地方裁判所	1 決定年月日 令和7年3月5日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	令和6年(フ)第807号 川崎市宮前区菅生4丁目8番38号 カルム ジャルダン 202 破産者 坂東 英麻 1 決定年月日 令和7年3月5日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所川崎支部破産係
令和6年(フ)第106号 宮城県石巻市築山1丁目3番11号 サンワード築山B棟 破産者 中野 秀紀 1 決定年月日 令和7年3月5日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 仙台地方裁判所石巻支部破産係	令和6年(フ)第1830号 横浜市旭区本宿町49番地2 ベルメゾンアサヒC-103号 破産者 中川 康宏(旧姓綿貫) 1 決定年月日 令和7年3月5日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日 令和7年3月5日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	令和6年(フ)第865号 川崎市多摩区栗谷3丁目32番1-402号 ユニハイム生田 破産者 佐藤 弘行 1 決定年月日 令和7年3月5日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所川崎支部破産係
令和6年(フ)第39号 宮城県気仙沼市錦町1丁目2番1号 市営鹿折南住宅5-205 破産者 熊谷 君夫 1 決定年月日 令和7年3月5日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 仙台地方裁判所気仙沼支部	令和6年(フ)第2472号 神奈川県藤沢市亀井野1085番地の1 アラク 六会601号 破産者 千野 恵子 1 決定年月日 令和7年3月5日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日 令和7年3月5日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所川崎支部破産係	令和6年(フ)第309号 埼玉県鶴ヶ島市大字太田ヶ谷946番地38 破産者 大蘆 祥子(旧姓小見山) 1 決定年月日 令和7年3月5日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所小田原支部民事部
令和6年(フ)第64号 秋田県横手市平鹿町醍醐字松館15番地19 破産者 藤原 楓花(旧姓木立) 1 決定年月日 令和7年3月5日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 秋田地方裁判所横手支部	令和6年(フ)第2626号 横浜市南区六ツ川2丁目130番地7 タート ルハウス101 破産者 松村 義一	1 決定年月日 令和7年3月5日 2 主文 本件破産手続を廃止する。	令和6年(フ)第470号 神奈川県足柄下郡真鶴町真鶴1086番地4 破産者 小出 武司 1 決定年月日 令和7年3月5日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所小田原支部民事部

<p>令和6年(フ)第603号 神奈川県小田原市南鴨宮3丁目34番27号 早野ハイツA 破産者 工藤 真己 1 決定年月日 令和7年3月5日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所小田原支部民事部</p>	<p>1 決定年月日 令和7年3月5日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 長野地方裁判所松本支部</p>	<p>令和6年(フ)第611号 静岡市駿河区小鹿1537番地の1 ニュー南B 101号 破産者 望月 博樹 1 決定年月日 令和7年3月5日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所民事第2部</p>	<p>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部</p>
<p>令和6年(フ)第597号 神奈川県座間市南栗原4丁目21番12号 グリーンハイツ柏台A棟201号 破産者 高橋 友晴 1 決定年月日 令和7年3月5日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所相模原支部</p>	<p>1 決定年月日 令和7年3月5日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 長野地方裁判所松本支部</p>	<p>令和6年(フ)第455号 静岡県浜松市浜名区本沢合52番地の2 プチマロン103 破産者 矢内建築こと 矢内 利裕 1 決定年月日 令和7年3月5日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所浜松支部破産係</p>	<p>1 決定年月日 令和7年3月5日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 高松地方裁判所民事部破産・再生係</p>
<p>令和6年(フ)第630号 神奈川県座間市入谷西2丁目17番17号 いちごテラス座間入谷西 破産者 高山 友子 1 決定年月日 令和7年3月5日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所相模原支部</p>	<p>1 決定年月日 令和7年3月5日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 長野地方裁判所飯田支部</p>	<p>令和6年(フ)第430号 滋賀県守山市下之郷3丁目7番2-102号 破産者 松見 知子 1 決定年月日 令和7年3月5日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所浜松支部破産係</p>	<p>1 決定年月日 令和7年3月5日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 宮崎地方裁判所破産係</p>
<p>令和6年(フ)第16号 新潟県佐渡市羽茂上山田1247番地1 破産者 渡辺 章 1 決定年月日 令和7年3月5日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 新潟地方裁判所佐渡支部破産係</p>	<p>1 決定年月日 令和7年3月5日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 長野地方裁判所伊那支部</p>	<p>令和6年(フ)第1245号 京都府向日市物集女町中条28番地 破産者 四本木一整 1 決定年月日 令和7年3月5日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大津地方裁判所民事部</p>	<p>1 決定年月日 令和7年3月5日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 宮崎地方裁判所延岡支部</p>
<p>令和5年(フ)第259号 東京都町田市広袴2-5-30、開始決定時の住所長野県北安曇郡白馬村大字神城25552番地 破産者 太田 和夫</p>	<p>1 決定年月日 令和7年3月5日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所民事第2部</p>	<p>令和6年(フ)第1025号 広島市中区基町16番5-204号 破産者 永見 竜治 1 決定年月日 令和7年3月5日 2 主文 本件破産手続を廃止する。</p>	<p>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所館山支部破産係</p>

免責許可決定

<p>令和6年(フ)第42号 千葉県館山市館山999番地の2 破産者 高橋 一典 1 決定年月日 令和7年2月27日 2 主文 破産者について免責を許可する。</p>
--

令和6年(フ)第220号
奈良県御所市大字東松本334番地の34、前住所奈良県御所市1242番地 1号
破産者 丹波 尚美
1 決定年月日 令和7年2月28日
2 主文 破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和6年(フ)第268号
奈良県香芝市真美ヶ丘6丁目9番23-306号
破産者 大橋 良馬
1 決定年月日 令和7年2月28日
2 主文 破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和6年(フ)第607号
相模原市中央区矢部1丁目12番11号 グリーンハイムA105
破産者 宍戸 厚美
1 決定年月日 令和7年3月3日
2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和6年(フ)第626号
相模原市南区相武台2丁目13番1号 ロアジス相武台303
破産者 藤本 恵美(旧姓脇山)
1 決定年月日 令和7年3月3日
2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和6年(フ)第658号
相模原市南区松が枝町6番2号 第2日栄コープ201
破産者 加藤 正美
1 決定年月日 令和7年3月3日
2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和6年(フ)第333号
奈良県天理市勾田町64番地3 ツインハイムA棟107
破産者 由井 里香
1 決定年月日 令和7年3月3日
2 主文 破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所破産係

令和6年(フ)第384号
奈良県大和郡市九条町877番地13
破産者 岸下 和美
1 決定年月日 令和7年3月3日
2 主文 破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所破産係

令和6年(フ)第386号
奈良県生駒郡平群町大字福貴1049番地の76
破産者 轟 亮子
1 決定年月日 令和7年3月3日
2 主文 破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所破産係

令和6年(フ)第392号
奈良市神功1丁目6番地 平城第1団地24-105
破産者 二宮 愛子
1 決定年月日 令和7年3月3日
2 主文 破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所破産係

令和6年(フ)第276号
福岡県久留米市津福今町181番地5 第5上野ビル402号
破産者 林 美香
1 決定年月日 令和7年3月3日
2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

令和6年(フ)第279号
福岡県久留米市長門石2丁目10番51号 メゾンタイキ203号
破産者 岡 秀樹
1 決定年月日 令和7年3月3日
2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

令和6年(フ)第91号
青森県上北郡おいらせ町木崎3番地18 タウン下田D号室
破産者 補田 唯人(旧姓鹿穂)
1 決定年月日 令和7年3月4日
2 主文 破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

令和6年(フ)第93号
青森県三沢市桜町2丁目6番16号 桜町改良住宅48-2-403
破産者 君澤 輝男
1 決定年月日 令和7年3月4日
2 主文 破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

令和6年(フ)第95号
青森県上北郡おいらせ町三本木156番地 奥入瀬東団地N-4
破産者 中村 勇一

1 決定年月日 令和7年3月4日
2 主文 破産者について免責を許可する。

令和6年(フ)第1902号
埼玉県上尾市大字原市3336番地 原市団地5-1-501
破産者 岡 優人
1 決定年月日 令和7年3月4日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和6年(フ)第1932号
埼玉県加須市花崎1丁目37番地18 シャトル21-102号室
破産者 池田富士夫
1 決定年月日 令和7年3月4日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和6年(フ)第1980号
埼玉県鴻巣市下忍3246番地
破産者 藤永 大嗣
1 決定年月日 令和7年3月4日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和6年(フ)第1986号
さいたま市中央区本町東5丁目1番3号 ヨノコーコ202号
破産者 市川 千史
1 決定年月日 令和7年3月4日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和6年(フ)第2013号
埼玉県川口市芝園町3番4-214号 芝園団地
破産者 山下 雅信
1 決定年月日 令和7年3月4日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和6年(フ)第2014号
埼玉県南埼玉郡宮代町東姫宮1丁目14番49号 ベルフローレⅢ 101号
破産者 神田 海優
1 決定年月日 令和7年3月4日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和6年(フ)第2024号
埼玉県新座市新堀2丁目9番12号
破産者 川原 拓也

1 決定年月日 令和7年3月4日
2 主文 破産者について免責を許可する。

令和6年(フ)第178号
新潟県長岡市横山町1849番地第1
破産者 加藤 大稀
1 決定年月日 令和7年3月4日
2 主文 破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和6年(フ)第2560号
名古屋市天白区表山2丁目2112番地 八事第1ビル1階F号
破産者 田中 志歩
1 決定年月日 令和7年3月4日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第2589号
名古屋市中川区山王1丁目2番29号 La Douceur 山王602号
破産者 金子 一樹
1 決定年月日 令和7年3月4日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第2626号
名古屋市守山区瀬古3丁目141番地 グループホームたんぽぽ瀬古Ⅱ番館
破産者 樋口 大祐
1 決定年月日 令和7年3月4日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第2647号
愛知県小牧市堀の内2丁目175番地
破産者 地越 治
1 決定年月日 令和7年3月4日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第2695号
名古屋市中川区伏屋4丁目1501番地 中伏屋荘1棟412号
破産者 四元 太志
1 決定年月日 令和7年3月4日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第2702号
名古屋市守山区大森八龍2丁目715番地 アムールナ101号
破産者 松井 敬佳
1 決定年月日 令和7年3月4日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第2712号
名古屋市中村区靖国町2丁目61番地 都築工業第2寮307号
破産者 加藤 英幸
1 決定年月日 令和7年3月4日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第2716号
名古屋市昭和区戸田町4丁目9番地の1
ピュアハイツ103号、従前の住所名古屋市緑区熊の前2丁目704番地 レージュソレーユ101号
破産者 工藤 智哉
1 決定年月日 令和7年3月4日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第2744号
名古屋市中川区千音寺2丁目1625番地 セジューネモネ306号
破産者 中野 弘子
1 決定年月日 令和7年3月4日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第2752号
名古屋市守山区瀬古1丁目1436番地 瀬古荘805号
破産者 佐々木達夫
1 決定年月日 令和7年3月4日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第2761号
名古屋市緑区曾根2丁目463番地 第2左京山荘1D号、従前の住所名古屋市緑区旭出2丁目1915番地 リベルテ203号
破産者 塩沢 正美
1 決定年月日 令和7年3月4日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第2783号
愛知県大府市北崎町1丁目150番地 北尾新田住宅303号
破産者 横本 誠
1 決定年月日 令和7年3月4日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第2806号
名古屋市守山区大字中志段味字上寺林99番地 ピア志段味301号
破産者 松下 英一
1 決定年月日 令和7年3月4日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第2812号
名古屋市天白区原4丁目1101番地の3
破産者 小久保健太
1 決定年月日 令和7年3月4日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第2830号
愛知県半田市長根町3丁目1番地 県営長根住宅7棟504号
破産者 大谷みさき(旧姓小松)
1 決定年月日 令和7年3月4日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第2831号
名古屋市東区泉1丁目5番22号 石町マンション203号
破産者 川島 正信
1 決定年月日 令和7年3月4日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第2843号
名古屋市南区宝生町2丁目1番地 宝生荘5棟304号
破産者 益田 美秋
1 決定年月日 令和7年3月4日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第2846号
愛知県知多郡南知多町大字師崎字寺脇1番地
破産者 鳥居沙和子
1 決定年月日 令和7年3月4日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第2856号
名古屋市守山区小幡太田7番27号 ひなた小幡、開始決定時の住所名古屋市守山区城南町8番18号 カーサ城南104号
破産者 中原しのぶ
1 決定年月日 令和7年3月4日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第2871号
名古屋市北区志賀町3丁目3番地の1 フェニックスニワ103号
破産者 浅野 義信
1 決定年月日 令和7年3月4日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第2895号
名古屋市守山区長栄11番13号 フォーラム守山601号
破産者 濱本 圭
1 決定年月日 令和7年3月4日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第2953号
名古屋市中区新栄1丁目27番11号 ヴェルジュコート1401号
破産者 林口 浩之
1 決定年月日 令和7年3月4日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第80号
兵庫県西脇市黒田庄町津万井296番地の1
レジデンス石井102号、開始決定時の住所兵庫県西脇市堀町336番地の5 ビレッジハウスマ堀2棟201号
破産者 足立 幸男
1 決定年月日 令和7年3月4日
2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所社支部

令和6年(フ)第912号
広島市佐伯区美の里1丁目9番9-302号
破産者 三川 幸也
1 決定年月日 令和7年3月4日
2 主文 破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第978号
(元住所) 和歌山県西牟婁郡上富田町朝来18番地の5、住民票上の住所和歌山県西牟婁郡白浜町安宅150番地
破産者 中川穂乃香
1 決定年月日 令和7年3月4日
2 主文 破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第1000号
広島市西区草津梅が台4番5-210号
破産者 菅原 リサ
1 決定年月日 令和7年3月4日
2 主文 破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第1016号
広島市西区南觀音1丁目11番15-406号
破産者 茂木 裕美
1 決定年月日 令和7年3月4日
2 主文 破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第1027号
広島市中区富士見町6番11-501号
破産者 藤原 育子
1 決定年月日 令和7年3月4日
2 主文 破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第1038号
広島市佐伯区八幡1丁目18番8-505号
破産者 久保田圭輔
1 決定年月日 令和7年3月4日
2 主文 破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第1046号
広島市安芸区中野3丁目12番21-103号
破産者 煙石 敏彦
1 決定年月日 令和7年3月4日
2 主文 破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第1054号
広島県安芸郡海田町栄町6番6-801号、申立時の住所福岡県筑紫野市紫1丁目9番10-405号
破産者 マークス真里奈
1 決定年月日 令和7年3月4日
2 主文 破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第1061号	広島市南区宇品西4丁目4番55-104号 破産者 田中 一生 1 決定年月日 令和7年3月4日 2 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部
令和6年(フ)第1071号	広島市南区霞1丁目4番3-711号 破産者 牧野 好祐 1 決定年月日 令和7年3月4日 2 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部
令和6年(フ)第1073号	広島県廿日市市大野8439番地8 破産者 津野地絵美 1 決定年月日 令和7年3月4日 2 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部
令和6年(フ)第1083号	広島市西区山手町23番2-105号 破産者 仏明 真弓 1 決定年月日 令和7年3月4日 2 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部
令和6年(フ)第1085号	広島市安佐北区可部3丁目7番6-701号 破産者 森 光雄 1 決定年月日 令和7年3月4日 2 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部
令和6年(フ)第1089号	広島市佐伯区五日市中央5丁目5番23-12-202号 破産者 古山美樹子 1 決定年月日 令和7年3月4日 2 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部
令和6年(フ)第1093号	広島市東区山根町38番1-703号 破産者 安部 三子 1 決定年月日 令和7年3月4日 2 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第1099号	広島市南区宇品御幸2丁目16番1-102号 破産者 藤谷 則光 1 決定年月日 令和7年3月4日 2 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部
令和6年(フ)第1105号	広島県安芸郡熊野町出来庭2丁目8番31号 破産者 浜口 久美 1 決定年月日 令和7年3月4日 2 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部
令和6年(フ)第1111号	広島県安芸郡海田町昭和中町5番19-117号 破産者 本田 和行 1 決定年月日 令和7年3月4日 2 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部
令和6年(フ)第1121号	広島市安佐南区東原1丁目21番4-313号 破産者 田守 学 1 決定年月日 令和7年3月4日 2 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部
令和6年(フ)第1143号	広島市西区己斐本町2丁目9番6-903号 破産者 松田 章子 1 決定年月日 令和7年3月4日 2 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部
令和6年(フ)第1149号	広島県大竹市立戸1丁目8番12号 向田住宅 5号 破産者 松本 巧 1 決定年月日 令和7年3月4日 2 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部
令和6年(フ)第1157号	広島市南区東雲本町2丁目1番8-102号 破産者 脇坂 浩司 1 決定年月日 令和7年3月4日 2 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部
令和6年(フ)第434号	函館市中道2丁目32番24号 ハイツオザキ 1号室 破産者 濱口 和子 1 決定年月日 令和7年3月5日 2 主文 破産者について免責を許可する。 函館地方裁判所
令和6年(フ)第456号	函館市美原3丁目18番6号 ハイツ井口 202号 破産者 工藤 千秋 1 決定年月日 令和7年3月5日 2 主文 破産者について免責を許可する。 函館地方裁判所
令和6年(フ)第463号	函館市鍛治1丁目50番4号 破産者 山内 由樹(旧姓奥野) 1 決定年月日 令和7年3月5日 2 主文 破産者について免責を許可する。 函館地方裁判所
令和6年(フ)第467号	函館市堀川町13-2 厚生保護施設 巴寮、 住民票上の住所函館市八幡町21番2号 破産者 田中 成臣 1 決定年月日 令和7年3月5日 2 主文 破産者について免責を許可する。 函館地方裁判所
令和6年(フ)第234号	釧路市愛国西3丁目17番7号 破産者 小泉 康美 1 決定年月日 令和7年3月5日 2 主文 破産者について免責を許可する。 釧路地方裁判所民事部
令和6年(フ)第340号	岩手県北上市九年橋2丁目4番3号 マスジ マハイツ301号 破産者 高橋 直人 1 決定年月日 令和7年3月5日 2 主文 破産者について免責を許可する。 盛岡地方裁判所第2民事部
令和6年(フ)第358号	盛岡市津志田町2丁目6番21-106号 破産者 村松 哲也 1 決定年月日 令和7年3月5日 2 主文 破産者について免責を許可する。 盛岡地方裁判所第2民事部
令和6年(フ)第366号	盛岡市上飯岡17地割38番地 破産者 内館 克彦 1 決定年月日 令和7年3月5日 2 主文 破産者について免責を許可する。 盛岡地方裁判所第2民事部
令和6年(フ)第377号	盛岡市門1丁目7番21号、前住所盛岡市東安 庭3丁目3番7号 D-2 破産者 熊谷 亜弥 1 決定年月日 令和7年3月5日 2 主文 破産者について免責を許可する。 盛岡地方裁判所第2民事部
令和6年(フ)第384号	盛岡市上田1丁目18番1号 プランドール 102号、前住所盛岡市西青山3丁目21番72号 光コーポラス101号 破産者 大高久美子 1 決定年月日 令和7年3月5日 2 主文 破産者について免責を許可する。 盛岡地方裁判所第2民事部
令和6年(フ)第389号	盛岡市向中野2丁目2番5号 コーポ西仙北 2号、前住所長野県安曇野市豊科高家6447番 地2 アルファⅠ 110号室 破産者 畠山 朋祥 1 決定年月日 令和7年3月5日 2 主文 破産者について免責を許可する。 盛岡地方裁判所第2民事部
令和6年(フ)第399号	岩手県岩手郡岩手町大字五日市第9地割134 番地1 破産者 棚山 準 1 決定年月日 令和7年3月5日 2 主文 破産者について免責を許可する。 盛岡地方裁判所第2民事部
令和6年(フ)第120号	福島県喜多方市山都町木幡字下村道下丁1537 番地1 ハッピーランドやまと 破産者 志田 浩子 1 決定年月日 令和7年3月5日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福島地方裁判所会津若松支部破産係

令和6年(フ)第360号 群馬県前橋市下新田町62番地2 フローラ 203号 破産者 白井 香織 1 決定年月日 令和7年3月5日 2 主文 破産者について免責を許可する。 前橋地方裁判所民事部破産再生係 令和6年(フ)第363号 群馬県渋川市金井2456番地77 破産者 石井 亮太 1 決定年月日 令和7年3月5日 2 主文 破産者について免責を許可する。 前橋地方裁判所民事部破産再生係 令和6年(フ)第389号 群馬県伊勢崎市八寸町4773番地9 上西ハイツ203、前住所埼玉県児玉郡上里町大字七本木5718番地 ストーリーI 202号 破産者 福嶋 友美 1 決定年月日 令和7年3月5日 2 主文 破産者について免責を許可する。 前橋地方裁判所民事部破産再生係 令和6年(フ)第1369号 東京都府中市清水が丘2丁目23番地の24 破産者 大野 邦彦 1 決定年月日 令和7年3月5日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部 令和6年(フ)第1466号 東京都日野市程久保650番地高幡台団地45-304 破産者 相原 央拓 1 決定年月日 令和7年3月5日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部 令和6年(フ)第1843号 東京都西多摩郡瑞穂町大字駒形富士山413番地1 マロンコート103号 破産者 鳴嶋ひと美 1 決定年月日 令和7年3月5日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部 令和6年(フ)第1975号 東京都小平市天神町1丁目10番17号メインシティガーデンエリア107号 破産者 森田 由季	1 決定年月日 令和7年3月5日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部 令和6年(フ)第2041号 東京都国立市西3丁目4番地の36 破産者 長瀬 久朗 1 決定年月日 令和7年3月5日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部 令和6年(フ)第2099号 東京都あきる野市入野351番地11 破産者 田中 伸也 1 決定年月日 令和7年3月5日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部 令和6年(フ)第2110号 東京都町田市藤の台1丁目1番36-501号 破産者 坂井 順子 1 決定年月日 令和7年3月5日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部 令和6年(フ)第2111号 東京都町田市藤の台1丁目1番36-501号 破産者 大沼 康 1 決定年月日 令和7年3月5日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部 令和6年(フ)第2154号 東京都西多摩郡日の出町大字大久野1227番地9 破産者 加藤 奈月 1 決定年月日 令和7年3月5日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部 令和6年(フ)第2174号 東京都小平市小川東町1丁目29番10号松浦貸家101 破産者 佐藤 孝行 1 決定年月日 令和7年3月5日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部 令和6年(フ)第2260号 横浜市神奈川区斎藤分町51番6号 メゾン川村101号 破産者 萩田 悠太	1 決定年月日 令和7年3月5日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部 令和6年(フ)第2300号 横浜市鶴見区寛政町11番9号 破産者 岡部 未悠 1 決定年月日 令和7年3月5日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部 令和6年(フ)第2323号 横浜市磯子区上中里町1028番地 11棟1128号 破産者 崎枝 就 1 決定年月日 令和7年3月5日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部 令和6年(フ)第2563号 横浜市瀬谷区二ツ橋町135番地の5 破産者 千葉恵美子 1 決定年月日 令和7年3月5日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部 令和6年(フ)第2661号 神奈川県鎌倉市由比ガ浜2丁目7番29号 メゾン琵琶小路104 破産者 澤田 浩生 1 決定年月日 令和7年3月5日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部 令和6年(フ)第2672号 横浜市栄区上郷町41番地1 りんでんばうむ上郷103号室 破産者 山下 直樹 1 決定年月日 令和7年3月5日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部 令和6年(フ)第2676号 横浜市泉区上飯田町1198番地 レオパレスFUJI 206号 破産者 瀬戸 豊和 1 決定年月日 令和7年3月5日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部 令和6年(フ)第2680号 横浜市都筑区茅ヶ崎南2丁目18番1-303号 破産者 本田 仁己	1 決定年月日 令和7年3月5日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部 令和6年(フ)第2688号 横浜市緑区竹山1丁目6番地1 竹山団地1601棟133号 破産者 間谷美智子 1 決定年月日 令和7年3月5日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部 令和6年(フ)第2711号 横浜市都筑区東山田3丁目13番13号 破産者 伊藤 博幸 1 決定年月日 令和7年3月5日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部 令和6年(フ)第2713号 横浜市旭区鶴ヶ峰1丁目25番地 サンワⅢ 101号室 破産者 小松 桂(旧姓藤崎) 1 決定年月日 令和7年3月5日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部 令和6年(フ)第2727号 横浜市保土ヶ谷区星川1丁目25番33号 フラワー星川106号 破産者 佐藤 洋子 1 決定年月日 令和7年3月5日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部 令和6年(フ)第2738号 神奈川県藤沢市片瀬5丁目17番9号 破産者 山口 誠 1 決定年月日 令和7年3月5日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部 令和6年(フ)第2748号 神奈川県海老名市東柏ヶ谷2丁目2番5-207号 破産者 田澤 一子 1 決定年月日 令和7年3月5日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
--	---	---	--

令和6年(フ)第2771号	1 決定年月日 令和7年3月5日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和6年(フ)第2809号	1 決定年月日 令和7年3月5日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和6年(フ)第2827号	1 決定年月日 令和7年3月5日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和6年(フ)第2852号	1 決定年月日 令和7年3月5日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和6年(フ)第2855号	1 決定年月日 令和7年3月5日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和6年(フ)第2873号	1 決定年月日 令和7年3月5日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和6年(フ)第2888号	1 決定年月日 令和7年3月5日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
	横浜市西区浅間台6番地 ハマノ愛生園 破産者 園部 和子

1 決定年月日 令和7年3月5日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和6年(フ)第2893号
横浜市神奈川区松見町1丁目42番地6 サンライズ松見201号 破産者 木村 敏幸 1 決定年月日 令和7年3月5日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和6年(フ)第2900号
横浜市保土ヶ谷区神戸町9番地4 マーチハイツ205号 破産者 佐藤 学 1 決定年月日 令和7年3月5日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和6年(フ)第2906号
横浜市緑区十日市場町1258番地 十日市場ヒルタウン4街区1棟1210号 破産者 池田健太郎 1 決定年月日 令和7年3月5日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和6年(フ)第2911号
横浜市金沢区大道1丁目30番2-108号 破産者 鈴木 令子 1 決定年月日 令和7年3月5日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和6年(フ)第2914号
横浜市都筑区富士見が丘2番26号 ウエールふれあいの丘102号室 破産者 菅原 未来 1 決定年月日 令和7年3月5日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和6年(フ)第2945号
横浜市栄区野七里1丁目2番17-1732号 破産者 関口ますみ 1 決定年月日 令和7年3月5日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部

1 決定年月日 令和7年3月5日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第5493号
福井県敦賀市若葉町1丁目159番地 破産者 西尾 壽彦 1 決定年月日 令和7年3月5日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福井地方裁判所敦賀支部
令和6年(フ)第113号
岐阜県恵那市大井町2693番地558 破産者 児玉 功瞬 1 決定年月日 令和7年3月5日 2 主文 破産者について免責を許可する。 岐阜地方裁判所多治見支部
令和6年(フ)第115号
岐阜県土岐市下石町41番地の3 アシオハイツ102号 破産者 三輪 広三 1 決定年月日 令和7年3月5日 2 主文 破産者について免責を許可する。 岐阜地方裁判所多治見支部
令和6年(フ)第28号
静岡県賀茂郡東伊豆町奈良本425番地の12、 前住所東京都足立区北加平町9番3-105号 破産者 石井 陽一 1 決定年月日 令和7年3月5日 2 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所下田支部
令和6年(フ)第5202号
大阪市東淀川区豊里6丁目28番16号 ファミー603号 破産者 植田 一樹 1 決定年月日 令和7年3月5日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第5480号
大阪市東淀川区南江口3丁目14番8-408号、 前住所大阪市北区山崎町5番10号 破産者 大谷 光和 1 決定年月日 令和7年3月5日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第5481号
大阪市東淀川区大道南1丁目8番2-1007号、前住所大阪市東淀川区大道南1丁目8番1-606号 破産者 上谷 麻友(旧姓柿本) 1 決定年月日 令和7年3月5日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第5700号
大阪市中央区日本橋2丁目17番2号 アリタ
ハイツ日本橋102号
破産者 松島 保男
1 決定年月日 令和7年3月5日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第5713号
大阪市住吉区遠里小野1丁目9番30号 豊家
方
破産者 淀井 信行
1 決定年月日 令和7年3月5日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第5729号
大阪府箕面市西小路2丁目1番10号 (103
号)
破産者 高尾奈都美
1 決定年月日 令和7年3月5日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第5740号
大阪府高槻市南総持寺町8番26-510号
破産者 阿久津純子(旧姓笠井・羽田)
1 決定年月日 令和7年3月5日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第5777号
大阪府大東市氷野1丁目8番40号 わんこと
おうち住道、前住所大阪府四條畷市大字清瀧
377番地の12
破産者 今井 魁
1 決定年月日 令和7年3月5日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第5794号
大阪市西淀川区花川1丁目14番16号
破産者 曾我部愛美
1 決定年月日 令和7年3月5日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第5795号
大阪市西成区天下茶屋1丁目3番17号
破産者 土井 昌夫

1 決定年月日 令和7年3月5日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第5830号
大阪府茨木市東奈良1丁目5番22号 シ
ティーハイツ303号
破産者 中井 良子
1 決定年月日 令和7年3月5日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第5841号
大阪府茨木市大住町12番2号 中里文化
1-10号
破産者 池田 淑子
1 決定年月日 令和7年3月5日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第5848号
大阪市東淀川区豊新5丁目18番6号 モモハ
ウス豊新 202号
破産者 細川 政男
1 決定年月日 令和7年3月5日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第272号
神戸市西区押部谷町養田632番地の1 市住
1-204号、前住所神戸市西区押部谷町福住
628番地の179
破産者 福辺 郁恵
1 決定年月日 令和7年3月5日
2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和6年(フ)第297号
兵庫県明石市松が丘5丁目1番13-808号
破産者 小野 正喜
1 決定年月日 令和7年3月5日
2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和6年(フ)第298号
神戸市西区二ツ屋2丁目1番9号 アーマビ
リータⅢD-101号
破産者 横棚サツ江
1 決定年月日 令和7年3月5日
2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和6年(フ)第299号
神戸市西区枝吉4丁目1番地 スパジオ西神
戸204号、前住所神戸市西区池上4丁目28番
地の6 シティ池上202号
破産者 藤谷クニ子(旧姓仲上)
1 決定年月日 令和7年3月5日
2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和6年(フ)第304号
兵庫県明石市大明石町1丁目3番16-506号
破産者 遠藤 陽子
1 決定年月日 令和7年3月5日
2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和6年(フ)第661号
岡山県赤磐市桜が丘西2丁目6番6号
破産者 久保 光由
1 決定年月日 令和7年3月5日
2 主文 破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第699号
岡山市南区下中野1423番地9 サンクレスト
II 201号
破産者 宮本 宣利
1 決定年月日 令和7年3月5日
2 主文 破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第373号
佐賀県三養基郡みやき町大字天建寺2432番地
1 天建寺団地506号
破産者 古賀智恵実
1 決定年月日 令和7年3月5日
2 主文 破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和6年(フ)第376号
佐賀市久保泉町大字川久保2120番地7 ナー
シングホーム華、前住所佐賀県三養基郡上峰
町大字坊所2577番地73
破産者 山下 幸子
1 決定年月日 令和7年3月5日
2 主文 破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和6年(フ)第383号
佐賀市西与賀町大字厘外847番地8 パシ
フィック佐賀V 505号
破産者 鈴木恵美子
1 決定年月日 令和7年3月5日
2 主文 破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和6年(フ)第48号
大分県日田市城町1丁目3番64号 秋山コ
ボB206号
破産者 野村 賢二
1 決定年月日 令和7年3月5日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所日田支部

令和6年(フ)第49号
大分県日田市城町1丁目3番64号 秋山コ
ボB206号
破産者 野村 由衣
1 決定年月日 令和7年3月5日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所日田支部

小規模個人再生による再生計
画認可

令和6年(再イ)第221号
東京都青梅市長淵1-1047-5 プラシード
壱番館204
再生債務者 野上 亮次
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和6年10月21までに書面に
による決議により可決があったものとみなされた
再生計画には、民事再生法に定める不認可の決
定をすべき事由はない。
令和7年3月3日

東京地方裁判所民事第20部

令和6年(再イ)第36号
新潟市中央区東湊町通3ノ町2569番地
再生債務者 高橋 一人
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年1月14までに書面に
による決議により可決があったものとみなされた
再生計画には、民事再生法に定める不認可の決
定をすべき事由はない。
令和7年3月4日 新潟地方裁判所民事部

令和6年(再イ)第43号

新潟市中央区長潟1丁目6番6号
再生債務者 吉田麻衣子

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年2月6日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年3月4日 新潟地方裁判所民事部

令和6年(再イ)第385号

東京都板橋区高島平9-34-8-201

再生債務者 稲葉 一久

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年2月7日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年3月3日

東京地方裁判所民事第20部

令和6年(再イ)第29号

兵庫県明石市朝霧北町3777-8 サングレイス朝霧108号室
再生債務者 井上 晃男

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年2月10日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年3月4日

神戸地方裁判所明石支部再生係

令和6年(再イ)第8号

兵庫県洲本市池内125番地23
再生債務者 堀田 広幸

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年2月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年3月3日

神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

令和6年(再イ)第15号

岐阜県可児郡御嵩町上恵土569番地1 リヴェールハイツII101号
再生債務者 吉田 和司

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年2月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年2月28日 岐阜地方裁判所御嵩支部

令和6年(再イ)第10号

沖縄県中頭郡読谷村宇座喜味647番地 クーパーハイムII 4-a
再生債務者 新城 淳

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年2月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年2月26日

那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和6年(再イ)第43号

東京都江戸川区江戸川1-25-1-506

再生債務者 岩橋 祐太

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年2月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年3月3日

東京地方裁判所民事第20部

令和6年(再イ)第41号

和歌山市狐島423番地11

再生債務者 四反田研一

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年2月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年3月3日

和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和6年(再イ)第44号

大阪府四條畷市砂1丁目2番2号 エレガント館I 203

再生債務者 生津 健太

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年2月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年3月3日

大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(再イ)第77号

兵庫県西宮市武庫川町8番9-512号
再生債務者 坂田 政典

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年2月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年2月28日 神戸地方裁判所尼崎支部

令和6年(再イ)第8号

北海道北見市留辺蘂町温根湯温泉105番地4
再生債務者 大島 育

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年2月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年3月4日

釧路地方裁判所北見支部個人再生係

令和6年(再イ)第11号

岩手県北上市大曲町7番36号 斎藤住宅3号
再生債務者 伊勢 雅彦

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年2月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年3月4日 盛岡地方裁判所花巻支部

令和6年(再イ)第14号

岩手県花巻市下似内第10地割10番地1
再生債務者 似内 達弥

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年2月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年3月4日 盛岡地方裁判所花巻支部

令和6年(再イ)第15号

岩手県北上市相去町葛西檀5-79 A-スタジオ103号

再生債務者 松本 恭一

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年2月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年3月4日 盛岡地方裁判所花巻支部

令和6年(再イ)第3号

宮城県登米市中田町石森字加賀野2丁目3番地16
再生債務者 牧野 茂樹

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年2月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年3月3日 仙台地方裁判所登米支部

令和6年(再イ)第251号

東京都世田谷区瀬田5-39-20-603

再生債務者 半田 亞希

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年2月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年2月28日

東京地方裁判所民事第20部

令和6年(再イ)第369号

東京都江戸川区篠崎町5-10-4

再生債務者 武丸 達也

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年2月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年2月28日

東京地方裁判所民事第20部

令和6年(再イ)第391号

東京都葛飾区お花茶屋3-4-23-306

再生債務者 伊藤 徹哉

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年2月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年3月3日

東京地方裁判所民事第20部

令和6年（再イ）第394号 東京都足立区足立2-49-11-101 再生債務者 武山 和也 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年2月25日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年2月28日 東京地方裁判所民事第20部	1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年2月25日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年3月3日 神戸地方裁判所第3民事部個人再生係	令和6年（再イ）第379号 大阪市鶴見区今津南1丁目2番3号 ベレオ 華 203 再生債務者 梶崎 里志 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年2月26日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年3月3日 大阪地方裁判所第6民事部	1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年2月27日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年3月3日 岡山地方裁判所第3民事部
令和6年（再イ）第402号 東京都大田区大森西4-6-21 再生債務者 外川 優希（旧姓中島・新見） 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年2月25日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年3月3日 東京地方裁判所民事第20部	1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年2月25日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年3月4日 神戸地方裁判所明石支部再生係	令和6年（再イ）第43号 兵庫県明石市大久保町谷八木9番地の7 再生債務者 鬼武 康夫 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年2月25日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年3月4日 函館市日吉町1丁目29番5-206号 アーク ヒルいづみ 再生債務者 阿部 千尋（旧姓中川） 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年2月26日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年3月4日 函館地方裁判所	令和6年（再イ）第17号 北海道旭川市緑が丘南2条2丁目5番5号 再生債務者 庄子 智生 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年2月27日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年3月3日 旭川地方裁判所民事部
令和6年（再イ）第434号 東京都板橋区蓮根1-28-8 サンライズII 102 再生債務者 水島 拓哉 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年2月25日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年2月28日 東京地方裁判所民事第20部	1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年2月26日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年3月4日 函館市日吉町1丁目29番5-206号 アーク ヒルいづみ 再生債務者 阿部 千尋（旧姓中川） 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年2月26日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年3月4日 函館地方裁判所	令和6年（再イ）第31号 函館市日吉町1丁目29番5-206号 アーク ヒルいづみ 再生債務者 阿部 千尋（旧姓中川） 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年2月26日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年3月3日 秋田地方裁判所民事第2部	令和6年（再イ）第45号 秋田市保戸野通町5番35号 2F 再生債務者 奈良由紀子 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年2月27日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年3月4日 秋田地方裁判所民事第2部
令和6年（再イ）第429号 大阪府茨木市花園2丁目4番9号 再生債務者 明神 直美 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年2月25日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年3月3日 大阪地方裁判所第6民事部	1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年2月26日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年3月3日 盛岡地方裁判所一関支部	令和6年（再イ）第48号 秋田市寺内蛭根1丁目2番40号 再生債務者 光本彰良こと 呉 彰良 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年2月27日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年3月4日 秋田地方裁判所民事第2部	令和6年（再イ）第258号 名古屋市中区大井町3番31号 パレス大井6 B号（従前の住所）福岡市博多区比恵町13番 3-703号 ザ・クロスマント 再生債務者 郡司 大輝 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年2月28日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年3月4日 名古屋地方裁判所民事第2部
令和6年（再イ）第134号 神戸市长田区梅ヶ香町1丁目16番8号 再生債務者 小林 和弘	1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年2月26日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年3月4日 横浜地方裁判所横須賀支部	令和6年（再イ）第42号 兵庫県西宮市名塩さくら台2丁目15番地11 再生債務者 田中 正彦	1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年2月27日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年3月3日 名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(再イ)第294号

愛知県常滑市市場町6丁目114番地
再生債務者 富本 拓哉

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年2月28日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年3月3日

名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(再イ)第7号

島根県出雲市斐川町上直江1421番地21(住民票上の前住所 松江市坂本町91番地4シトロンI102)
再生債務者 黒目 智久

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年2月28日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年3月4日 松江地方裁判所民事部

令和5年(再イ)第22号

山口県光市千坊台3丁目18番4号
再生債務者 高河 誠

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年2月28日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年3月4日 山口地方裁判所周南支部

令和6年(再イ)第9号

宮城県柴田郡大河原町字広表13番地2
再生債務者 安保 謙一

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年3月3日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年3月4日

仙台地方裁判所大河原支部

令和6年(再イ)第3号

秋田県横手市十文字町腕越字北軒端3番地
再生債務者 細川 瑞美

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年3月3日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和6年(再イ)第198号

千葉県市川市香取2丁目3番2-407号(スプリングヒル)
再生債務者 中尾 由香

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年3月3日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年3月4日

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(再イ)第5号

新潟県阿賀野市安野町17番13号
再生債務者 佐藤 愛

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和6年11月7日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年3月5日

新潟地方裁判所新発田支部

令和6年(再イ)第16号

新潟県村上市堀片5番17号
再生債務者 坂上 功

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年2月10日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年3月5日

新潟地方裁判所新発田支部

令和5年(再イ)第42号

埼玉県東松山市加美町2番14号
再生債務者 内野 絵美

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年2月14日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年3月5日

さいたま地方裁判所熊谷支部

令和6年(再イ)第220号

横浜市青葉区鴨志田町808番地1
再生債務者 山本 裕一

- 1 主文 本件再生計画を認可する。

- 2 理由の要旨 令和7年2月19日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年3月3日

横浜地方裁判所第3民事部再生係

令和6年(再イ)第298号

大阪市生野区小路東6丁目3番5号
再生債務者 神牧 孝幸

- 1 主文 本件再生計画を認可する。

- 2 理由の要旨 令和7年2月19日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年3月4日

大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(再イ)第127号

神戸市東灘区深江南町3丁目3番22-201号
(従前の住所) 大阪府守口市寺内町2丁目7番3-606号

再生債務者 長友 広一

- 1 主文 本件再生計画を認可する。

- 2 理由の要旨 令和7年2月19日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年3月4日

神戸地方裁判所第3民事部個人再生係

令和6年(再イ)第72号

兵庫県加古川市志方町上富木612番地の89
再生債務者 唐津 淳

- 1 主文 本件再生計画を認可する。

- 2 理由の要旨 令和7年2月20日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年3月5日 神戸地方裁判所姫路支部

令和6年(再イ)第18号

長崎県佐世保市中原町9番8号

再生債務者 米村 拓郎

- 1 主文 本件再生計画を認可する。

- 2 理由の要旨 令和7年2月20日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年2月26日

長崎地方裁判所佐世保支部

令和6年(再イ)第27号

北海道北斗市向野2丁目4番28号
再生債務者 原 琴美(旧姓加藤・姥子)

- 1 主文 本件再生計画を認可する。

- 2 理由の要旨 令和7年2月25日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年3月5日 函館地方裁判所

令和6年(再イ)第1号

北海道檜山郡江差町字豊川町76番地1
再生債務者 川東 愛(旧姓植松)

- 1 主文 本件再生計画を認可する。

- 2 理由の要旨 令和7年2月25日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年3月3日 函館地方裁判所江差支部

令和6年(再イ)第162号

埼玉県川口市弥平1丁目17番14-404号 グリーンミユキ川口元郷

再生債務者 細沼喜代子

- 1 主文 本件再生計画を認可する。

- 2 理由の要旨 令和7年2月25日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年3月4日

さいたま地方裁判所第3民事部

令和6年(再イ)第42号

相模原市南区上鶴間本町1丁目3番14-2号
ボヌールシュエットノール102

再生債務者 河合 慧

- 1 主文 本件再生計画を認可する。

- 2 理由の要旨 令和7年2月25日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年3月3日

横浜地方裁判所相模原支部

<p>令和6年(再イ)第11号 山口県大島郡周防大島町大字志佐936番地18 再生債務者 江元 順子 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年2月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年3月5日 山口地方裁判所岩国支部 令和6年(再イ)第20号 長崎県佐世保市椎木町162番地35 再生債務者 松本 輝雄 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年2月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年3月4日 長崎地方裁判所佐世保支部 令和6年(再イ)第146号 さいたま市南区松本3丁目19番3号 再生債務者 村木 竜也 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年2月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年3月4日 さいたま地方裁判所第3民事部 令和6年(再イ)第158号 さいたま市西区大字土屋86番地5 再生債務者 山口 賢二 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年2月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年3月4日 さいたま地方裁判所第3民事部 令和6年(再イ)第70号 埼玉県草加市谷塚上町458番地46 再生債務者 宋 后超</p>	<p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年2月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年3月5日 さいたま地方裁判所越谷支部再生係 令和6年(再イ)第71号 川崎市川崎区池上新町1丁目7番5号 利川 ハイム 401 再生債務者 利川勝行こと 徐 勝行 (SE O S E U N G H A E N G) 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年2月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年3月5日 横浜地方裁判所川崎支部破産係 令和6年(再イ)第9号 山口県熊毛郡田布施町大字大波野396番地4 再生債務者 上殿 秀一 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年2月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年3月5日 山口地方裁判所岩国支部 令和6年(再イ)第26号 香川県坂出市神谷町512番地2 再生債務者 三好 健太 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年2月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年3月5日 高松地方裁判所丸亀支部 令和6年(再イ)第79号 大阪府泉大津市昭和町7番6-3号 (住民 票上の住所) 大阪府泉佐野市大木97番地 再生債務者 植野 勝仁 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年2月27日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年3月3日 大阪地方裁判所古川支部分個人再生係 令和6年(再イ)第77号 川崎市高津区子母口852番地7 アドミラ ブル 203 大阪地方裁判所岸和田支部分個人再生係</p>	<p>令和6年(再イ)第83号 大阪府貝塚市東山6丁目1番9号 再生債務者 渡邊 裕之 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年2月27日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年3月5日 横浜地方裁判所川崎支部破産係 令和6年(再イ)第43号 静岡県富士市蓼原42番地の7 井出アパート 301号 再生債務者 久保野和夫 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年2月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年3月3日 静岡地方裁判所富士支部分個人再生係 令和6年(再イ)第390号 大阪府豊中市利倉1丁目10番24号 (営業所の 住所) 大阪府豊中市曾根東町6-8-7 再生債務者 G O A T P A I N T こと 砂田 修一 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年2月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年3月4日 大阪地方裁判所第6民事部 令和6年(再イ)第391号 大阪府豊中市利倉1丁目10番24号 再生債務者 砂田裕三子 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年2月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年3月4日 大阪地方裁判所第6民事部</p>
--	--	---

令和6年(再イ)第471号
大阪市大正区千島2丁目4番1-335号
再生債務者 池田 岬輝
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年2月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年3月4日
大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(再ロ)第1号
函館市昭和2丁目14番7-308号 ドムス昭和
再生債務者 三品 敬大
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年3月3日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年3月5日
函館地方裁判所
令和6年(再イ)第31号
福島市町庭坂字松ノ下43番地の6
再生債務者 二瓶 晃治
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年3月3日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年3月5日
福島地方裁判所
令和6年(再イ)第165号
千葉市中央区川戸町512番地23
再生債務者 福田 停一
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年3月3日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年3月5日
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和6年(再イ)第245号
愛知県北名古屋市能田旭37番地1
再生債務者 丹田 智也

1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年3月3日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年3月4日
名古屋地方裁判所民事第2部
令和6年(再イ)第9号
三重県伊勢市河崎1丁目9番39号
再生債務者 服部かほる
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年3月3日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年3月4日
大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(再イ)第485号
大阪市淀川区宮原2丁目14番23-1104号
再生債務者 浅海 成秀
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年3月3日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年3月4日
岡山地方裁判所第3民事部
令和6年(再イ)第14号
広島県呉市西中央3丁目6番9-307号
再生債務者 山中 雄一
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年3月3日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年3月4日
大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(再イ)第554号
大阪市平野区平野市町1丁目12番10号
再生債務者 佐藤潤一郎
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年3月3日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年3月4日
京都地方裁判所第5民事部再生係
令和6年(再イ)第124号
京都市伏見区向島庚申町25番地
再生債務者 岸田 賢二
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年3月3日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年3月5日
京都地方裁判所第5民事部再生係
令和6年(再イ)第134号
京都市西京区桂河田町60番地 メゾンブルミエール桂 102
再生債務者 廣田 健司
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年3月3日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年3月5日
京都地方裁判所第5民事部再生係
令和6年(再イ)第92号
兵庫県高砂市西畠3丁目1番6-405号
再生債務者 川上 祐子
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年3月3日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年3月5日
大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(再イ)第27号
鳥取県境港市三軒屋町4375番地4 竜ヶ山ハイツA204
再生債務者 安田 哲也
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年3月4日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年3月5日
旭川地方裁判所民事部

公認会計士等の登録及び登録抹消の公告				会社その他の公告			
令和7年2月中の公認会計士等の登録及び登録抹消者は、次のとおりにつき、公認会計士法第21条の2の規定により公告する。				当社は、令和7年2月20日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。			
令和7年3月1日 日本公認会計士協会 〔開業登録〕				なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。			
登録番号 氏名 登録番号 氏名				令和7年3月18日 青森市長島三丁目一〇番五号			
I 公認会計士				解散命令公告			
2月25日				当社は、令和7年2月18日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。			
46468 永野 隆丞 46469 真野宗一郎				なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。			
46470 加藤 勝 46471 登山 陽央				令和7年3月18日			
46472 中鉢 和馬 46473 水野真紀子				清算人 花田 桂子			
46474 和田 拓也 46475 楠原 琢斗				解散命令公告			
46476 宮崎 純 46477 阪本 翼				当社は、令和7年2月18日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。			
46478 浅川真奈美 46479 平林 隼人				なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。			
46480 相澤まどか 46481 角南 美帆				令和7年3月18日			
46482 塩田 喜人				清算人 有限会社ハナダ			
〔登録抹消〕				清算人 北浦 操人			
登録番号 氏名 抹消の理由 抹消の日				解散命令公告			
I 公認会計士				当社は、令和7年2月18日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。			
1959 石崎 正雄 死 6.12.30				なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。			
2023 竹本 英雄 死 6.10.14				令和7年3月18日			
3380 東藤 義弘 死 6.12.12				清算人 仙台市若林区今泉一丁目一二番二一号			
4223 田中 勝 死 7.1.8				解散命令公告			
4373 磯部 正昭 死 6.12.20				当社は、令和7年2月18日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。			
4418 西川 裕康 死 7.1.25				なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。			
4483 田村 孝 死 6.1.21				令和7年3月18日			
5485 有村 隼虎 死 6.11.3				清算人 有限会社キタウラ食品販売			
7390 小島 昭 死 7.1.8				解散命令公告			
8313 林 一雅 死 7.1.3				当社は、令和7年2月18日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。			
8560 水谷 芳樹 死 6.12.9				なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。			
9004 榎本 浩 死 6.12.28				令和7年3月18日			
9536 星野 紘紀 死 6.12.12				清算人 北浦 操人			
11516 岡本 健 死 7.1.1				解散命令公告			
13442 渡邊純一郎 死 6.7.9				当社は、令和7年2月18日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。			
36875 中村 浩尚 死 7.1.11				なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。			
5507 伊藤 晶 業務廃止 7.2.25				令和7年3月18日			
6315 小山 彪 業務廃止 7.2.25				清算人 仙台市青葉区国分町三丁目九番地七一四〇五号			
6435 亀本 恵右 業務廃止 7.2.25				解散命令公告			
7420 都甲 孝一 業務廃止 7.2.25				当社は、令和7年2月18日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。			
7906 伯川 志郎 業務廃止 7.2.25				なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。			
12116 川村 義則 業務廃止 7.2.25				令和7年3月18日			
				清算人 花森 秀明			
				解散命令公告			
				当社は、令和7年2月18日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。			
				なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。			
				令和7年3月18日			
				清算人 有限会社花森			
				解散命令公告			
				当社は、令和7年2月18日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。			
				なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。			
				令和7年3月18日			
				清算人 森 明秀			
				解散命令公告			
				当社は、令和7年2月18日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。			
				なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。			
				令和7年3月18日			
				清算人 有限会社花森			
				解散命令公告			
				当社は、令和7年2月18日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。			
				なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。			
				令和7年3月18日			
				清算人 高橋 清茂			
				解散命令公告			
				当社は、令和7年2月18日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。			
				なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。			
				令和7年3月18日			
				清算人 高橋 清茂			
				解散命令公告			
				当社は、令和7年2月18日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。			
				なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。			
				令和7年3月18日			
				清算人 高橋 清茂			

解散公告

当社は、令和七年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十八日

千葉県佐倉市白井四三七番地二

有限会社二一ズ

清算人 長尾 文隆

解散公告

当社は、令和七年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十八日

千葉県佐倉市ユーカリが丘二丁目二番七号

有限会社ヴィオ

清算人 栗城 晴江

解散公告

当社は、令和七年二月二十八日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年三月十八日

千葉県松戸市新松戸七丁目一七八番地ルミネオーラム一〇八号

G K 合同会社

代表清算人 高島 志郎

解散公告

当法人は、令和七年一月三十一日をもつて解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十八日

千葉県松戸市根本一七一番地の四

特定非営利活動法人月うさぎ

清算人 山菅たゑ子

解散公告

当社は、令和七年三月十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十八日

東京都千代田区霞が関三丁目二番一号

J P A 第 23 号株式会社

代表清算人 石川 賢二

解散公告

当社は、令和七年三月十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年三月十八日

東京都千代田区霞が関三丁目二番一号

J P A 第 32 号株式会社

代表清算人 石川 賢二

解散公告

当社は、令和七年三月十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年三月十八日

東京都千代田区霞が関三丁目二番一号

J P A 第 18 号株式会社

代表清算人 石川 賢二

解散公告

当社は、令和七年三月十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十八日

東京都千代田区霞が関三丁目二番一号

J P A 第 18 号株式会社

代表清算人 石川 賢二

解散公告

当社は、令和七年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年三月十八日

東京都練馬区高松六丁目四番一六号

J P A 第 205 号株式会社

代表清算人 石川 賢二

解散公告

当社は、令和七年三月十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年三月十八日

東京都千代田区霞が関三丁目二番一号

J P V 第 7 号株式会社

代表清算人 石川 賢二

解散公告

当社は、令和七年三月十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年三月十八日

東京都千代田区霞が関三丁目二番一号

J P V 第 8 号株式会社

代表清算人 石川 賢二

解散公告

当社は、令和七年三月十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十八日

東京都江東区豊洲五丁目六番二九一一二三三〇号

I ホールディングス合同会社

清算人 押田 香里

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年三月十八日

東京都足立区舎人三丁目五番二七号

有限会社精研クローム工業所

清算人 薄葉 武男

解散公告

当社は、令和七年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年三月十八日

東京都武蔵野市関前四丁目一六番五号

Sungo Energy 株式会社

代表清算人 唐 勝春

解散公告

当社は、令和七年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年三月十八日

東京都武蔵野市関前四丁目一六番五号

Sungo Energy 株式会社

代表清算人 唐 勝春

解散公告

当社は、令和七年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十八日

東京都足立区舎人三丁目五番二七号

有限会社精研クローム工業所

清算人 薄葉 武男

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年3月18日

東京都新宿区新宿五一一八一二〇ルツクハ
イツ新宿八〇三 n e x t 合同会社

清算人 馬場 紘弥

解散公告

当社は、令和7年2月10日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年3月18日

東京都新宿区大久保一丁目一一番二号工コ
ロ新宿第五ビル八〇二号 合同会社J S

清算人 李 濬基

解散公告

当社は、令和7年2月28日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和7年3月18日

東京都中央区日本橋三丁目八番二号
株式会社美生社 代表清算人 佐々木秀一

解散公告

当社は、令和7年3月3日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和7年3月18日
東京都大田区大森北一丁目一九番二号
株式会社ニユースワン 代表清算人 上原 一夫

解散公告

当社は、令和7年3月1日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年3月18日
東京都新宿区西新宿三丁目三番二三号西新宿六階
株式会社侍アセット 代表清算人 内藤 光

当社は、令和7年2月28日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年3月18日
東京都中野区弥生町四丁目三四番八号
T M K スピナーアウト株式会社 代表清算人 藤野 兼人

当社は、令和7年1月31日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年3月18日
東京都世田谷区代沢二丁目四六番一四号
株式会社ここにこ 代表清算人 齋藤 賢吾

当法人は、社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年3月18日
東京都墨田区向島二丁目二二番一号
特定非営利活動法人日本刺青衛生協会 代表清算人 川崎 美穂

当社は、令和7年2月28日付の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年3月18日
東京都渋谷区初台一丁目四五番六号M Gビル二階
株式会社R I T A 代表清算人 齋藤 賢吾

当社は、令和7年2月28日付の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年3月18日
東京都渋谷区六本木三丁目七番一三七〇七号
株式会社h m c 代表清算人 齐藤 賢吾

当社は、令和7年2月28日付の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年3月18日
東京都中野区中央一丁目二三番二四号三和
中野三〇四号
T N 合同会社 代表清算人 二宮征次郎

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年3月18日
横浜市神奈川区二ツ谷町四番地の一
有限公司日進印刷 代表清算人 米木津修二

解散公告

当社は、令和六年六月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十八日

神奈川県横浜市戸塚区名瀬町六四番地七
合同会社 NSB エンターテイメント

清算人 馬場 浩之

解散公告

当社は、平成三十年十二月十二日会社法第四十七条第一項の規定により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十八日

横浜市戸塚区上柏尾町五四八番地
光翔産業株式会社

代表清算人 齋藤 光雄

解散公告

当社は、令和七年二月二十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十八日

横浜市港北区日吉本町二丁目六四番四一
四〇二号
株式会社 M S テクノロジー

代表清算人 執行 雅夫

解散公告

当社は、令和七年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十八日

神奈川県横須賀市大滝町二丁目六番地三三
○三 E D D I E H I 株式会社

代表清算人 小松 裕二

解散公告

当社は、令和七年二月六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十八日

神奈川県横浜市神奈川区三ツ沢下町一七番
六一三〇一株式会社スタジオ・ティアンドエス・
アーキテクツ 代表清算人 津野田定男

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十八日

横浜市南区永田北二丁目二番一七号
有限会社ヨコハマ旅俱楽部

清算人 片方 睿二

解散公告

当社は、令和七年二月二十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十八日

横浜市相模原市中央区相模原四一八一
三一〇二
株式会社 B S D

代表清算人 金森 照

解散公告

当社は、令和七年二月二十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十八日

富山県氷見市懸札六四五番地
株式会社松森建設

代表清算人 松森 清一

解散公告

当社は、令和六年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十八日

京都市北区上賀茂東後藤町四一番地の二
有限会社宮本広告事務所

清算人 宮本 孝成

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十八日

岐阜市高岩町二二番地
株式会社ミドリシマ

代表清算人 神楽 雛子

解散公告

当社は、令和七年二月二十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十八日

神奈川県相模原市中央区相模原四一八一
三一〇二
株式会社 B S D

代表清算人 金森 照

解散公告

当社は、令和七年二月二十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十八日

静岡県浜松市中央区高林一丁目八番四三号
株式会社 NOKIOO Career

代表清算人 小川 健三

解散公告

当社は、令和七年三月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十八日

大阪府大阪市福島区海老江五二一六七イ
シア大拓二六一七〇一号室株式会社 Play at Will
代表清算人 小西 裕真

解散公告

当社は、令和七年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十八日

京都市上京区下長者町通子本東入二本松町
九番地
有限会社藤華貿易

清算人 藤井 善朗

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和七年二月二十八日付で解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和七年三月十八日

大阪市中央区内本町二丁目三番八号ダイア

パレスビル本町九〇三号室

株式会社鷹江実業
清算人 森口 晴雄

サンダロジテム株式会社
代表清算人 奥田 芳万

解散公告

当社は、令和七年二月十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和七年三月十八日

兵庫県三田市中町一七番四号

サンダロジテム株式会社
代表清算人 奥田 芳万

解散公告

当社は、令和七年二月十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和七年三月十八日

兵庫県三田市中町一七番三号

有限会社三田自動車整備工場
清算人 奥田 芳万

解散公告

当社は、令和七年二月十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和七年三月十八日

神戸市須磨区桜の杜二丁目一〇番三〇号

株式会社銀雅ライン
代表清算人 河田 宗宏

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和七年三月十八日

奈良県天理市長柄町二〇七七

有限会社ヤマキコーポレーション
清算人 琴平 寛人

解散公告

当社は、令和七年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和七年三月十八日

広島市安芸区阿戸町一〇四番地一四

株式会社ナガタ
代表清算人 長田 敏夫

解散公告

当社は、令和七年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和七年三月十八日

鳥取県鳥取市元町一三五番地

有限会社中杉
清算人 中杉 博

解散公告

当社は、令和七年三月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和七年三月十八日

島根県仁多郡奥出雲町三成二五一番二

有限会社ダイイチ電工
代表清算人 岩田 貴史

解散公告

当社は、令和七年三月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和七年三月十八日

兵庫県三田市中町一七番三号

有限会社三田自動車整備工場
清算人 奥田 芳万

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和七年三月十八日

広島県廿日市市宮園上一丁目五番地の六

株式会社イチゴホーム
代表清算人 二上 隆之

解散公告

当社は、令和七年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和七年三月十八日

島根県仁多郡奥出雲町三成二五一番二

有限会社亀屋物産
清算人 大霜 昭博

解散公告

当社は、令和七年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和七年三月十八日

山口県宇部市明神町三丁目一番二九号

宇部タクシー共同企業株式会社
代表清算人 福嶋 真一

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和七年二月二十八日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和七年三月十八日

佐賀県唐津市肥前町切木三九五番地三

有限会社池田釣具店
清算人 池田 豊

解散公告

当社は、令和七年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和七年三月十八日

徳島県阿波市阿波町早田三七一番地

株式会社大和酸素商會
代表清算人 中岸 修平

解散公告

当法人は、令和七年一月三十日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和七年三月十八日

福岡県筑後市溝口一二九七番地一

特定非営利活動法人矢部川流域プロジェクト
清算人 石永 節生

解散公告

当社は、令和七年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和七年三月十八日

福岡市東区松島四丁目九番三九号

有限会社亀屋物産
清算人 大霜 昭博

解散公告

当社は、令和六年十二月二十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出下さい。

令和七年三月十八日

福岡市東区松島四丁目九番三九号

有限会社亀屋物産
清算人 大霜 昭博

解散公告

当社は、令和六年十二月二十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出下さい。

令和七年三月十八日

佐賀県唐津市肥前町切木三九五番地三

有限会社池田釣具店
清算人 池田 豊

解散公告

当社は、令和七年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出下さい。

令和七年三月十八日

熊本県上益城郡御船町高木四八〇〇一

フレッショーライン株式会社
代表清算人 三苦 和也

第三十八期決算公告

令和六年十二月三十一日現在
の要旨

貸借対照表の要旨		資産の部	
流动資産	一、九〇九、九六九	四七、一三九	二、一八八
固定資産	一、九五七、一〇八	二、一八八	二、一八八
資産合計	一、九五四、九二〇	八〇、〇〇〇	八〇、〇〇〇
流动負債	一、七九四、九二〇	一、七九四、九二〇	一、七九四、九二〇
負債合計	一、九五四、九二〇	（二十四、四二八）	（二十四、四二八）
株主資本	一、九五七、一〇八	八〇、〇〇〇	八〇、〇〇〇
資本金	一、九五四、九二〇	一、九五四、九二〇	一、九五四、九二〇
資本剰余金	一、九五四、九二〇	一、九五四、九二〇	一、九五四、九二〇
その他資本剰余金	一、九五四、九二〇	一、九五四、九二〇	一、九五四、九二〇
利益剰余金	一、九五四、九二〇	一、九五四、九二〇	一、九五四、九二〇
その他利益剰余金	一、九五四、九二〇	（二四、四二八）	（二四、四二八）
純資産合計	一、九五四、九二〇	（一〇八）	（一〇八）
負債及び純資産合計	一、九五四、九二〇	（一〇八）	（一〇八）
令和七年三月十八日	大坂府吹田市芳野町一八番二三号	昭和エンタープライズ株式会社	代表取締役 小椋 邦彦
相続債権者受遺者への請求申出の催告	本籍北海道帯広市稻田町南八線西一六番地、	被相続人 正司 山崎	被相続人 正司 山崎
最後の住所北海道旭川市神楽岡八条三丁目二番一四号	最後の住所北海道旭川市神楽岡八条三丁目二番一四号	右被相続人の相続人	右被相続人の相続人
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。	一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。	右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。	右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和七年三月十八日	北海道旭川市六条通八丁目三六番二五号セントラル旭川ビル2C 緑橋通法律事務所	相続財産清算人 弁護士 丸山 冬子	相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍北海道上磯郡木古内町字本町七一〇番地、最後の住所北海道北斗市久根別四丁目六番三〇号	被相続人 亡 保科 崇	右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。	右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

相続債権者受遺者への請求申出の催生

令和七年三月十八日 北海道函館市新川町二番二六号道南労働福祉館二階 社会館二階 相続財産清算人 弁護士 渡會 知弘 本籍秋田県北秋田市前山字雷山下九二番地、 最後の住所本籍に同じ	はこだて中央法律事務所 相続財産清算人 弁護士 渡會 知弘 本籍秋田県北秋田市前山字雷山下九二番地、 最後の住所本籍に同じ
右被相続人の相続人のあることが不明なので、 一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌 日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。 右期間内にお申し出がないときは弁済から除外 します。	被相続人 亡 野呂 清 令和七年三月十八日 事務所秋田県大館市字三ノ丸一〇三番地九 相続財産清算人 弁護士 緑川 正樹 相続債権者受遺者への請求申出の催告 本籍秋田県大館市字三ノ丸一〇三番地九 最後の住所秋田県大館市字三ノ丸一〇三番地九 号 被相続人 亡 塚本 明壽 右被相続人の相続人のあることが不明なので、 一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌 日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。 右期間内にお申し出がないときは弁済から除外 します。
令和七年三月十八日 秋田県秋田市山王六丁目八番四六号 司法事務所 相続財産清算人 司法書士 佐々木大輔 相続債権者受遺者への請求申出の催告 本籍東京都大田区西蒲田四丁目九番地三、最 後の住所福島県郡山市桑野五丁目一六番地の 二八ナイスアーバン大島中央公園二〇六号 右被相続人の相続人のあることが不明なので、 一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌 日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。 右期間内にお申し出がないときは弁済から除外 します。	被相続人 亡 青木 豊美 令和七年三月十八日 福島県郡山市虎丸町九番六号鈴幸ビル二階 山内法務事務所 相続財産清算人 弁護士 山内 崇史 令和七年三月十八日 令和七年三月十八日 令和七年三月十八日
令和七年三月十八日 埼玉県越市新富町二丁目一二番二二号日 神デュオステージ川越新富町八〇三いしい 法律事務所 相続財産清算人 弁護士 石井 康久	被相続人 亡 石田 牧 令和七年三月十八日 群馬県高崎市昭和町二二四一アーツビル 二階 ぐんま法律事務所 相続財産清算人 弁護士 岡村 香里 相続債権者受遺者への請求申出の催告 本籍埼玉県さいたま市北区日進町一丁目五〇 八番地一六、最後の住所埼玉県さいたま市大 宮区堀の内町一丁目六〇六番地グランドシ ティW二二六 被相続人 亡 小川 宏行 右被相続人の相続人のあることが不明なので、 一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌 日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。 右期間内にお申し出がないときは弁済から除外 します。
令和七年三月十八日 埼玉県久喜市栗原二一九一三〇石田晴久法 律事務所 相続財産清算人 弁護士 石田 晴久 相続債権者受遺者への請求申出の催告 本籍埼玉県北葛飾郡杉戸町杉戸三丁目一六三 五番地、最後の住所埼玉県川越市三光町三三 番地三川越フラワーホーム六一二号室 被相続人 亡 内田 和子 右被相続人の相続人のあることが不明なので、 一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌 日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。 右期間内にお申し出がないときは弁済から除外 します。	被相続人 亡 石田 牧 令和七年三月十八日 埼玉県川越市新富町二丁目一二番二二号日 神デュオステージ川越新富町八〇三いしい 法律事務所 相続財産清算人 弁護士 石井 康久

相続債権者受遺者への請求申出の催生

右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌
日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥し
ます。

令和七年三月十八日

事務所千葉県松戸市松戸一八四七 日暮ビ
ル四〇二 ななつぼし法律事務所

相続財産清算人 弁護士 鎌木 崇史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県白山市四ツ屋町一二番地、最後の
住所千葉市花見川区こてはし台三丁目一八番
一四号 被相続人 亡 林 義次

右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌
日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥し
ます。

令和七年三月十八日

事務所千葉市中央区栄町四二番二一号日本
企業会館五階さきがけ法律事務所

相続財産清算人 弁護士 渡邊 寛之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県南房総市白浜町乙浜六三三番地
二、最後の住所千葉県君津市中野二丁目二三
番二八号 被相続人 亡 高木 紀

右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌
日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥し
ます。

令和七年三月十八日

事務所千葉県木更津市新田一丁目七番一四
号 浜名法律事務所

相続財産清算人 弁護士 浜名

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江東区南砂二丁目一〇三〇番地、

最後の住所千葉県佐倉市六崎一〇七八番地一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌

日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥

ます。

令和七年三月十八日

事務所千葉市中央区中央三丁目九番九号工

レル千葉中央ビル五階ブライム法律事務所

相続財産清算人 弁護士 金城未来彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県成田市松崎二〇七〇番地、最後の

住所千葉県成田市松崎二〇七〇番地

被相続人 亡 湯浅 計正

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌

日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥

ます。

令和七年三月十八日

事務所千葉市中央区中央二丁目三番二六号

千葉セントースクエアビル七〇八新久総合

法律事務所

相続財産清算人 弁護士 西村 駿

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都新宿区歌舞伎町二丁目四〇〇番

地、最後の住所東京都世田谷区松原五丁目三

四番六号アリア松原三二一

被相続人 亡 加藤 光夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、令和七年五月十

九日までに請求の申し出をして下さい。右期間内

にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年三月十八日

事務所東京都千代田区丸の内二一六一丸

法律事務所外國法共同事業

の内パークビルディング 森・濱田松本法

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都大田区上池台一丁目三一一番地、最

後の住所川崎市宮前区有馬六丁目一〇番九一

三〇一号有馬南住宅

被相続人 亡 飯吉 優子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌

日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥

します。

令和七年三月十八日

事務所千葉市高津区下作延二丁目一一番二二号

Kビル二〇一 田園総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 毛呂 将一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市港北区大倉山三丁目二七

〇番地、最後の住所神奈川県足柄下郡箱根町

仙石原九五九番地の五〇箱根ヴィレッジ五号

棟一〇二号 被相続人 亡 早坂知恵子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌

日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥

ます。

令和七年三月十八日

相続財産清算人 弁護士 井上 美智子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県高岡市定塚町九番、最後の住所富

山県高岡市定塚町九番六号

被相続人 亡 浦山美智子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌

日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥

ます。

令和七年三月十八日

相続財産清算人 弁護士 村本公一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県加賀市河南町力五八番地甲、最後

の住所本籍に同じ 被相続人 亡 油谷 朝子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌

日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥

します。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥

します。

令和七年三月十八日

事務所石川県金沢市尾張町一丁目七番一号

相続財産清算人 弁護士 中出 健作

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県長野市青木島町綱島七三〇番地一

二、最後の住所長野市三輪八丁目六番一八号

被相続人 亡 鈴木 孝子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌

日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥

します。

令和七年三月十八日

相続財産清算人 弁護士 村本公一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県金沢市青木島町綱島七三〇番地一

二、最後の住所長野市三輪八丁目六番一八号

被相続人 亡 鈴木 孝子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌

日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥

します。

令和七年三月十八日

相続財産清算人 弁護士 山内 充之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県金沢市山口町一丁目八六五番

地、最後の住所新潟県阿賀野市山口町一丁目

八番一三号 被相続人 亡 関口 嘉弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、令和七年五月三

十一日までに請求の申出をして下さい。

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県かほく市外日角木五七番乙地、最

後の住所本籍に同じ

被相続人 亡 内潟 志伸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌

日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥

します。

令和七年三月十八日

事務所石川県金沢市尾張町一丁目七番一号

相続財産清算人 弁護士 中出 健作

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県長野市青木島町綱島七三〇番地一

二、最後の住所長野市三輪八丁目六番一八号

被相続人 亡 鈴木 孝子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌

日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥

します。

令和七年三月十八日

相続財産清算人 弁護士 山内 孝次

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県金沢市山口町一丁目八六五番

地、最後の住所新潟県阿賀野市山口町一丁目

八番一三号 被相続人 亡 関口 嘉弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌

日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥

します。

令和七年三月十八日

相続財産清算人 弁護士 中田 博繁

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県阿賀野市山口町一丁目八六五番

地、最後の住所新潟県阿賀野市山口町一丁目

八番一三号 被相続人 亡 関口 嘉弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、令和七年五月三

十一日までに請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥

します。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥

します。

令和七年三月十八日

相続財産清算人 弁護士 中出 健作

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県長野市青木島町綱島七三〇番地一

二、最後の住所長野市三輪八丁目六番一八号

被相続人 亡 鈴木 孝子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌

日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥

します。

令和七年三月十八日

相続財産清算人 弁護士 山内 孝次

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県長野市青木島町綱島七三〇番地一

二、最後の住所長野市三輪八丁目六番一八号

被相続人 亡 鈴木 孝子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌

日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥

します。

令和七年三月十八日

相続財産清算人 弁護士 山内 孝次

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県長野市青木島町綱島七三〇番地一

二、最後の住所長野市三輪八丁目六番一八号

被相続人 亡 鈴木 孝子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌

日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥

します。

令和七年三月十八日

相続財産清算人 弁護士 中田 博繁

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県阿賀野市山口町一丁目八六五番

地、最後の住所新潟県阿賀野市山口町一丁目

八番一三号 被相続人 亡 関口 嘉弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、令和七年五月三

十一日までに請求の申出をして下さい。

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥

します。

令和七年三月十八日

相続財産清算人 弁護士 中田 博繁

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県阿賀野市山口町一丁目八六五番

地、最後の住所新潟県阿賀野市山口町一丁目

八番一三号 被相続人 亡 関口 嘉弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌

日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥

します。

令和七年三月十八日

相続財産清算人 弁護士 中田 博繁

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県阿賀野市山口町一丁目八六五番

地、最後の住所新潟県阿賀野市山口町一丁目

八番一三号 被相続人 亡 関口 嘉弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌

日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥

します。

令和七年三月十八日

相続財産清算人 弁護士 中田 博繁

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県阿賀野市山口町一丁目八六五番

地、最後の住所新潟県阿賀野市山口町一丁目

八番一三号 被相続人 亡 関口 嘉弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌

日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥

します。

令和七年三月十八日

相続財産清算人 弁護士 中田 博繁

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県阿賀野市山口町一丁目八六五番

地、最後の住所新潟県阿賀野市山口町一丁目

八番一三号 被相続人 亡 関口 嘉弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌</div

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県廿日市市宮内三丁目一〇八番地、最後の住所広島県廿日市市宮内三丁目一番二六号
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和七年五月二十一日までに請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和七年三月十八日

広島県廿日市市上の浜一丁目一二番一八号

相続財産清算人 司法書士 泉 哲哉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県大牟田市白井新町二丁目一二〇番地、最後の住所福岡県大牟田市笹原町一丁目五五番地四三

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和七年三月十八日

本籍福岡県大牟田市白井新町二丁目一二〇番地、最後の住所福岡県大牟田市笹原町一丁目五五番地四三

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和七年三月十八日

本籍福岡県大牟田市大字三池九一五番地一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県大村市松松本町九三番地、最後の住所長崎県大村市富の原一丁目一三三八番地四

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和七年三月十八日

本籍鹿児島県霧島市福山町福山三五六番地一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和七年三月十八日

長崎県大村市東本町二七四番地三 八幡ビル二階

相続財産清算人 弁護士 古館 哲悟

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県霧島市福山町福山三五六番地一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和七年三月十八日

福岡県筑後市大字長浜二〇四六番地三 大藪Gビル一階

所有者不明土地管理人 澤 和宏

令和七年三月十八日

鹿児島県霧島市国分福島一丁目二八番九号

相続財産清算人 司法書士 山田 優作

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都渋谷区恵比寿三丁目九番地、最後の住所鹿児島市唐湊一丁目四番二一三二号

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和七年三月十八日

広島県廿日市市上の浜一丁目一二番一八号

相続財産清算人 司法書士 泉 哲哉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県大牟田市白井新町二丁目一二〇番地、最後の住所福岡県大牟田市笹原町一丁目五五番地四三

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和七年三月十八日

本籍福岡県大牟田市大字三池九一五番地一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県大村市松松本町九三番地、最後の住所長崎県大村市富の原一丁目一三三八番地四

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和七年三月十八日

本籍福岡県大牟田市大字三池九一五番地一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県大村市松松本町九三番地、最後の住所長崎県大村市富の原一丁目一三三八番地四

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和七年三月十八日

本籍鹿児島県霧島市福山町福山三五六番地一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和七年三月十八日

長崎県大村市東本町二七四番地三 八幡ビル二階

相続財産清算人 弁護士 古館 哲悟

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県霧島市福山町福山三五六番地一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和七年三月十八日

所有者不明土地管理人 澤 和宏

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

住所 兵庫県宝塚市今里町二四番二九号

生年月日 一九五五年一月十六日生

事件番号 不在者金惠榮

事件名 不在者財産管理人選任申立事件

供託番号 令和六年度金第五二六号

供託金額 一、七五四、六〇七円

事件番号 不在者財産管理人選任申立事件

供託番号 令和五年(家)第二九九号

事件番号 不在者財産管理人選任申立事件

供託番号 令和七年三月十八日

事件番号 不在者財産管理人選任申立事件

第1期決算公告

令和7年2月9日 東京都中野区新井1丁目24番4号

井上ビルB1階

株式会社エンタケア研究所

代表取締役CEO 高丸洋介

代表取締役COO/CMO 石井洋介

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

(単位:円)

令和7年2月9日 東京都中野区新井1丁目24番4号

井上ビルB1階

株式会社エンタケア研究所

代表取締役CEO 高丸洋介

代表取締役COO/CMO 石井洋介

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

(単位:円)

科 目 金額(千円)

資の産部 流動資産合計 52,743

資の産部 固定資産合計 1,581

資の産部 流動資産合計 54,324

資の産部 固定資産合計 3,512

資の産部 流動資産合計 50,812

資の産部 固定資産合計 50,000

資の産部 流動資産合計 52,000

資の産部 固定資産合計 △51,188

資の産部 流動資産合計 △51,188

資の産部 固定資産合計 (51,188)

資の産部 流動資産合計 54,324

資の産部 固定資産合計 3,678,113

資の産部 流動資産合計 1,154,874

資の産部 固定資産合計 2,523,239

資の産部 流動資産合計 900,000

資の産部 固定資産合計 1,623,239

資の産部 流動資産合計 1,623,239

資の産部 固定資産合計 (1,623,239)

資の産部 流動資産合計 3,678,113

第2期決算公告

令和7年2月20日 東京都江東区新木場一丁目17番8号

三井リソーラボ新木場2、409号室

株式会社チューニングフォーク・バイオ・ジャパン

代表取締役 引地裕一

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

(単位:千円)

科 目 金額

資の産部 流動資産合計 43,597

資の産部 固定資産合計 21,156

資の産部 流動資産合計 64,753

資の産部 固定資産合計 6,689

資の産部 流動資産合計 58,064

資の産部 固定資産合計 50,000

資の産部 流動資産合計 8,064

資の産部 固定資産合計 8,064

資の産部 流動資産合計 (6,613)

資の産部 固定資産合計 64,753

資の産部 流動資産合計 52,743

資の産部 固定資産合計 1,581

資の産部 流動資産合計 54,324

資の産部 固定資産合計 3,512

資の産部 流動資産合計 50,812

資の産部 固定資産合計 50,000

資の産部 流動資産合計 52,000

資の産部 固定資産合計 △51,188

資の産部 流動資産合計 △51,188

資の産部 固定資産合計 (51,188)

資の産部 流動資産合計 54,324

資の産部 固定資産合計 3,678,113

資の産部 流動資産合計 1,154,874

資の産部 固定資産合計 2,523,239

資の産部 流動資産合計 900,000

資の産部 固定資産合計 1,623,239

資の産部 流動資産合計 1,623,239

資の産部 固定資産合計 (1,623,239)

資の産部 流動資産合計 3,678,113

第11期決算公告 令和7年3月18日
東京都千代田区外神田一丁目18番13号
株式会社エスプールロジスティクス
代表取締役 浦上 壮平
貸借対照表の要旨(令和6年11月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 555,876
	固定資産 182,507
	合 計 738,383
負純 資産 及の び部	流動負債 (賞与引当金) 683,660 固定負債 16,744 株主資本 37,979 資本剰余金 30,000 資本準備金 29,987 利益剰余金 △22,007 その他利益剰余金 (うち当期純損失) △22,007 合 計 738,383

第15期決算公告 令和7年3月18日
東京都千代田区外神田一丁目18番13号
株式会社エスプールプラス
代表取締役 浦上 壮平
貸借対照表の要旨(令和6年11月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 2,182,429
	固定資産 13,547,777
	合 計 15,730,207
負純 資産 及の び部	流動負債 (賞与引当金) 8,620,682 固定負債 (73,044) 株主資本 1,740,582 資本剰余金 5,368,942 資本準備金 105,000 利益剰余金 41,000 その他利益剰余金 41,000 合 計 15,730,207

第15期決算公告 令和7年3月18日
東京都千代田区外神田一丁目18番13号
株式会社エスプールヒューマンソリューションズ
代表取締役 浦上 壮平
貸借対照表の要旨(令和6年11月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 3,366,443
	固定資産 196,209
	合 計 3,562,653
負純 資産 及の び部	流動負債 (賞与引当金) 2,022,336 株主資本 (30,076) 資本剰余金 1,540,317 資本準備金 151,000 利益剰余金 103,481 その他利益剰余金 103,481 合 計 3,562,653

第3期決算公告

令和7年3月18日
東京都千代田区外神田一丁目18番13号
株式会社エスプールグローカル
代表取締役 浦上 壮平
貸借対照表の要旨(令和6年11月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 1,341,353
	固定資産 22,456
	合 計 1,363,810
負純 資産 及の び部	流動負債 (賞与引当金) 1,136,860 株主資本 (17,417) 資本剰余金 226,949 利益剰余金 10,000 その他利益剰余金 216,949 合 計 1,363,810

第5期決算公告

令和7年3月18日
東京都千代田区外神田一丁目18番13号
株式会社エスプールリンク
代表取締役 浦上 壮平
貸借対照表の要旨(令和6年11月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 350,826
	固定資産 7,583
	合 計 358,409
負純 資産 及の び部	流動負債 (賞与引当金) 160,525 株主資本 (16,213) 資本剰余金 197,883 資本準備金 10,000 利益剰余金 36,819 その他利益剰余金 151,064 合 計 358,409

第11期決算公告

令和7年3月18日
東京都千代田区外神田一丁目18番13号
株式会社エスプールセールスサポート
代表取締役 浦上 壮平
貸借対照表の要旨(令和6年11月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 405,671
	固定資産 9,665
	合 計 415,336
負純 資産 及の び部	流動負債 (賞与引当金) 286,399 株主資本 (14,134) 資本剰余金 128,936 資本準備金 10,000 利益剰余金 118,936 その他利益剰余金 118,936 合 計 415,336

第35期決算公告

令和7年3月18日
神奈川県横浜市緑区白山一丁目16番1号
オノ エンタープライズ株式会社
取締役社長 前山 剛輝
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 107,940
	固定資産 7,994
	合 計 115,934
負純 資産 及の び部	流動負債 14,222 固定負債 101,711 株主資本 20,000 資本剰余金 81,711 資本準備金 5,000 その他利益剰余金 76,711 合 計 115,934

第1期決算公告

令和7年3月18日
東京都千代田区外神田一丁目18番13号
株式会社エスプールブリッジ
代表取締役 浦上 壮平
貸借対照表の要旨(令和6年11月30日現在)(単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	流動資産 10,014
	合 計 10,014
負純 資産 及の び部	流動負債 32 固定負債 9,982 株主資本 10,000 資本剰余金 △17 資本準備金 △17 その他利益剰余金 (17) 合 計 10,014

第14期決算公告

令和7年3月18日
東京都千代田区外神田一丁目18番13号
フルードットグリーン株式会社
代表取締役 浦上 壮平
貸借対照表の要旨(令和6年11月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 842,147
	固定資産 34,617
	合 計 876,764
負純 資産 及の び部	流動負債 (賞与引当金) 411,229 株主資本 (42,104) 資本剰余金 465,535 資本準備金 10,000 利益剰余金 455,535 利益準備金 2,500 その他利益剰余金 453,035 合 計 876,764

第52期決算公告 令和7年3月18日
岐阜県揖斐郡揖斐川町谷汲名社459番地
ア 一 木 株 式 会 社
代表取締役 岡崎 晃浩
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 788,081
	固定資産 456,792
	合 計 1,244,873
負純 資産 及の び部	流動負債 335,339 固定負債 492,827 株主資本 416,707 資本剰余金 90,000 資本準備金 31,500 (うち資本準備金) (31,500) 利益剰余金 404,707 (うち利益準備金) (22,500) 自己株式 △ 109,500 合 計 1,244,873

第38期決算公告 令和7年3月18日
新潟県阿賀野市保田字中山5836番地
T H K 新潟株式会社
代表取締役社長 神戸 昭彦
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 3,572,308
	固定資産 4,659,664
	合 計 8,231,972
負純 資産 及の び部	流動負債 1,269,179 (うち賞与引当金) (200,000) 固定負債 15,904 株主資本 6,946,889 資本剰余金 100,000 資本準備金 6,846,889 利益剰余金 25,000 利益準備金 6,821,889 その他利益剰余金 (540,150) 合 負債・純資産合計 8,231,972

第3期決算公告 令和7年3月18日
神奈川県横浜市緑区白山一丁目16番1号
株式会社Sound One
取締役社長 葛西 功
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 23,986
	合 計 23,986
負純 資産 及の び部	流動負債 10,203 固定負債 300,000 株主資本 △286,217 資本剰余金 90,000 資本準備金 △376,217 利益剰余金 一 利益準備金 △376,217 その他利益剰余金 (151,949) 合 計 23,986

第9期決算公告

令和7年3月18日
名古屋市中川区尾頭橋四丁目13番7号
株式会社ローカスロジック
代表取締役 二村 幸孝

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:円)

科 目	金 額
資の 産部	
流動資産	26,569,008
固定資産	240,552
合 計	26,809,560
負純資産及の び部	
流動負債	3,927,351
固定負債	535,200
株主資本	22,347,009
資本剰余金	3,000,000
利益剰余金	19,347,009
その他利益剰余金(うち当期純利益)	19,347,009
合 計	(829,929)
合 計	26,809,560

第30期決算公告 令和7年3月18日

名古屋市東区葵一丁目16番38号
株式会社東海サンユーテクノス
代表取締役 菊地 敬一

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部	
流動資産	1,165,674
固定資産	283,467
合 計	1,449,141
負純資産及の び部	
流動負債	358,052
固定負債	599,391
株主資本	491,697
資本剰余金	46,000
利益剰余金	5,537
利益準備金	440,160
その他利益剰余金(うち当期純利益)	10,000
自己株式	430,160
合 計	(53,121)
合 計	1,449,141

第8期決算公告 令和7年3月18日

愛知県安城市東端町貝戸19番地1
サニーハウス東端A-101

新陽工業株式会社

代表取締役 田中 利明

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部	
流動資産	38,202
固定資産	5,887
有形固定資産	5,040
投資その他の資産	847
合 計	44,089
負純資産及の び部	
流動負債	21,642
固定負債	18,163
株主資本	4,284
資本剰余金	1,000
利益剰余金	3,284
その他利益剰余金(うち当期純損失)	3,284
自己株式	(677)
合 計	44,089

第114期決算公告

2025年3月7日
徳島県徳島市南沖洲5丁目8番72号
N X 德通株式会社
代表取締役社長 大西 恭司

貸借対照表の要旨(2024年12月31日現在)

科 目	金 額(百万円)
資の 産部	
流動資産	3,640
固定資産	2,046
合 計	5,686
負純資産及の び部	
流動負債	825
固定負債	619
株主資本	4,138
資本剰余金	50
利益剰余金	4,088
その他利益剰余金(うち当期純利益)	13
評価・換算差額等	4,075
合 計	(35)
合 計	5,686

第13期決算公告 令和7年3月18日

愛知県刈谷市小垣江町本郷下43番地19
株式会社春光工業
代表取締役 野々山篤司

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部	
流動資産	57,517
固定資産	30,263
有形固定資産	12,067
投資その他の資産	18,196
合 計	87,780
負純資産及の び部	
流動負債	14,183
固定負債	30,186
株主資本	43,411
資本剰余金	1,000
利益剰余金	42,411
その他利益剰余金(うち当期純利益)	42,411
合 計	(5,917)
合 計	87,780

第3期決算公告

令和7年3月18日
愛知県知立市谷田町宝土18番地3
株式会社ワールドサービス刈谷
代表取締役 柳井 浩明

貸借対照表の要旨

(令和6年9月30日現在)(単位:千円)

科 目	金 額
資の 産部	
流動資産	184,480
固定資産	10,795
合 計	195,276
負純資産及の び部	
流動負債	158,400
固定負債	31,674
株主資本	5,201
資本剰余金	20,500
利益剰余金	△15,298
その他利益剰余金(うち当期純利益)	△15,298
合 計	(2,361)
合 計	195,276

第50期決算公告

令和7年2月20日
新潟市中央区南長潟12番10号
株式会社レックス
代表取締役 竹村 誠

貸借対照表の要旨

(令和6年12月31日現在)

科 目	金 額(百万円)
資の 産部	
流動資産	3,407
固定資産	3,128
合 計	6,535
負純資産及の び部	
流動負債	1,952
固定負債	252
株主資本	4,331
資本剰余金	80
利益剰余金	4,251
利益準備金	20
その他利益剰余金(うち当期純利益)	4,231
負債・純資産合計	(508)
合 計	6,535

第4期決算公告

令和7年3月18日
東京都千代田区丸の内二丁目3番2号
郵船ビルディング1階

一般財団法人塗装品質機構

代表理事 吉田 憲司

貸借対照表の要旨

(令和6年12月31日現在)(単位:千円)

科 目	金 額
資の 産部	
流動資産	20,469
固定資産	0
合 計	20,469
負純資産及の び部	
流動負債	5,255
負債合計	5,255
一般正味財産	15,214
正味財産合計	15,214
正味財産合計	20,469

第23期決算公告 2025年3月18日

福岡県福岡市西区今宿東一丁目1番2号
日清紡マイクロデバイス福岡株式会社
代表取締役社長 橋本 武幸

貸借対照表の要旨(2024年12月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部	
流動資産	1,741,836
固定資産	1,897,491
合 計	3,639,328
負純資産及の び部	
流動負債(賞与引当金)	2,195,135
固定負債(退職給付引当金)	(24,192)
株主資本	1,053,586
資本剰余金	(973,194)
利益準備金	390,605
その他利益剰余金	300,000
利益準備金	90,605
その他利益剰余金(うち当期純損失)	75,000
合 計	15,605
負債・純資産合計	(531,636)
合 計	3,639,328

第43期決算公告 2025年3月18日
大阪市淀川区富原4丁目6番11号
ダイイトック株式会社
代表取締役 中島 充晴

貸借対照表の要旨(2024年12月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部	
流動資産	240,512
固定資産	152,110
合 計	392,622
負純資産及の び部	
流動負債(内退職給付引当金)	75,529
固定負債	257,336
株主資本	(12,336)
資本剰余金	59,756
利益剰余金	10,000
その他資本剰余金	10,000
利益剰余金	39,756
その他利益剰余金(内当期純利益)	39,756
合 計	(52,402)
合 計	392,622

第17期決算公告 令和7年3月18日

大阪市西区立売堀二丁目4番5号
DGビルなにわ筋

株式会社オーティーズ

代表取締役 脇坂 純

貸借対照表の要旨(令和6年9月30日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部	
流動資産	271,048
固定資産	440,631
延資産	826
合 計	712,506
負純資産及の び部	
流動負債	62,528
固定負債	518,447
株主資本	131,530
資本剰余金	8,000
利益剰余金	123,530
その他利益剰余金(うち当期純利益)	123,530
合 計	(16,200)
合 計	712,506

第59期決算公告 令和7年3月18日

大阪府箕面市桜六丁目4番18号
桜井興業株式会社
代表取締役 桐山 健一

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部	
流動資産	11,571
固定資産	1,103,487
合 計	1,115,059
負純資産及の び部	
流動負債	742
固定負債	808,500
合 計	809,242
株主資本	305,817
資本剰余金	10,000
利益準備金	295,817
その他利益剰余金	2,500
合 計	305,817
純資産合計	293,317
合 計	(36,275)
合 計	305,817
負債・純資産合計	1,115,059

第48期決算公告

令和7年3月18日
山形県酒田市上本町5番22号
株式会社日野
代表取締役 阿部 譲

貸借対照表の要旨(令和6年4月30日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	116,622
	固定資産	557,995
	総計	222
合計		674,840
負純 資 産 及 の び部	流動負債	102,701
	固定負債	151,290
	資本	420,849
	利益	70,000
	利益	350,849
	利益	11,000
	その他利益	339,849
	(うち当期純利益)	(953)
合計		674,840

第7期決算公告

令和7年3月18日
札幌市中央区南13条西1丁目3番25号
アスレチックテラス2階

株式会社コカジホールディングス

代表取締役 小鍛治洋介

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	32,767
	固定資産	173,570
	合計	206,337
合計		206,337
負純 資 産 及 の び部	流動負債	36,408
	固定負債	87,075
	資本	82,854
	利益	1,000
	利益	81,854
	その他利益	81,854
	(うち当期純利益)	(36,128)
合計		206,337

第59期決算公告

令和7年3月18日
北海道札幌市東区中沼町13番地
株式会社小鍛治組
代表取締役 小鍛治洋介

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	1,042,073
	固定資産	1,091,028
	合計	2,133,101
合計		2,133,101
負純 資 産 及 の び部	流動負債	1,044,543
	固定負債	723,237
	資本	365,320
	利益	55,500
	利益	500
	資本準備金	500
	利益	309,320
	利益	13,750
	その他利益	295,570
	(うち当期純利益)	(63,707)
合計		2,133,101

第9期決算公告

令和7年3月18日
東京都目黒区青葉台3-6-28
株式会社RECEPTIONIST
代表取締役兼代表執行役員CEO
大宮真里子

貸借対照表の要旨(令和6年10月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	345,069
	固定資産	43,191
	合計	388,261
負純 資 産 及 の び部	流動負債	313,859
	固定負債	300,000
	資本	△275,598
	利益	10,000
	利益	△285,598
	その他利益	△285,598
	(うち当期純利益)	(27,745)
	新株予約権	50,000
合計		388,261
負債・純資産合計		388,261

第20期決算公告

令和7年3月18日
東京都新宿区西新宿二丁目6番1号
MPSジャパン株式会社

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:千円)

科	目	金額
資の 産部	流動資産	21,305
	固定資産	21,305
	合計	21,305
負純 資 産 及 の び部	流動負債	1,991
	固定負債	1,991
	資本	19,314
	利益	10,000
	利益	9,314
	繰越利益	9,314
	利益	(56)
	純資産合計	19,314
合計		21,305
負債・純資産合計		21,305

第4期決算公告

令和7年3月18日
東京都中央区日本橋二丁目11番2号

株式会社LJフーズ

代表取締役 松永 和久

貸借対照表の要旨(令和6年11月30日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	1,006,012
	固定資産	4,733
	合計	1,010,746
合計		1,010,746
負純 資 産 及 の び部	流動負債	869,095
	固定負債	6,186
	資本	135,464
	利益	55,000
	利益	45,000
	資本準備金	45,000
	利益	35,464
	その他利益	35,464
	(うち当期純利益)	(20,196)
合計		1,010,746

第3期決算公告

令和7年3月18日
東京都中央区日本橋二丁目2番21号
日本橋二丁目ビル4階

株式会社スリーエスマネジメント
代表取締役 松村 健一

貸借対照表の要旨(令和6年9月30日現在)(単位:千円)

科	目	金額
資の 産部	流動資産	16,666
	固定資産	2,400
	合計	19,066
負純 資 産 及 の び部	流動負債	2,554
	固定負債	757
	資本	15,754
	利益	20
	利益	15,734
	その他利益	15,734
	(うち当期純損失)	(14)
合計		19,066
負債・純資産合計		19,066

第70期決算公告

令和7年3月18日
東京都港区北青山二丁目5番8号
株式会社びこう社

代表取締役 浦岡潤

貸借対照表の要旨(令和6年4月30日現在)

科	目	金額(円)
資の 産部	流動資産	2,752,248,548
	固定資産	1,336,090,941
	合計	9,116,438
合計		4,097,455,927
負純 資 産 及 の び部	流動負債	1,318,191,146
	固定負債	53,352,000
	資本	2,725,912,781
	利益	50,000,500
	利益	2,683,352,281
	利益	13,000,000
	その他利益	2,670,352,281
	(うち当期純利益)	(447,407,003)
	自己株式	47,440,000
合計		4,097,455,927

第24期決算公告

令和7年3月18日
東京都千代田区神田鍛冶町三丁目3番12号
パケットファブリック・ジャパン株式会社

代表取締役CEO 奥野 政樹

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	355,060
	固定資産	77,806
	合計	432,866
合計		432,866
負純 資 産 及 の び部	流動負債	113,319
	固定負債	112,231
	資本	207,315
	利益	100,000
	利益	26,404
	その他資本	1,404
	利益	80,910
	その他利益	80,910
	(うち当期純利益)	(11,524)
合計		432,866

第18期決算公告

令和7年2月28日
山口県宇部市寿町二丁目5番21号
株式会社Bewin
代表取締役 河村 勝就

貸借対照表の要旨(令和6年11月30日現在)(単位:千円)

科	目	金額
資の 産部	流動資産	295,435
	固定資産	155,550
	合計	450,985
負純 資 産 及 の び部	流動負債	236,495
	固定負債	13,836
	資本	200,653
	利益	20,000
	利益	180,653
	その他利益	180,653
	(うち当期純利益)	(18,035)
合計		450,985

第84期決算公告

令和7年3月6日
新潟県長岡市寺泊竹森二ツ塚1411番地
株式会社鈴木精密工業所

代表取締役 鈴木 将義

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	969,109
	固定資産	494,491
	合計	1,463,600
合計		1,463,600
負純 資 産 及 の び部	流動負債	718,749
	固定負債	422,927
	資本	316,603
	利益	95,000
	利益	221,603
	利益	23,750
	その他利益	197,853
	(うち当期純損失)	(131,424)
	評価・換算差額等	5,321
合計		1,463,600

第8期決算公告

令和7年3月18日
東京都千代田区神田鍛冶町三丁目7番21号
天翔神田駅前ビル7階705号室

TEK Automotive Japan株式会社

代表取締役 マウリツィオ・マリーニ

科	目	金額(円)
資の 産部	流動資産	20,244,147
	固定資産	20,244,147
	合計	20,244,147
合計		20,244,147
負純 資 産 及 の び部	流動負債	43,051,935
	固定資本	△22,807,788
	資本	15,000,000
	利益	△37,807,788
	その他利益	△37,807,788
	(うち当期純利益)	(1,672,398)
合計		20,244,147

第66期決算公告		令和7年3月14日
長崎県雲仙市小浜町雲仙500番地1		
株式会社青雲莊		
代表取締役 長橋慶治		
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)		
科 目	金額(千円)	
資の 産部	流動資産 324,979 固定資産 756,234 合 計 1,081,214	
負純 資産 及の び部	流動負債 101,898 固定負債 172,329 株主資本 806,852 資本剰余金 100,000 利益準備金 706,852 その他利益剰余金 (うち当期純利益) 25,000 評価・換算差額等 681,852 有価証券評価差額金 (36,548) 合 計 134 134 1,081,214	

第31期決算公告		令和7年3月14日
長崎県佐世保市ハウステンボス町6番地		
ナバ開発株式会社		
代表取締役 森田誠		
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)		
科 目	金額(千円)	
資の 産部	流動資産 523,247 固定資産 1,228,739 合 計 1,751,986	
負純 資産 及の び部	流動負債 560,059 固定負債 45,834 株主資本 1,146,092 資本剰余金 100,000 その他資本剰余金 519,645 利益準備金 519,645 その他利益準備金 526,447 利益準備金 18,500 その他利益剰余金 (うち当期純利益) 507,947 評価・換算差額等 (101,524) 合 計 1,751,986	

第10期決算公告		令和7年2月3日
東京都千代田区飯田橋四丁目7番1号		
一般社団法人キャピタルホールディングス		結和税理士法人内
代表理事 中津正憲		
貸借対照表の要旨(令和6年11月30日現在)		(単位:千円)
科 目	金額	
資の 産部	流動資産 502 固定資産 200 合 計 702	
負純 資産 及の び部	流動負債 70 負債合計 70 基余金 3,000 (うち当期純損失) △2,367 純資産合計 632 合 計 702	

第20期決算公告		令和7年3月17日
長崎市新地町3番17号		
長崎バスホテルズ株式会社		
代表取締役 嶋崎真英		
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)		
科 目	金額(千円)	
資の 産部	流動資産 574,546 固定資産 235,264 合 計 809,810	
負純 資産 及の び部	流動負債 452,859 固定負債 1,892 株主資本 355,058 資本剰余金 97,500 資本準備金 97,500 利益剰余金 160,058 その他利益剰余金 (うち当期純利益) 160,058 (33,306) 合 計 809,810	

第24期決算公告		令和7年3月14日
長崎市浜町3番23号		
株式会社イーズワークス		
代表取締役 細屋悦子		
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)		(単位:千円)
科 目	金額	
資の 産部	流動資産 110,436 固定資産 13,703 合 計 124,140	
負純 資産 及の び部	流動負債 52,964 固定負債 7,158 株主資本 64,016 資本剰余金 50,000 利益剰余金 14,016 利益準備金 14,016 その他利益剰余金 (6,643) 合 計 124,140	

第51期決算公告		令和7年3月17日
長崎市新地町1番14号		
長崎バス興産株式会社		
代表取締役 柳澤旬一郎		
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)		
科 目	金額(千円)	
資の 産部	流動資産 665,667 固定資産 274,538 合 計 940,206	
負純 資産 及の び部	流動負債 43,829 固定負債 39,991 株主資本 808,233 資本剰余金 95,000 利益剰余金 713,233 利益準備金 23,750 その他利益剰余金 689,483 (うち当期純利益) (10,843) 評価・換算差額等 48,151 有価証券評価差額金 48,151 合 計 940,206	

第8期決算公告		令和7年3月18日
東京都中央区日本橋小網町8番3号		
花王ビューティプランズカウンセリング株式会社		
代表取締役 浦野奈代子		
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)		(単位:百万円)
資 産 の 部	負 債 及 び 純 資 産 の 部	
流動資産 3,512	流動負債 6,489	
固定資産 3,812	固定負債 3,125	
	退職給付引当金 2,959	
	株主資本 △2,290	
	資本剰余金 10	
	その他資本剰余金 10	
	利益剰余金 △2,310	
	利益準備金 3	
	その他利益剰余金 △2,313	
	(578)	
資 産 合 計 7,324	負債・純資産合計 7,324	

第81期決算公告		令和7年3月18日
秋田県湯沢市深堀字中川原120番地の8		
秋田県醸酵工業株式会社		
代表取締役社長 大原孝浩		
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)		(単位:千円)
科 目	金額	
流動資産 2,988,200	流動負債 586,984	
固定資産 416,139	固定負債 228,063	
有形固定資産 341,219	負債合計 815,047	
無形固定資産 694	株主資本 2,576,014	
投資その他の資産 74,225	資本剰余金 54,750	
	利益準備金 2,521,264	
	その他利益剰余金 13,687	
	(うち当期純利益) 2,507,576	
	(1,078)	
	評価・換算差額等 13,278	
資産合計 3,404,340	純資産合計 2,589,292	
	負債・純資産合計 3,404,340	

第65期決算公告		令和7年3月18日
新潟県三条市西大崎3丁目12番23号		
株式会社井関新潟製造所		
代表取締役社長 岡本章文		
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)		(単位:百万円)
資 産 の 部	負 債 及 び 純 資 産 の 部	
流動資産 1,967	流動負債 3,247	
固定資産 1,945	固定負債 122	
有形固定資産 1,830	負債合計 3,369	
無形固定資産 17	株主資本 543	
投 資 98	資本剰余金 90	
	その他資本剰余金 210	
	利益剰余金 210	
	利益準備金 243	
	その他利益剰余金 75	
	純資産合計 168	
	(373)	
資 産 合 計 3,912	負債・純資産合計 3,912	

第82期決算公告		令和7年2月21日
東京都渋谷区代々木4丁目33番10号		
株式会社トシンド		
代表取締役 棚原慎太郎		
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)		(単位:千円)
科 目	金額	
流動資産 2,049,020	流動負債 177,851	
固定資産 4,812,468	固定負債 5,072,087	
有形固定資産 4,765,884	負債合計 5,249,938	
無形固定資産 46,584	株主資本 1,720,493	
投 資 108,943	資本剰余金 145,000	
	資本準備金 40,000	
	利益剰余金 1,535,493	
	利益準備金 100,000	
	別途積立金 1,143,295	
	その他利益剰余金 292,198	
	(うち当期純利益) (157,223)	
資産合計 6,970,431	純資産合計 1,720,493	
	負債・純資産合計 6,970,431	

第27期決算公告

令和6年12月27日 東京都渋谷区渋谷三丁目7番7号
北青地所株式会社
代表取締役社長 小澤 雄一

貸借対照表の要旨 (令和6年9月30日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流动資産	313,294	流动負債	59,708
固定資産	531,959	固定負債	115,448
総資産	51,892	(内退職給与引当金)	(775)
		負債合計	175,157
		株主資本	721,990
		資本剰余金	49,500
		利益剰余金	675,686
		利益準備金	3,656
		その他利益剰余金	672,029
		(内当期純利益)	(5,628)
		自己株式	△3,196
		純資産合計	721,990
資産合計	897,147	負債・純資産合計	897,147

第36期決算公告

令和7年2月27日 秋田県横手市赤坂字館ノ下155番地
株式会社サンコーエーム
代表取締役社長 三浦 一之

貸借対照表の要旨 (令和6年11月30日現在) (単位:百万円)

資産の部	負債及び純資産の部		
科目	金額		
流动資産	3,491	流动負債	2,258
固定資産	886	固定負債	572
		負債合計	2,831
		株主資本	1,546
		資本剰余金	10
		利益剰余金	1,536
		利益準備金	2
		別途積立金	400
		緑越利益剰余金	1,133
		(うち当期純利益)	(248)
		純資産合計	1,546
資産合計	4,377	負債・純資産合計	4,377

第2期決算公告

令和7年3月18日 千葉県千葉市美浜区中瀬2丁目6番1号
ワールドビジネスガーデンマリブウエスト24階
株式会社スリーエスビネスイノベーション
代表取締役 市川 昌弘

貸借対照表の要旨 (令和6年9月30日現在) (単位:千円)

資産の部	負債及び純資産の部
流动資産	25,716
固定資産	1,083
	流動負債
	賞与引当金
	その他の流動負債
	退職給付引当金
	役員退職慰労引当金
	株主資本
	資本剰余金
	利益剰余金
	その他利益剰余金
	(うち当期純利益)
資産合計	26,800
	負債・純資産合計
	26,800

第46期決算公告

令和7年3月18日 大阪市淀川区西中島一丁目11番16号
イーグル興産株式会社
代表取締役 桐山 晋

貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流动資産	27,208	流动負債	4,983
固定資産	1,571,231	(うち賞与引当金)	(340)
		固定負債	665,000
		負債合計	669,983
		株主資本	928,455
		資本剰余金	98,564
		資本準備金	405,572
		利益準備金	405,572
		利益準備金	424,318
		その他利益剰余金	100
		(うち当期純利益)	(18,521)
資産合計	1,598,439	純資産合計	928,455
		負債・純資産合計	1,598,439

第41期決算公告

令和7年3月14日 長崎市新地町2番10号
長崎バス商事株式会社
代表取締役 石野 和生

貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在)

科目	金額(千円)
資産部	
流动資産	465,523
固定資産	26,065
合計	491,588
負純資産及び部	
流动負債	46,179
固定負債	4,767
株主資本	439,375
資本剰余金	10,000
利益準備金	429,375
その他利益剰余金	2,500
(うち当期純利益)	426,875
評価・換算差額等	(25,867)
有価証券評価差額金	1,266
合計	491,588

第4期決算公告

令和7年3月18日 群馬県高崎市栄町1番1号
株式会社ヤマダデンキ
代表取締役 上野 善紀

貸借対照表の要旨 (令和6年3月31日現在) (単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
流动資産	399,872	流动負債	202,747
固定資産	185,291	賞与引当金	11,568
有形固定資産	104,808	役員賞与引当金	25
無形固定資産	1,191	その他の引当金	3,747
投資その他の資産	79,291	固定負債	24,460
		退職給付引当金	8,816
		商品保証引当金	1,485
		株主資本	357,955
		資本剰余金	100
		利益準備金	357,855
		その他利益剰余金	25
資産合計	585,164	負債・純資産合計	585,164

損益計算書の要旨
(自令和5年4月1日)
(至令和6年3月31日)
(単位:百万円)

科目	金額
売上高	1,218,694
売上原価	839,731
売上総利益	378,962
販費営業費	346,775
営業外収益	32,187
営業外費用	3,863
常勤社員給料	992
営業特別損失	35,058
税引前当期純利益	41
法人税	8,132
事業税	26,967
法人税等調整額	7,083
当期純利益	2,608
当期純利益	17,275

第22期決算公告 令和7年3月17日
長崎県西海市大瀬戸町瀬戸板浦郷920-10
さいかい交通株式会社
代表取締役社長 小田 朋生

貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在)

科目	金額(千円)
資産部	
流动資産	241,307
固定資産	109,756
合計	351,063
負純資産及び部	
流动負債	35,156
固定負債	8,333
株主資本	307,573
資本剰余金	100,000
利益準備金	10,000
その他利益剰余金	197,573
(うち当期純利益)	15,000
評価・換算差額等	182,573
有価証券評価差額金	(6,366)
合計	351,063

第16期決算公告

令和7年3月18日 埼玉県本庄市児玉町吉田林11番地1
株式会社バランス・インターナショナル

科目	金額(千円)
資産部	
流动資産	20,385
固定資産	16,258
合計	36,643
負純資産及び部	
流动負債	3,348
固定負債	25,798
株主資本	7,497
資本剰余金	9,000
利益準備金	△1,503
その他利益剰余金	△1,503
(うち当期純損失)	(1,192)
負債・純資産合計	36,643

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を四百万円減少し五百
万円とすることにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公
告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さ
ります。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとお
りです。
この決定に對し異議のある債権者は、本公
告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さ
ります。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとお
りです。

第11期決算公告 令和7年3月18日
 東京都千代田区岩本町一丁目13番5号
 株式会社Brooklyn Ball Factory Japan
 代表取締役 北出 茂雄

貸借対照表の要旨(令和6年7月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 45,452
	固定資産 123,136
	合計 220
	168,809
負純 資産 及の び部	流动負債 44,955
	固定負債 114,614
	株主資本 9,240
	資本剰余金 13,000
	資本準備金 5,000
	利益剰余金 5,000
	△8,759
	△8,759
	△(18,548)
	合計 168,809

資本金及び準備金の額の減少公告
 当社は、資本金の額を三百百万円、資本準備金の額を五百万円減少することにいたしました。
 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
 なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和7年3月18日
 東京都千代田区岩本町一丁目13番5号株式会社Brooklyn Ball Factory Japan
 代表取締役 北出 茂雄**令和5年度決算公告**

令和7年3月18日

横浜市戸塚区戸塚町3274番地

株式会社小泉製作所

代表取締役 小泉 耕

貸借対照表の要旨(令和6年8月31日現在)

科 目	金額(円)
資の 産部	流動資産 114,928,370
	固定資産 127,345,691
	合計 242,274,061
負純 資産 及の び部	流动負債 15,982,596
	固定負債 218,763,000
	株主資本 7,528,465
	資本剰余金 40,500,000
	△32,971,535
	△3,120,000
	△36,091,535
	(5,660,627)
	合計 242,274,061

資本金の額の減少公告
 当社は、資本金の額を三千五百万円減少することにいたしました。
 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
 なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和7年3月18日
 横浜市戸塚区戸塚町三三七四番地株式会社小泉製作所
 代表取締役 小泉 耕**第52期決算公告**

令和7年3月18日

愛知県一宮市森本三丁目15番25号

三吉商事株式会社

代表取締役 大野 忠志

貸借対照表の要旨(令和6年5月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 1,947
	固定資産 18,641
	合計 20,589
負純 資産 及の び部	流动負債 58,759
	固定負債 660
	△38,830
	△25,500
	△64,330
	△3,000
	△67,330
	△(475)
	合計 20,589

資本金の額の減少公告
 当社は、資本金の額を二千五百万円減少し五百万円とすることにいたしました。
 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
 なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和7年3月18日
 愛知県一宮市森本三丁目15番25号三吉商事株式会社
 代表取締役 大野 忠志**第43期決算公告**

令和7年3月18日

愛知県安城市和泉町郷前39番地

株式会社平松木型製作所

代表取締役 平松 稔孝

貸借対照表の要旨(令和6年7月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 266,956
	固定資産 225,776
	合計 492,732
負純 資産 及の び部	流动負債 110,681
	固定負債 372,311
	△9,740
	△10,000
	△259
	△800
	△1,059
	△(72,583)
	合計 492,732

合併公告
 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
 この合併の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
 (甲)左記のとおりです。
 (乙)計算書類の公告義務はありません。
 令和7年3月18日
 愛知県安城市和泉町郷前39番地
 (甲)株式会社平松木型製作所
 代表取締役 平松 稔孝
 (乙)有限会社シングエイモデル
 代表取締役 平松 稔孝

第50期決算公告

令和7年3月17日

福井県越前市家久町第57号3番地の1

アシックスアパレル工業株式会社

代表取締役社長 近藤 潤

貸借対照表の要旨

(令和6年12月31日現在)(単位:百万円)

科 目	金額
資の 産部	流動資産 640
	固定資産 92
	合計 732
負債及び純資産の部	流动负债 194
	固定负债 75
	合計 269
株主資本	股本 463
資本剰余金	90
資本準備金	210
その他資本剰余金	20
利益剰余金	190
利益準備金	163
その他利益剰余金	5
△その他利益剰余金(うち当期純利益)	158
評価・換算差額等	(70)
その他有価証券評価差額金	0
合計	463
負債・純資産合計	732

第45期決算公告

令和7年3月18日

千葉県千葉市美浜区中瀬2丁目6番1号
 ワールドビジネスガーデンマリブウエスト24階

株式会社スリーエスA & C

代表取締役 前原 大志

貸借対照表の要旨

(令和6年9月30日現在)(単位:百万円)

科 目	金額
資の 産部	流動資産 787
	固定資産 167
	合計 955
負債及び純資産の部	流动负债 301
	固定负债 35
	合計 266
株主資本	股本 46
資本剰余金	18
資本準備金	12
その他資本剰余金	14
△その他資本剰余金(うち当期純損失)	14
合計	347
株主資本	股本 596
資本剰余金	30
資本準備金	566
その他資本剰余金	5
△その他資本剰余金(うち当期純損失)	561
評価・換算差額等	(141)
その他有価証券評価差額金	10
合計	607
負債・純資産合計	955

第29期決算公告

令和7年3月18日
大阪市天王寺区国分町3番23号
株式会社山菱
代表取締役 河端 豊

貸借対照表の要旨(令和6年9月30日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 固定資産	40,734 527,139
	資産合計	567,874
負純 資 産 及 の び部	流动負債 固定負債 株主資本 資本利益 及 の び部	59,289 370,598 137,986 10,000 127,986 1,000 126,986 (9,613)
	負債・純資産合計	567,874

準備金の額の減少公告
当社は、効力発生日を令和7年4月一日とする山菱工業株式会社との株式交換により資本準備金の額が増加することを条件として、その増加額全額を減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和7年3月18日

大阪市天王寺区国分町3番23号

株式会社山菱

代表取締役 河端 豊

第12期決算公告

令和7年3月17日
長崎県長崎市新地町3番17号
長崎バス情報サービス株式会社
代表取締役 森田 誠

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:千円)

科	目	金額
資の 産部	流動資産 固定資産	96,371 1,227
	合計	97,598
負純 資 産 及 の び部	流动負債 固定負債 株主資本 資本利益 及 の び部	11,735 331 85,531 10,000 75,531 75,531 (うち当期純利益) (5,740)
	合計	97,598

第4期決算公告

令和7年3月18日

東京都港区六本木1-6-1泉ガーデンタワー
入間開発特定目的会社

取締役 中村 武

貸借対照表の要旨(令和6年11月29日現在)(単位:百万円)

科	目	金額	科	目	金額
その他の資産	5,870		流動負債	326	
流動資産	5,870		負債合計	326	
			社員資本	5,543	
			特定資本	0	
			優先資本	3,995	
			余剰金	1,548	
その他の資産合計	5,870		純資産合計	5,543	
資産合計	5,870		負債・純資産合計	5,870	

損益計算書の要旨
(自 令和6年1月1日)
(至 令和6年11月29日)

(単位:百万円)

科	目	金額
営業収益	10,400	
営業費用	8,597	
営業利益	1,802	
営業外収益	0	
営業外費用	42	
経常利益	1,760	
税引前当期純利益	1,760	
法人税、住民税及び事業税	2	
当期純利益	1,758	

第5期決算公告

令和7年2月7日

東京都千代田区飯田橋四丁目7番1号結和税理士法人内
品川施設開発特定目的会社

取締役 中津 正憲

貸借対照表の要旨
(令和6年11月30日現在)(単位:千円)

科	目	金額	科	目	金額
その他資産	79,804		流動負債	651	
流動資産	79,804		負債合計	651	
			社員資本	79,153	
			特定資本	1,000	
			優先資本	50,000	
			当期末処分利益	28,153	
資産合計	79,804		純資産合計	79,153	
			負債・純資産合計	79,804	

損益計算書の要旨
(自 令和6年2月1日)
(至 令和6年11月30日)

(単位:千円)

科	目	金額
営業収益	10,450,043	
営業費用	10,421,671	
営業利益	28,371	
経常利益	28,371	
税引前当期純利益	28,371	
法人税、住民税及び事業税	216	
法人税等調整額	3	
当期純利益	28,152	

第5期決算公告 令和7年3月18日

東京都千代田区有楽町一丁目2番12号

株式会社ココ

代表取締役 小島 美和

貸借対照表の要旨(令和6年5月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 固定資産	7,430 68,881
	合計	76,311
負純 資 産 及 の び部	流動負債 固定負債 株主資本 資本利益 及 の び部	1,356 95,550 △20,595 30,000 50,000 50,000 △100,595 △100,595 (うち当期純損失) 負債・純資産合計
		76,311

決算公告 令和7年3月18日

東京都港区赤坂二丁目17番7号

赤坂溜池タワー

マースクロジスティクス＆サービス

ジャパン株式会社

代表取締役 西山 徹

貸借対照表の要旨(令和5年12月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 固定資産	3,368,582 38,083
	合計	3,406,666
負純 資 産 及 の び部	流動負債 固定負債 株主資本 資本利益 及 の び部	3,180,019 82,836 620 226,025 50,000 176,025 176,025 (27,881)
	合計	3,406,666

(甲)マースクロジスティクス＆サービスジャパン株式会社
(乙)JCMatthews Look Contractors
代表取締役 西山 徹
靖一

令和7年3月18日
東京都港区赤坂二丁目一七番七号赤坂
溜池タワー
(甲)マースクロジスティクス＆サービスジャパン株式会社
(乙)JCMatthews Look Contractors
代表取締役 西山 徹
靖一

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
この合併の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲)掲載紙官報
(乙)掲載日五十九頁(号外第一三六号)

〔決算公告〕は、信頼と実績のある
官報をご利用ください。

独立行政法人 国立印刷局

第26期決算公告 令和7年3月18日
東京都台東区寿三丁目3番2号
株式会社ヴェラジャパン

代表取締役 米田 誠
貸借対照表の要旨(令和6年4月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	123,577
固定資産	415,402
資産合計	538,980
負純資産及のび部	
流動負債	230,963
固定負債	419,202
株主資本	△111,186
資本利益	10,000
剰余金	△121,186
その他利益剰余金(うち当期純損失)	△121,186
負債・純資産合計	538,980

第45期決算公告 令和7年3月18日
東京都台東区寿三丁目3番2号
株式会社ファンシー

代表取締役 米田 誠
貸借対照表の要旨(令和6年4月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	646,353
固定資産	74,926
資産合計	721,279
負純資産及のび部	
流動負債	530,088
固定負債	97,957
株主資本	93,233
資本利益	10,000
剰余金	2,500
その他利益剰余金(うち当期純損失)	80,733
負債・純資産合計	721,279

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部(甲株式三五〇〇株を含む)を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年三月十八日

東京都台東区寿三丁目3番2号

(甲) 株式会社ファンシー
代表取締役 米田 誠

(乙) 株式会社ヴェラジャパン
代表取締役 米田 誠

第7期決算公告 令和7年3月18日
鳥取県日野郡日野町貝原13番地1
株式会社アカマツ

代表取締役 赤松雄一郎
貸借対照表の要旨(令和6年6月30日現在)(単位:円)

科 目	金額
資の 産部	
流動資産	72,788,271
固定資産	6,017,564
合計	78,805,835
負純資産及のび部	
流動負債	19,825,678
固定負債	3,000,000
株主資本	55,980,157
資本利益	5,000,000
剰余金	50,980,157
その他利益剰余金(うち当期純利益)	100,000
合計	78,805,835

第44期決算公告 令和7年3月18日
鳥取県日野郡日野町高尾238番地
株式会社稻田組

代表取締役 赤松雄一郎
貸借対照表の要旨(令和6年6月30日現在)(単位:円)

科 目	金額
資の 産部	
流動資産	52,489,080
固定資産	41,278,311
合計	93,767,391
負純資産及のび部	
流動負債	10,433,982
固定負債	18,500,000
株主資本	64,833,409
資本利益	21,000,000
剰余金	43,833,409
その他利益剰余金(うち当期純利益)	5,250,000
合計	93,767,391

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、両社の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年三月十八日

鳥取県日野郡日野町高尾238番地

(甲) 株式会社稻田組
代表取締役 赤松雄一郎

(乙) 株式会社アカマツ
代表取締役 赤松雄一郎

決算公告 令和7年3月18日
香川県高松市多肥下町1548番地1
株式会社賃貸ネットワーク

代表取締役 渡辺 卓
貸借対照表の要旨(令和6年6月30日現在)

科 目	金額(円)
資の 産部	
流動資産	10,047,962
固定資産	1,160,038
合計	334,100
負純資産及のび部	
流動負債	15,063,287
固定負債	9,220,711
株主資本	△12,741,898
資本利益	1,000,000
剰余金	△13,741,898
その他利益剰余金(うち当期純損失)	△13,741,898
合計	11,542,100

決算公告 令和7年3月18日
香川県高松市上天神町1654番地1
株式会社経営政策研究所

代表取締役 渡辺 卓
貸借対照表の要旨(令和6年5月31日現在)

科 目	金額(円)
資の 産部	
流動資産	26,558,686
固定資産	66,360,053
合計	92,918,739
負純資産及のび部	
流動負債	6,636,255
固定負債	83,109,844
株主資本	3,172,640
資本利益	5,000,000
剰余金	△1,827,360
その他利益剰余金(うち当期純損失)	△1,827,360
合計	92,918,739

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年三月十八日

香川県高松市上天神町1654番地1

(甲) 株式会社経営政策研究所
代表取締役 渡辺 卓

(乙) 株式会社賃貸ネットワーク
代表取締役 渡辺 卓

第9期決算公告 令和7年3月18日
横浜市保土ヶ谷区川辺町2番地5
インターフェクション株式会社

代表取締役 佐藤 敦史
貸借対照表の要旨(令和6年9月30日現在)

科 目	金額(円)
資の 産部	
流動資産	3,155,679
固定資産	1,447,439
合計	4,603,118
負純資産及のび部	
流動負債	27,381,060
固定負債	△22,777,942
株主資本	1,000,000
資本利益	△23,777,942
剰余金	△23,777,942
その他利益剰余金(うち当期純損失)	(648,961)
合計	4,603,118

第11期決算公告 令和7年3月18日
横浜市保土ヶ谷区天王町一丁目27番地の6
株式会社アンジェ

代表取締役 佐藤 祥子
貸借対照表の要旨(令和6年3月31日現在)

科 目	金額(円)
資の 産部	
流動資産	26,366,755
固定資産	158,048,166
合計	184,414,921
負純資産及のび部	
流動負債	18,445,378
固定負債	107,630,746
株主資本	58,338,797
資本利益	1,000,000
剰余金	57,338,797
その他利益剰余金(うち当期純利益)	57,338,797
合計	184,414,921

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年三月十八日

横浜市保土ヶ谷区天王町一丁目27番地の6

(甲) 株式会社アンジェ
代表取締役 佐藤 祥子

(乙) インターフェクション株式会社
代表取締役 佐藤 敦史

第19期決算公告

2025年3月18日 東京都大田区南蒲田二丁目16番2号
ヤマハ発動機販売株式会社
代表取締役 松岡 大司

貸借対照表の要旨 (2024年12月31日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	14,345,231	流動負債	5,459,148
固定資産	934,335	(内賞与引当金)	(163,100)
		固定負債	4,712,515
		(内退職給付引当金)	(319,280)
		株主資本	5,107,902
		資本金	490,000
		資本剰余金	2,350,928
		その他資本剰余金	2,350,928
		利益剰余金	2,266,973
		利益準備金	122,500
		その他利益剰余金	2,144,473
		(内当期純利益)	(858,170)
資産合計	15,279,566	負債・純資産合計	15,279,566

第83期決算公告

令和7年3月18日 東京都港区芝浦二丁目12番10号
THKインテックス株式会社
代表取締役社長 植村 元博

貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,415	流動負債	3,298
固定資産	4,193	(賞与引当金)	(216)
		固定負債	267
		(退職給付引当金)	(245)
		株主資本	4,032
		資本金	100
		資本剰余金	25
		資本準備金	25
		利益剰余金	3,907
		その他利益剰余金	3,907
		(うち当期純利益)	(210)
		評価・換算差額等	10
		有価証券評価差額金	10
資産合計	7,608	負債・純資産合計	7,608

第78期決算公告

令和7年3月18日 佐賀県神埼郡吉野ヶ里町立野950番地
日清紡マイクロデバイスAT株式会社
代表取締役社長 末吉 裕明

貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,419,415	流動負債	4,152,853
固定資産	5,657,809	(役員賞与引当金)	(8,114)
		(従業員賞与引当金)	(32,900)
		固定負債	2,023,894
		(退職給付引当金)	(1,821,900)
		株主資本	900,476
		資本金	50,000
		利益剰余金	850,476
		利益準備金	12,500
		その他利益剰余金	837,976
		(うち当期純損失)	(405,742)
資産合計	7,077,224	負債・純資産合計	7,077,224

第15期決算公告

令和7年3月18日 京都市下京区東洞院通四条下ル元悪王子町51
Happy Elements株式会社
代表取締役 新井 元基

貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:百万円)

資産の部	負債及び純資産の部
流動資産	16,374
固定資産	19,983
	流動負債
	3,117
	固定負債
	347
	株主資本
	33,010
	資本金
	50
	資本剰余金
	996
	資本準備金
	45
	その他資本剰余金
	951
	利益剰余金
	31,964
	その他利益剰余金
	31,964
	(うち当期純利益)
	(4,384)
	その他有価証券評価差額金
	△116
資産合計	36,357
	負債・純資産合計
	36,357

第26期決算公告

2025年3月18日 東京都千代田区九段北四丁目1番3号

パシフィック債権回収株式会社

代表取締役 齋藤 茂雄

貸借対照表の要旨 (2024年12月31日現在) (単位:千円)

資産の部	負債・純資産の部
流動資産	1,116,104
固定資産	89,663
有形固定資産	54,368
無形固定資産	163
投資その他の資産	35,132
流動負債	133,767
固定負債	13,916
負債合計	147,684
株主資本	1,058,083
資本剰余金	500,000
(資本準備金)	—
利益剰余金	823,833
(利益準備金)	(83,000)
(その他利益剰余金)	(740,833)
自己株式	△ 265,750
純資産合計	1,058,083
資産合計	1,205,768
負債・純資産合計	1,205,768

損益計算書の要旨

(自 2024年1月1日) (至 2024年12月31日) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
売上高	286,396	特別利益	—
売上原価	116,105	特別損失	—
売上総利益	170,290	匿名組合損益分配額	0
販売費及び一般管理費	142,731	税引前当期純利益	24,701
営業利益	27,558	法人税、住民税及び事業税	9,271
営業外収益	61	当期純利益	15,430
経常利益	2,918		
	24,701		

第26期決算公告

令和7年3月14日 長崎市滑石4丁目6番33号
長崎バス観光株式会社
代表取締役 脇山 信人

貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	653,451	流動負債	113,549
固定資産	213,502	固定負債	62,200
		株主資本	675,530
		資本金	100,000
		資本剰余金	60,000
		その他資本剰余金	60,000
		利益剰余金	515,530
		利益準備金	6,000
		その他利益剰余金	509,530
		(うち当期純利益)	(101,818)
		評価・換算差額等	15,675
		有価証券評価差額金	15,675
資産合計	866,954	負債・純資産合計	866,954

第59期決算公告

令和7年3月14日 長崎市茂里町1番55号
株式会社みらい長崎
代表取締役 森田 誠

貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	142,488	流動負債	33,379
固定資産	18,031	固定負債	7,177
		株主資本	119,855
		資本金	100,000
		資本剰余金	20,000
		その他資本剰余金	20,000
		利益剰余金	48,855
		利益準備金	350
		その他利益剰余金	48,505
		(うち当期純利益)	(3,076)
		自己株式	△49,000
		評価・換算差額等	107
		有価証券評価差額金	107
資産合計	160,519	負債・純資産合計	160,519

第98期決算公告

令和7年3月18日

東京都港区浜松町一丁目14番5号

株式会社コトブキ

代表取締役 深澤 幸郎

貸借対照表の要旨 (令和6年5月31日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,946,001	流動負債	3,194,839
固定資産	4,199,217	賞与引当金	63,547
		固定負債	2,577,042
		退職給付引当金	373,996
		株主資本	3,373,336
		資本金	100,000
		資本剰余金	10,552
		その他資本剰余金	10,552
		利益剰余金	3,262,784
		利益準備金	34,945
		その他利益剰余金	3,227,838
		(うち当期純利益)	(162,544)
資産合計	9,145,219	負債・純資産合計	9,145,219

株式交換公告
当社(甲)は、新日本造形株式会社(乙、住所東京都台東区柳橋二丁目二〇番二六号)を完全子会社とする株式交換をすることにいたしました。
効力発生日は令和七年四月二十五日であり、甲の株主総会の承認決議は令和七年三月十日に終了し、乙の株主総会の承認決議は令和七年三月十九日に予定しております。
なお、最終貸借対照表の要旨は下記のとおりです。

令和七年二月十八日
大阪市東成区中道一丁目一〇番一七号
代表取締役
株式会社サクラクレパス
西村彦四郎

貸借対照表の要旨 (令和5年12月20日現在) (単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	11,810	流動負債	14,589
固定資産	19,605	賞与引当金	229
		固定負債	4,024
		退職給付引当金	1,617
		役員退職慰労引当金	106
		株主資本	11,904
		資本金	90
		資本準備金	210
		その他資本剰余金	0
		利益剰余金	210
		利益準備金	11,603
		その他利益剰余金	75
		(うち当期純利益)	11,528
		評価・換算差額等	(1,554)
		その他有価証券評価差額金	897
資産合計	31,415	負債・純資産合計	31,415

第63期決算公告

令和7年3月18日 東京都台東区柳橋2丁目20番16号

新日本造形株式会社

代表取締役社長 西村 貞一

貸借対照表の要旨 (令和5年12月20日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,340,195	流動負債	185,974
固定資産	430,213	賞与引当金	3,315
		固定負債	148,294
		退職給付引当金	85,993
		役員退職慰労引当金	41,231
		株主資本	1,435,340
		資本金	25,000
		利益剰余金	1,410,340
		利益準備金	25,000
		その他利益剰余金	1,385,340
		(うち当期純利益)	(55,365)
		評価・換算差額等	800
		その他有価証券評価差額金	800
資産合計	1,770,409	負債・純資産合計	1,770,409

第10期決算公告

令和7年3月18日 東京都中央区日本橋小網町8番3号

花王グループカスタマーマーケティング株式会社

代表取締役 中尾 良雄

貸借対照表の要旨

(令和6年12月31日現在) (単位:百万円)

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	111,061	流動負債	104,494
固定資産	19,580	固定負債	5,749
		退職給付引当金	1,264
		その他の負債	11
		負債合計	110,243
		株主資本	19,876
		資本剰余金	10
		資本準備金	5,575
		その他資本剰余金	3
		利益剰余金	5,572
		緑越利益剰余金	14,291
		評価・換算差額等	14,291
		その他有価証券評価差額金	522
		純資産合計	20,398
		負債・純資産合計	130,641

損益計算書の要旨

(令和6年1月1日から)

(令和6年12月31日まで) (単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
営業収益	136,587	特別利益	31
営業費用	117,480	特別損失	387
営業外収益	19,107	税引前当期純利益	19,264
営業外費用	617	法人税、住民税及び事業税	3,104
経常利益	104	法人税等調整額	3,648
	19,620	当期純利益	12,512

決算公告

令和7年3月18日 广島県安芸郡府中町新地1番14号

デルタ工業株式会社

代表取締役 藤田 均

代表取締役 藤田 健

貸借対照表の要旨

(令和6年12月31日現在) (単位:千円)

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	30,210,214	流動負債	19,874,504
固定資産	31,326,253	賞与引当金	282,000
		役員賞与引当金	94,168
		固定負債	7,261,888
		退職給付引当金	3,457,116
		役員退職慰労引当金	1,035,749
		製品保証引当金	1,363,408
		株主資本	33,752,558
		資本剰余金	91,413
		資本準備金	352,400
		利益準備金	352,400
		その他利益剰余金	33,308,745
		自己株式	72,853
		評価・換算差額等	33,235,892
		その他有価証券評価差額金	△7,650
		純資産合計	655,167
		合計	61,536,467

損益計算書の要旨

(自令和6年1月1日)

(至令和6年12月31日) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
売上高	90,641,129	常利益	4,930,954
売上原価	79,434,171	特別利益	153,130
売上総利益	11,206,959	特別損失	2,722,962
販売費及び一般管理費	6,870,086	税引前当期純利益	2,361,122
営業利益	4,336,873	法人税、住民税及び事業税	1,404,877
営業外収益	910,982	法人税等調整額	△1,917
営業外費用	316,901	当期純利益	958,162